

『行者大要鈔』攷

那須一雄

一、はじめに

南都で、三論・密教・法相等に造詣を深めた明遍（一一四二～一一二四）は、法然（一一三三～一一二二）が説く専修念仏の教えに救済の道を見出したと言われる。各種法然伝や、法然の流れを汲む諸師の著作等に示された明遍の行実や学説からは、明遍が、法然教学を自力的、多念義的立場から把握して、自己の浄土教的立場を形成していたことがわかる。そして、その浄土教的立場の実践の地は、高野山蓮華谷の蓮華三昧院であった。

さて、『国書総目録』や『仏書解説大辞典』には、明遍の著作として、龍谷大学写字台文庫蔵の『行者大要鈔』¹という書物（写

本、以下「写字台文庫本」）が記載されている。²また、国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースには、今治市河野美術館所蔵の『行者大要鈔』（写本、以下「河野美術館本」）が、写字台文庫本と共に、明遍著作として記載されている。これらの目録等において、『行者大要鈔』の著者を「明遍」とするのは、右記二写本の奥書に「右、此の書は……明遍僧都の御作也」という記述があることに基づくものである。さらに、近年筆者は、古書店で、右記の二本と、右記奥書までの原本を同じくする『行者大要鈔』の写本（以下「那須所持本」）を新たに入手した。

しかし、これまでの明遍についての研究史の中で、『行者大要鈔』が明遍の著作として取り上げられたことはない。例えば、濱田隆氏（浜田〔一九六五〕九五頁）、五来重氏（五来〔一九七五〕

二二一頁）、『国史大辞典』（一九九二）五三二頁、青木淳氏（青木
〔一九九三〕一一八頁）、伊藤唯真氏（伊藤唯真〔一九九五〕四二七
頁）、大西磨希子氏（大西〔一九九七〕一一一頁）、高間由香里氏
（高間〔二〇〇八〕十八頁）、伊藤茂樹氏（伊藤茂樹〔二〇一六〕
五十一頁）、吉岡諒氏（吉岡〔二〇一八〕二〇一頁）は、明遍の著
作は現存しないとしている。また、名畑應順氏と長谷川浩文氏は、
法語として伝わる『弘法大師念仏法語』（『念仏法語』）と『明遍僧
都一紙法語』（『一紙法語』）を明遍の著作として扱うという立場を
取り、この二法語以外には、明遍の著作は現存しないとしている
（名畑〔一九二〇〕五三六～五四二頁、長谷川〔二〇一六〕一頁）。そ
して、大谷旭雄氏は、名畑氏の立場を踏襲するとしている（大谷
〔一九六一〕一六一頁）。これまでの明遍の研究史において、『行者
大要鈔』について触れているのは、關恒明氏のみである（關
〔一九九四〕一一九頁、一二七頁）。しかし關氏は『行者大要鈔』を
明遍作とは見ていない。

本論は、現存する『行者大要鈔』諸写本の内容を、書誌学的、
そして、浄土教学的視点から分析することにより、本書が蓮華谷
明遍の述作であることを論証しようとするものである。

なお、本書の写本については、『国書総目録』³⁾によれば、右に
挙げた三写本以外に、もう一本、三写本と原本は同じくすると思
われる大津市西教寺の正教蔵文庫蔵の『行者大要鈔』（写本、以

下「正教蔵文庫本」がある。そして、この正教蔵文庫本の奥書に
は、「右、此の抄は毗沙門堂明禪撰なり」という記述がある。則
ち、この奥書に依れば、『行者大要鈔』の著者は、明遍と同じく
聖道門仏教から、法然が説く専修念仏の教えに帰入した明禪
（二一六七～二四二）ということになる。また、右記の三写本の
奥書においても、後述のように、著者であるとする明遍について
「毘沙門堂の法印」というように、毘沙門堂の別当であった明禪
の肩書が記されている。則ち、『行者大要鈔』四写本の奥書から
は、その著者について、明遍説と共に、明禪説も提示されている
ということになる。従って、本論で『行者大要鈔』の明遍撰述説
を論証するためには、本書が「明禪の撰述ではない」ということ
を示すことが、特に重要になってくる。

以下、『行者大要鈔』がなぜ明禪の撰述ではなく、明遍の撰述
であると考えられるのかということに焦点を当てつつ、右記四写
本について検討する（※『行者大要鈔』の原文は漢文であるが、本
論において引用する際には、適宜、書き下して引用した）。

二、写字台文庫本と那須所持本について

（一）写字台文庫本と那須所持本の書誌的整理

まず始めに、筆者が写本の実物を披見することができた写字台

文庫本と那須所持本の書誌について述べる。二写本の書誌情報は以下の通りである。

(A) 写字台文庫本

〔所蔵〕 龍谷大学写字台文庫

〔請求記号〕 二六六・二七八(ラベル。表紙右上)

〔形態〕 写本 〔書写年次〕 元文五年(一七四〇) 〔書写者〕 宜純

〔書写依頼者〕 釈秀雄(南紀沙門) ※頼円による天正六年

(一五七七)の写本「宝積寺塔頭極楽房所蔵」を写したもの

〔書写地〕 宝寺(宝積寺) ※城州(山城国) 大山崎

〔料紙〕 楮紙 〔装丁〕 冊子本(袋綴四つ目綴) 〔角裂〕 無し

〔丁数〕 八丁の完本

〔行数・字数〕 半葉九行、一行二十字〜二十一字

〔表紙〕 香色紙表紙

〔用字〕 漢字カタカナ交じり文

〔法量〕 (縦) 二十四・五cm (横) 十六・八cm (幅) 四・五mm

〔界線・押界〕 無し

〔字高〕 二十一・五cm 〔天界〕 二・〇cm 〔地界〕 一・〇cm

〔外題〕 行者大要鈔 二十一章(金地題簽) ※筆跡は本文と同じ

〔内題〕 行者大要鈔 ※題の下に「行者、左脇机に於て、朝暮、

之を見る可し」(原漢文)との記載あり 〔尾題〕 無し

〔表紙見返し〕 「明遍僧都之御口 宝光院入寺信譽」という、本文とは別の筆跡の書き入れあり

〔印記〕 写字堂/蔵書(陽刻朱楷円印、三・八cm×二・二cm、一丁表の右下)

〔奥書〕 「右、此の書は、毘沙門堂の法印(少納言入道真清御息、十二面変作云云、明遍僧都御作也。八宗に亘り之を用ゆ。云々。努々、外聞す可からず。少智は是れ、菩提の妨げなる故に。

但、慳悋にして、機感熟すること、自ら知らざる而已」(以上、

十三丁裏、一〜四行目、龍谷大学貴重資料画像データベース『行者大要鈔』(以下「龍大」)第十六画像一行目〜四行目)。「悪筆、

憚り多しと雖も、偏に上求菩提下化衆生の為に、別しては、

現当二世所願円満祈処而已。天正六年卯月吉日書写畢。頼円

「梵字のma」(以上、十七丁表、七〜九行目、龍大第十八画像、

十六行目〜十八行目)。「今、此の一卷の右書は、城州、大山崎、宝寺、塔頭極楽房、彦誉庫蔵の秘本也。予、慇懃に所望する

こと、年淹し。然るに而して、元文第五庚申初秋、京師木屋町房屋の旅亭に於て、彦誉、病を養ふこと有り。予、之を看病す。其の福田に与へて、之を求むることを得たり。矣。率

爾に、之を書写せんと欲すと雖も、衰老、筆を把るに懶し也。

幸いに、同寺仙涼坊住侶宜純に三請して、焉を写求す。随喜、

余り有り。云爾。唱曰。貪瞋痴の三毒は、諸煩惱の骨髓、一切の障礙神なり。常恒に能く忍持すれば、富樂と慈悲と智慧との三徳を表し、忽ちに如意宝と為り、諸の希願、悉く満たす。大師の釈に云玉はく、一尊一契は、証道の径路、一字一句は、入仏の父母なる者也、と、文。南紀沙門釈秀雄老翁、謹んで記す、焉」（以上、十八丁表裏、龍大第十九画像一行目、龍大第二十画像四行目）

〔備考〕表紙左上に「真言」という書き入れあり。表紙の請求記号ラベルの上に「写字台」と記したラベルあり。表紙右下に「黄、八架、四四号」と記した資料番号のラベルあり

上記奥書の「右、此の書は……知らざる而已」という文章の後、十四丁裏の五行目から十七丁表の六行目（龍大第十六画像五行目、第十八画像五行目）にかけて、「右、此の書は」の筆者でもなく、右記の「奥書」の項で示した「悪筆、憚り多しと雖も」以下を記した頼円でもない書き手による「毎月地蔵参記之日記」という書き付けがある。

〔B〕那須所持本

〔所持〕筆者 〔形態〕写本 〔書写年次〕安永三年（一七七四）
〔書写者〕秀栄（勢南松坂出身） 〔書写地〕高野山起雲楼

〔料紙〕楮紙 〔装丁〕冊子本（袋綴四つ目綴） 〔角裂〕無し

〔丁数〕二十二丁の完本

〔行数・字数〕半葉八行、一行十五字、十六字

〔表紙〕朽葉色紙表紙

〔用字〕漢字カタカナ交じり文

〔法量〕（縦）二十二・八 cm、（横）十五・九 cm（幅）三・五 mm

〔界線・押界〕無し 〔字高〕十八・四 cm 〔天界〕二・九 cm

〔地界〕一・五 cm

〔外題〕行者大要抄 明遍之御口（金地題簽）※筆跡は本文と同じ

同じ

〔内題〕扉・明遍之御口 行者大要鈔。卷首・行者大要抄（題

の下に「行者、左脇の机に於て、朝暮、之を見る可し」（原漢

文）との記載あり 〔尾題〕無し

〔奥書〕「右、此の書は、毘沙門堂の法印（少納言入道真清の御息、

十一面の変作、云云）、明遍僧都の御作也。八宗に亘り之を用ゆ

云々。努々、外聞す可からず。少智は是れ、菩提の妨げなる

故に。但、慳吝にして、機感熟すること、自ら知らざる而已」

「時に、安永三、甲午、秋、八月廿一日、南峯起雲楼に於て、

書写し了る。勢南松坂産歎の息。秀栄山人」（以上、原漢文）

〔備考〕表紙右下に「六ノ九」と記した楮紙（縦・三 cm、横二・

三 cm）が貼つてある。

(二) 写字台文庫本と那須所持本における私積について

『行者大要鈔』は、仏道を実践する上で、本書の著者が特に重要だと判断した二十一項目について、仏教の経論積の要文の引用と、引用文に関する私積を施すことにより、それぞれの項目についての見解が提示された書物である。本項では、写字台文庫本と那須所持本における十一箇所の私積がどのような文脈の中で設けられているかについて検討する。

第一番目の私積は、「三、悪人に遇う時の用心の事」の末尾に見られる。この私積は、その直前に引用された『増一阿含経』の文中に示されている。「仏弟子でも災難に巻き込まれる場合がある」ということの例証として、釈尊の十大弟子である目連や舍利弗の事例を挙げたものである。

次に、「十一、臨終に善悪の相を知る事」には四例の私積が見られる。第一の「是に私に」以下の私積は、その直前に引用された『瑜伽論』の文が、世の中の「大部分」の臨終について説いたものであることを述べたものであり、次に、その例外が述べられることを示唆するものでもある。そして、次の私積は、上記の『瑜伽論』の引文の後、例外を示すものとして引用された『婆娑論』の所説を補説したものである。また、第三の私積は、その直前の文についての解説文である。さらに、本項最後部の第四の私積は、それまで諸経論により、行者の臨終時の相と、死後に生ず

る六道との関係について論じてきたことの結論として、本書の著者が最も関心を持っている「浄土に往生する場合、行者は臨終時にどのような相を示すのか」について、著者の知識を披露したものである。

そして、「十二、死後の事」中に設けられている私積は、この私積の直前の『律鈔』の引文の末尾の所説についての補説である。さらに、「十七、行人鬼病の事」には二つの私積がある。一つ目の私積は、「決定業の報いを止めることはできない」という一般的な説を引文により示した後、「勇猛強盛の行人になれば、たとえ決定業であつたとしても必ず転ずることができる」という、引文とは反対の著者の立場を示したものである。二つ目では、この私積の根拠を示すという形で、『摩訶止観』や『増一阿含経』を引用した後、所説をまとめている。

続いて、「十八、道人貧報の事」における私積は、その直前の、仏に食を供える功德を説いた『大智度論』の所説を再説したものである。

また、「二十、仏、初心の行者に靈験を隠し玉ふ事」では、『維摩経疏』や『法華文句』を引用することにより、「仏は初心の行者に対しては、慢心を発すといけないので、授記を与えたり、靈験を見せたりはしない」ということを示し、この説をいったん肯定してから、「慢心や自高心の少ない人に対しては、仏が種々の

奇瑞を見せることもある」と述べる。

最後に、「二十一、仏像売買の罪と罪ならざる事」の後半部にも長文の私積がある。ここでは、前半部で示した、相反するような説とも理解されかねない『梵網経』と『像法決疑経』における仏像売買の罪について、調和的解釈を示している。

以上、『行者大要鈔』の写字台文庫本と那須所持本において共通して設けられている十一箇所の私積が、どのような文脈の中で設けられているかについて検討した。十一箇所の私積はすべて、『行者大要鈔』の各項目において、自然な文脈の中で配置されていると言える。以上のことより、『行者大要鈔』の写字台文庫本と那須所持本における諸引文と私積は、同一人物によって記されたものと考えることができる。

(三) 写字台文庫本と那須所持本の成立について

奥書等から推測される二写本の成立過程は、以下のようなものである。

まず、本書の著者により、『行者大要鈔』の本文（『行者大要鈔』行者、左脇机に於て、朝暮、之を見る可し」から「已上、二十一章」までの文章）が著される。この本文が、著者の生前の言行を死後に門弟がまとめた、所謂「聞書」の類ではないことは、数多くの仏教の経論釈からの引用と引用文に関する私積から成り立つ

ていることから明らかである。

そして、著者没後、本書がその門弟等により書写され伝承されていく。さらに、その伝承過程における段階の書写において、「右、此の書は、毘沙門堂の法印（少納言入道真清御息、十一面変化云云）、明遍僧都御作也。八宗に亘り之を用ゆ。云々。努々、外聞す可からず。少智は是れ、菩提の妨げなる故に。但、慳悒にして機感熟すること、自ら知らざる而已」という奥書が記される。そして、この奥書までの部分が、その後の『行者大要鈔』写本の一つの原型となる。このことは、右の二写本に加えて、次章で取り上げる河野美術館本にも同様の奥書があることから明らかである。

なお、この奥書は、本書の著者没後、ある程度の年月を経てから記されたものであると言える。何故なら、本書の著者について、「少納言入道信西（註5）の御息」である「明遍僧都」としつつ、この明遍について、冒頭でも述べたように、「毘沙門堂の法印」という、浄土仏教に帰入した明禅の冠辞が用いられているからである。本書の著者が没した直後に記された奥書であるならば、このような混同は生じないであろう。但し、本書の長い書写伝承の歴史の中では、かなり早い段階での書写であるとも言える。

また、写字台文庫本については、以下のような成立過程を考えるとすることができる。右に述べたような写本の原型が、さらに、書写

伝承されていく過程において、「毎月地藏参記之日記」以下の書き付けが加筆される。この書き付けの区切りが、「同碑文、南海中に於て、一の浄土有り。金剛山と名づく。法起菩薩、常に在して説法す」までであることは、同様の書き付けがある河野美術館本で、右の「同碑文」以下の文の後、「終」と記していることより推測される。

さらにその後、頼円という僧侶により、右の「毎月地藏参記之日記」以下の書き付けが記された『行者大要鈔』が書写される。

書写した後、頼円は、中世高野山の密教研究の中心的人物の一人であり真言浄土の教えにも造詣が深かった道範（一一八四～一二二二）の『秘密念仏鈔』巻下の「尋常行儀事」に記される「南無大師遍照金剛普賢行願皆令満足……発心修行菩提涅槃浄仏国土成就衆生⁶」という偈頌と、陰曆十二月の異称（暎、姫、霜、余、臯、且、相、袖、玄、陽、事、除）を書き加える。それから、「自分は悪筆であり、大変恐れ多いことだけれども、上求菩提下化衆生と、現当二世において所願が円満であることを祈って本書の書写をした」と書き付ける。そして最後、頼円が、天正六年（一五七七）四月に書写した旨を記す。ここまでが頼円書写本である。また、この頼円書写本を書写したのが、写字台文庫本である。

写字台文庫本の書写奥書からは、『行者大要鈔』頼円書写本が、城州（山城国）大山崎の宝寺（宝積寺）塔頭の極楽房の彦誉とい

う僧侶の書庫に「秘本」として所蔵されていたこと、そのことを知っていた紀伊国の秀雄という僧侶が、彦誉にこの「秘本」の書写を願い出ても、何年も聞き入れてもらえなかったこと、元文五年（一七四〇）、京都木屋町の料亭において彦誉が病に伏せた時に、秀雄が看病したことに對する謝礼として、ようやく書写が許可されたこと、そして秀雄は、宝積寺塔頭・仙涼坊の宜純に依頼して書写してもらった、というようなことがわかる。

那須所持本については、写本の一つの原型が、写字台文庫本のように書き付けが加えられることなく、安永三年（一七七四）まで伝承され、それが、高野山起雲楼において、勢南松坂出身の秀栄という僧侶によつて書写されたと考えられる。

なお、写字台文庫本にも、那須所持本にも共に、写本の冒頭に「明遍僧都之御口」「明遍之御口」という記載がされていることから、本書の書写に関わつた頼円、秀雄、宜純、秀栄といった諸師は、本書の著者について、「毘沙門堂の法印である明禅」ではなく、「少納言入道信西の御息である明遍」と認識していたということもわかる。

三、河野美術館本について

続いて本章では、河野美術館本の特色について述べる。

河野美術館本は、『行者大要鈔』写本の所謂原型部分については、写字台文庫本や那須所持本と、内容的にも、語句についても、注意すべき相違点はない（別掲の校異表〔二六四～一六六頁〕参照）。また、この原型部分の次には、写字台文庫本とほぼ同文の「毎月地蔵参記之日記」以下の書き付けがある。違っているのは、「発心祈請表白」なる長文の表白文が続き、それから、私願等が書き連ねられた後、「元龜三年壬申極月九日書写畢」と記されていることである。そして、「于時寛永拾九曆陽復三日書写畢。河州錦部郡鬼住村 道雲（※振り仮名は原文には無し）」という識語が続く。以上の記述より、河野美術館本は、元龜三年（一五七二）十二月九日に書写された親本を、寛永十九年（一六四二）十一月三日に、河州錦部郡鬼住村の道雲という僧侶が書写したものであるということがわかる。また、本写本の内題の右下に「浄嚴」という名前が記されていることから、河内の教興寺を再興した浄嚴（一六三九～一七〇二）により入手され所持されていたという推定が可能であろう。

四、正教蔵文庫本について

（一）正教蔵文庫本の諸問題

次に、正教蔵文庫本の特色について述べる。正教蔵文庫本の親

本の成立は、文明十年（一四七八）である。上述のように、写字台文庫本の親本の成立が天正六年（一五七七）、那須所持本の成立が安永三年（一七七四）、河野美術館本の親本の成立が元龜三年（一五七二）であるので、この正教蔵文庫本は、現存する『行者大要鈔』の四写本の中では、最古であると言える。しかし、書誌学的な視点から、その内容を検討すると、他の三写本と比較して、以下のような不完全な点が確認できる。

第一に、本文中に大幅な欠落箇所があるということである。則ち、写字台文庫本等の三本における「九、看病の事」の末尾の『僧祇律』の引文以降、次項の「十、善知識の事」という項目名、そして項目名の直後の『律鈔』の四つの引文、その次の『観念法門』の引文中の「共に是れを懺悔念仏すべし。善き相を語らば」という文、末尾の「或る聖教に云く」以下の引文、以上の箇所が、他の三本と比較した場合に欠落していることがわかる。以上の欠落箇所のうち、特に「十、善知識の事」という項目名、及びその直後の『律鈔』の四引文が欠落している点は注意される。則ち、正教蔵文庫本では、他の三本において「看病の事」と「善知識の事」という二項目が設けられている所を、「善知識の事」の前半部分を欠落させて、後半部分を「看病の事」の最後部に付けて、「看病の事」の一項目のみとしているからである。しかし、『行者大要鈔』の以下のような構成から考えれば、原本に「善知識の

「事」という項目が設けられていたことは明らかである。則ち「看病の事」においては、病人の看病する時の心得について述べられ、その最後部で、病人に正念を失わせないように看病することの重要性が説かれる。また、病人に正念を失わせないようにするために一番重要なのは善知識の存在であるという立場から、次の「善知識の事」において、善知識とはどのような人で、どのような態度で病人に対して接するべきかということが説かれている。さらに、この「善知識の事」を受けて、次の「臨終に善悪の相を知る事」という項目が展開されている。以上のような項目の構成から考えれば、「看病の事」「善知識の事」「臨終善悪相の事」と展開する、写字台文庫本等の三本の方が、原本に忠実な記載であることは明らかである。

正教蔵文庫本が不完全と考えられる二番目は、文の転倒が見られる点である。則ち「十二、死後の事」の最後部は、他の三本では、まず、『無常経』の引用により、遺体を埋葬する所へ着いたら、遺体を埋葬する前にすべきことを述べ、次に、『律鈔』の文により、遺体の埋葬の仕方に、水葬、火葬、土葬、野葬の四種があることが示され、さらに、『律』には、上記の四種の埋葬の仕方のうち、火葬と野葬について明かされることが多いこと、そして『律』に説かれる火葬をする場合の注意点について示されている。ところが、正教蔵文庫本では、『無常経』の文が、四種の埋

葬の仕方が示される『律鈔』の文の後に配置されている。文章の流れから言えば、他の三本における引文の仕方が自然であることは明らかであり、正教蔵文庫本の引文の配列は、書写段階における誤写であると言える。

第三に注意される点は、他の三本と比較した場合の、漢文の表記の仕方の違いである。「資料 那須所持本と正教蔵文庫本における漢文表記法の違い」(二一〇頁)に三例を挙げる。

これを見れば、那須所持本では、各種の品詞を漢文の正規の文法に基づいて文中に配置し、返り点を付して文の構成をしているのに対し、正教蔵文庫本では、漢文体では書かれているものの、その語順は漢文の正規の文法に基づくものではなく、漢文を書き下した場合の語順となっているということがわかる。このような文例は、正教蔵文庫本中において、三例の他にも多く見られる。『行者大要鈔』の原本は、当然、那須所持本等の三本と同様の、漢文の正規の文法に基づいた文の構成になっていたと考えられるので、正教蔵文庫本は、この点においても、粗雑な書写による不完全な写本であることができる。

以上、正教蔵文庫本が写本として不完全なものであると考えられる三つの根拠を示した。

確認できる。そして、これら四箇所の私積のうちの特に三つの私積は、その内容が、『行者大要鈔』の原本の著者とは別の人物によつて記されたと考えた方が自然な私積となつてゐる。以下、この点について論じる。

第一に注意されるのは、「十八、道人貧報の事」の第一引文の直後において、正教蔵文庫本のみには設けられてゐる私積である。この私積は、第一引文の後半部で、「羅旬比丘が持戒精進の生活をしてゐたにも拘わらず、食を得ることができず、最後、砂を食べて涅槃に入った」と述べられていることの原因について、「それは、過去に彼が母親を餓死させた報いによるものである」ということを述べたものである。この私積を設けることによつて、確かに、引文中で示されるような、羅旬比丘が最後まで食を得られなかつた理由は明らかとなる。しかし、本書は、仏教徒が仏道を正しく歩んでいくための規範について、その要点を簡潔に示そうとして執筆された書物である。そのような目的で本書を著した著者が、はたしてその中に、仏弟子が自分の母親を故意に餓死させたというような故事を書き示そうとするだろうか。この部分は、第一引文により、日頃から、定慧の実践、持戒精進の実践は欠かさずに行つてゐたが、福業を修することを怠つた仏弟子が、「生々に貧し、乞食をしても食を得られなかつた」という事実を示すだけでよかつたのではないか。以上のような理由から、筆者は、こ

の私積は、『行者大要鈔』の執筆者以外の人物により、書写伝承の過程で付加された私積であると考ええる。

二番目に注意されるのは、「八、酒肉五辛を忌む事」において、正教蔵文庫本のみには施されてゐる私積である。これは、その直前に引用された『明眼論』の文を承けての私積であるが、その内容は、引用された『明眼論』の説示の内容を誤解してゐる者を誡める内容となつてゐる。則ち、『明眼論』では、「一文の意味も知らない愚癡の僧侶が、戒律を厳密に護つてゐることを理由に、自高自大となり、学識のある僧侶を誘ふことは五逆罪を上回る程の過ちである」ということが述べられてゐる。これに対し、この私積では、この『明眼論』の説示を根拠として、「愚癡こそが不浄であり、戒律を犯すことは不浄ではない」と言う者がいるとして、それは、『明眼論』の説についての誤解であり、そのような立場に立つのは「墮獄の因」となると誡めてゐるのである。このような私積は、本書の著者が施したものと考へられず、書写伝承の過程で付加されたものと見るべきである。

第三番目は、「十一、臨終善悪相の事」における第二引文である『婆娑論』の文の後の私積である。『婆娑論』で、仏道修行の完成者であり、究極の聖者と言われる阿羅漢でも、断末魔の苦に責められることがあるのに対し、殺生罪を犯した極悪人でも断末魔の苦しみから遁れられることもあることが説かれてゐることを

承けたものである。この私積では、現存する四写本共に、断末魔から遁れることができた殺生者である悪人について、その業の報いは次生ではなく、次々生（第三生）に受けることになると思えるべきであることを述べている。しかし正教蔵文庫本では、その後、「順現業、順生業、順後業、不定業」という「四業」について、そして、「業」という語について、さらに、「断末魔」という語についての解説が設けられている。この正教蔵文庫本のみに見られる仏教用語の解説部分は、仏教者の生活規範について簡潔に説き示すことを目的に執筆された『行者大要鈔』においては、必要な記述であるという見方が可能であろう。筆者は、この部分についても、『行者大要鈔』の著者が記したものは考え難く、書写伝承の過程で付加されたものと見る方が自然であると考ええる。

最後、第四番目としては、「住処事」の末尾に記された「私に云く、好処とは仏法修行に便有る処の事也、云云」という私積がある。この私積は、右に挙げた三つの私積と異なり、本項の文脈に沿ったものであるので、本書の著者が記したものと見ても問題はない。則ち、書写伝承の段階で、本項の最終行が写し落とされた可能性もある。しかし、四つの引用文のみでも住居に関する著者の立場は十分に汲み取ることができるので、書写伝承の段階における付加と考えることも可能であろう。筆者は、後者の立場に立つ¹⁰。

(三) 正教蔵文庫本のみを確認できる私積の著者について

前項では、『行者大要鈔』写本四本のうち、正教蔵文庫本の四箇所において、他の三本においては施されていない私積があることを確認した。そして、これらの私積は、その内容から判断して、書写伝承の段階で付加された可能性が高いということ述べた。それでは、これらの私積を付加した人物は誰であろうか。本項では、この点について論じる。

右の問題について考えるための手がかりとなるのは、正教蔵文庫本の奥書の記述である。以下、その全文を示す。

「右此の抄は、毗沙門堂明禪撰なり。跋、台嶺御門。享運、幸なる者なり。且は僧徒の威儀用心として、且は得三並びに指南として、謹んで憶持せしむるもの也。文明十年戊戌正月日、書写奉り候。権少僧都享運」

右の奥書のうち、筆者が特に重要だと考えるのは、第一行目の「右此の抄は明禪撰なり。跋、台嶺御門」という記述である。これを現代語訳するならば、「右の抜き書きは毘沙門堂明禪によるものである。跋文は比叡山門跡である」となるが、このうちの「跋」という語をどのように解釈するかが問題となる。なぜならば、本来、「跋文」とは「後書き、後序」という意味であり、書物の本文の最後部に、その書物の成立年時、作者、筆者等について述べたもののことを言う。しかし、このような意味での跋文と

は、正教藏文庫本では、右にあげたような、「文明十年正月に、享運という僧侶が、明禪によつて抜き書きされ、比叡山延曆寺門跡によつて跋文が記された」とされる『行者大要鈔』という書物を書写した喜びについて記した奥書」ということになるので、この奥書中の「跋」という語が、「書物の最後部に記された後序」という意味ではないということは明らかである。

それでは、この正教藏文庫本の奥書において、享運が言う「跋」とは何を意味するのだろうか。筆者は、『行者大要鈔』中の私積のことであると考える。則ち、右にあげた奥書の第一行目は、『行者大要鈔』における引用文の部分（即ち「此の抄」）は明禪によつて、様々な経論釈の中から抜き書きされたものである。そして、引用文の後にしばしば述べられている私積は、延曆寺の門跡寺院の僧侶によつて記されたものである」と解すべきではないかということである。つまり、北嶺系統の書写伝承の過程で実際にあった、いくつかの私積が付加されたという事実が、いつのまにか、元々の原本に存在した私積を含む、すべての私積を、延曆寺の門跡寺院の僧侶が記したという伝承へと変化してしまい、このような伝承を受けて、享運は右記のような奥書を記したというのである。

いずれにせよ、以上のような推測に基づくならば、正教藏文庫本のみに見られる四箇所の私積を付加したのは、比叡山延曆寺の

門跡寺院の僧侶ということになるであろう。

五、『行者大要鈔』に引用される経論釈

続いて本章では、『行者大要鈔』の二十一項目に引用される経論釈について、その正式名と、『大正藏』等における出拠を挙げて示す（正式名と出拠の表示は初出時のみ）。

〔一、八精進、八懈怠事〕『長阿含經』（大正藏一、一頁以下）、

『四十二章經』（大正藏二十七、七二二頁以下）、『大論』（『大智度論』、大正藏二十五、五十七頁以下）。

〔二、睡眠時〕『中阿含經』（大正藏一、四二二頁以下）。

〔三、悪人に遇う時の用心の事〕『梵網經』（大正藏二十四、九九七頁以下）、『増一阿含經』（大正藏二、五四九頁以下）。

〔四、住処の事〕『天台止観』（『摩訶止観』、大正藏四十六、一頁以下）、『像法決疑經』（大正藏八十五、一三三四頁以下）、『増一阿含經』。

〔五、衣食の事〕『止観』（『摩訶止観』、大正藏四十六、一頁以下）。

〔六、師を用ゐるの事〕『大論』。

〔七、魔事の事〕『止観』、『持犯要記』（『菩薩戒本持犯要記』、大

正藏四十五、九一八頁以下）、『大般若經』三文（『大般若波羅蜜多經』大正藏五、一頁以下）、『大乘起信論』（大正藏三十二、

五七五頁以下)、『大集經』(『大方等大集經』大正藏十三、一頁以下)、『群疑論』(『釈浄土群疑論』大正藏四十七、三十頁以下)、『止観』、『往生要集』(大正藏八十四、三十三頁以下)。

〔八、酒肉五辛を忌む事〕『明眼論』(『説法明眼論』、国立国会図書館デジタルコレクション八二一八四)、『四分律の比丘鈔』二文(不明)、(或る人の引用した)『毘那經』(『大毘盧遮那成仏神変加持經』、『明眼論』)。

〔九、看病の事〕『行事鈔』(『四分律行事鈔』大正藏四十、一頁以下)、『毘尼母論』(『毘尼母經』大正藏二十四、八〇一頁以下)、『僧祇律』二文(『摩訶僧祇律』大正藏二十二、二二七頁以下)、『四分律』(大正藏二十二、五六七頁以下)。

〔十、善知識の事〕『律鈔』(大正藏八十五、六八三頁以下) 四文、『観念法門』(大正藏四十七、二十二頁以下)、『探玄記』(『華嚴經探玄記』大正藏三十五、一〇七頁以下)、『隋天台智者大師別伝』(大正藏五十、一九一頁以下)『或る聖教』(不明)。

〔十一、臨終に善惡の相を知る事〕『瑜伽論』(『瑜伽師地論』、大正藏三十五、二七五頁以下)、『大論』、『娑婆論』(『阿毘達磨大毘婆沙論』大正藏二十七、一頁以下)、『探玄記』(『華嚴經探玄記』、『抄批』(『鈔批』、『四分律行事鈔批』、続藏經四十二、六〇五頁以下)、『対法論』(『大乘阿毘達磨雜集論』、大正藏三十一、六九四頁以下)、『諸經要集』(大正藏五十四、一頁以下)、『俱舍論』(『阿

毘達磨俱舍論』大正藏二十九、一頁以下)、『諸經要集』、『瑜伽論』、『守護国界經』(『守護国界主陀羅尼經』大正藏十九、五二五頁以下)。

〔十二、死後の事〕『律鈔』(『律抄』大正藏八十五、六八三頁以下)『増阿含經』(『増一阿含經』)、『大愛道經』(大正藏二十四、九四五頁以下)、『律鈔』、『無常經』(『仏説無常經』大正藏十七、七四五頁以下)、『律鈔』。

〔十三、追善の事〕『隨順往生經』(『十方隨願往生經』二十一、四九五頁以下)、『梵網經』(大正藏二十四、九九七頁以下)、『光明真言儀軌』二文(写本の^ミみ)、『娑婆論』(『阿毘達磨大毘婆沙論』大正藏二十七、一頁以下)。

〔十四、功德に似る罪の事〕『涅槃經』(『大般涅槃經』大正藏十二、三六五頁以下)、『持犯要記』。

〔十五、罪を知らざる罪の事^{よが}〕『弘決』(『止観輔行伝弘決』大正藏四十六、一四一頁以下)、『舍利弗問經』(大正藏二十四、八九九頁以下)。

〔十六、老後懈怠の事〕『涅槃經』、『増一阿含經』、『往生礼讃』(『往生礼讃偈』大正藏四十七、四三八頁以下)、『遺教經』(大正藏十二、一一一〇頁以下)、『論』(不明)。

〔十七、行人鬼病の事〕『止観』二文(『止観輔行伝弘決』、『増一阿含經』)。

〔十八、道人貧報の事〕『抄枇』、『像法決疑』（『像法決疑經』）、
『大論』二文。

〔十九、奉仕師長の事〕『大論』二文、『増一阿含經』、『僧祇律』
〔『摩訶僧祇律』、大正蔵二十二、一二七頁以下）、『涅槃經』。

〔二十、仏、初心の行者に靈驗を隠し玉ふ事〕『浄名經の疏』

〔『維摩經疏』大正蔵八十五、三五五頁以下）、『法華文句』（『妙法
蓮華經文句』大正蔵三十四、一頁以下）。

〔二十一、佛像売買の罪つがと罪ならざるの事〕『梵網經』、『像法決
疑經』二文。

以上、『長阿含經』を初めとする初期仏教經典、『大般涅槃經』
を初めとする大乘經典、『阿毘達磨俱舍論』、『大智度論』を初めと
するインド仏教の論積、『華嚴經探玄記』、『摩訶止観』を初めとす
る中日仏教の論積等、広汎に亘る仏教の經論積の中から要文を引
用することにより、仏道生活における規範を示している点が注目
される。

六、『行者大要鈔』に説かれる二十一項目の内容

次に、本書の著者が内題の下に「行者、左脇机に於て、朝暮、
之を見る可し」とした、二十一項目の日常の仏道生活の規範の概
要を示す。

〔一、八精進、八懈怠事〕『長阿含經』に基づき、日常の仏道生
活で遭遇しうる八つの事態に於て、「精進」の行者と「懈怠」
の行者では、その事態に対する受け止め方が違うことを明か
す。そして、どんな事態に遭遇しても「精進」の行者のよう
に受け止めて、日々精進することを勧める。

〔二、睡眠事〕『中阿含經』に基づき、行道中に眠くなった時の
対処法について述べる。

〔三、悪人に遇う時の用心の事〕『梵網經』や『増一阿含經』に
より、悪人に遇った時、苦しいことに遭遇した時の心の持ち
方について述べる。最後、私積として、神通第一と言われる
いた目連でさえ、執杖外道に命を奪われ、智慧第一と言われ
ていた舍利弗でさえ、優婆伽吒鬼に頭を打たれた13という例を
挙げることに、穢土の修行とは大変なものであり、どん
な悪人に遇つても驚くべきではないと述べる。

〔四、住処の事〕仏道生活をする上での理想的な住居とはどの
ようなものかについて説く。

〔五、衣食の事〕衣食共に少欲知足の心を以て得るように心が
けるべきことを説く。

〔六、師を用ゐるの事〕良き師の導きのもと、仏道を歩むべき
ことを説く。

〔七、魔事の事〕諸經論により、魔事（仏道の妨げになる行動）

の例を挙げる。最後に、「一心の念仏一門」に依るならば、魔に犯されることはないと述べる。

〔八、酒肉五辛を忌む事〕酒肉五辛を食することを誡める。

〔九、看病の事〕病人に対する接し方について述べる。

〔十、善知識の事〕「善知識」とはどのような人のことかについて述べる。

〔十一、臨終に善悪の相を知る事〕行者の生き方と臨終時の様相との相関関係、及び浄土に往生する場合の、臨終時の状態はいかなるものであるかについて述べる。

〔十二、死後の事〕行者が亡くなった後の葬儀や埋葬の仕方について述べる。

〔十三、追善の事〕追善供養の仕方とその機能について解説する。

〔十四、功德に似る罪の事〕善事のように見えるが、実は悪事であり、悪道に趣く可能性がある行為とは、どのような行為かについて述べる。

〔十五、罪を知らざる罪の事〕罪にならないと考えがちであるが、実際には罪になってしまふ所作の例を挙げる。

〔十六、老後懈怠の事〕「三重の悔い」等の教えについて示すことにより、老いると仏道の精進努力がしにくくなるので、若い時から仏道に精進努力すべきことを説く。

〔十七、行人鬼病の事〕鬼病にかかっても、勇猛強盛の行人になつたならば、それを転ずることができると説く。

〔十八、道人貧報の事〕出家の僧侶であつても、定恵のみを修していればよいのではなく、三福業、その中でも特に布施行（施福業）を修しなければならぬことを説く。そして、仏・本尊にお供えをすることも、出家者にとつての十分な布施行となると説く。

〔十九、奉仕師長の事〕仏教における師とは、仏教についての知識や、仏教で説く智慧を多く持つている人のことであり、師に対しては、心から敬意を表し、供養恭敬して仕えるべきであると説く。

〔二十、仏、初心の行者に靈験を隠し玉ふ事〕仏は、初心の行者に対しては、その行者に慢心を発させないために靈験を隠すと述べる。

〔二十一、仏像売買の罪と罪ならざるの事〕仏像の売買における善不善について、諸経論により論じる。以上¹⁵⁾。

七、『行者大要鈔』の著作者について

(一) 書誌学的な視点から

『行者大要鈔』四写本における著者についての記載は、以下の

通りである。

〔ア、写字台文庫本〕表紙見返しにおいて「明遍僧都之御口」という、本文とは別の筆跡での書き入れがある。奥書に、本文と同一の筆跡で「右、此の書は、毘沙門堂の法印（少納言入道真清御息……）、明遍僧都御作也」と記されている。

〔イ、那須所持本〕表紙部分の『行者大要抄』という外題の右下に「明遍之御口」と記載されている。扉右側に「明遍之御口」、そして扉左側に「行者大要鈔」という記載がある。奥書に「右、此の書は、毘沙門堂の法印（少納言入道真清の御息、十一面の変作、云云）、明遍僧都の御作也」という記述がある（以上は、同一の筆跡）。

〔ウ、河野美術館本〕奥書に本文と同一の筆跡で「右、此の書は、毘沙門堂の法印（少納言入道真清の御息、十一面の変作、云云）、明遍僧都の御作也」と記されている。

〔エ、正教蔵文庫本〕奥書に本文と同一の筆跡で「右、此の抄は明禅撰なり。跋（は）台嶺御門」という記述がある。

第二章の（二）及び第四章の（二）（三）で述べたことから、『行者大要鈔』本文の原型は、正教蔵文庫本以外の三本の方に見て取るべきであり、そして、その原型本における引用文と私積は、複数の人物によってではなく、一人の僧侶によって著されたものであることは明らかである。そして、四写本の奥書に基づいて考

えるならば、その著者は、明遍か明禅かのいずれかということになる。この点、筆者は、冒頭にも述べたように、『行者大要鈔』の著者は明禅ではなく、明遍である可能性が高いと考えている。以下、まず、書誌学的な視点から、その理由を述べる。

その第一の理由は、四写本のうち、写字台文庫本等の三写本に共通して記載されている奥書における著者に関する記述である「毘沙門堂の法印、少納言真清（信西）の御息……、明遍僧都」という文は、「毘沙門堂の法印」ではなく、「少納言入道信西の御息である明遍僧都」の方に重点を置いて把握するのが自然な読み方であろうということ。

次に、第二の理由としては、これは第二章の（三）の末でも述べたことであるが、写字台文庫本の表紙見返しや、那須所持本の表紙部分や扉部分に「明遍僧都之御口」や「明遍之御口」という記載があることから、写字台文庫本や那須所持本の書写者や伝持者もまた、本書の著者については「毘沙門堂の法印である明禅法印」ではなく、「少納言信西の御息である明遍僧都」であると理解していたはずであるということ、則ち、これらの写本は伝統的に、明遍の著作であるとして伝承されてきているということを挙げることができる。

また、第三の理由としては、奥書に「本書が明禅の著作である」と述べられているのは、正教蔵文庫本のみであるが、前述の

ように、この正教蔵文庫本は写本としては不完全なものであり、しかも、その奥書は、他の三写本のように、代々伝承されてきたものではなく、書写者の風聞を記したようなものであるので、そこにおける記述は、他の三本の奥書における記述と比べた場合、信頼性に欠けると考えられる、ということが挙げられる。

最後、第四の理由としては、写字台文庫本が真言宗智山派宝積寺において、那須所持本が高野山の起雲楼において、そして、河野美術館本が真言律宗の教興寺において伝持されていたということとを挙げておきたい。則ち、写本として信頼性があると考えられる上記三本は、明遍が住した高野山に縁の深い寺院において、書写伝持されていたことである。このように、主に高野山系統の寺院において書写伝持されていたことを、本書の著者が、北嶺比叡山系統の明禪ではなく、南峰高野山に住していた明遍であると考え根拠とすることは可能であろう。

以上、『行者大要鈔』の著者について、四本の奥書に基づき、明遍か明禪のいずれかであると限定した上で、明禪ではなく明遍である可能性が高いと筆者が考える理由について、まず、書誌学的な視点から考察した。

本論で取り上げている四写本の親本の成立年時は、写字台文庫本が天正六年（一五七七）、那須所持本が安永三年（一七七四）、河野美術館本が元龜三年（一五七二）、正教蔵文庫本が文明十年

（二四七八）であるのに対し、明遍の没年は貞応三年（一二二四）、明禪の没年は仁治三年（一二四二）である。従って、写本奥書における著者に関する記述にどれだけの信憑性があるのかという問題もあるかも知れない。

しかし、正教蔵文庫本の奥書における著者を明禪とする書写者による記述が、「毘沙門堂の法印、少納言入道真清御息、明遍僧都御作也」という伝承を誤って伝え聞いた結果の記述と考えるならば、写字台文庫本等の三本の著者に関する奥書は、正教蔵文庫本よりも、さらに、その成立を遡って考えることが可能であろう。また次項及び次章で論じるように、本書に説かれる内容は、写字台文庫本等の奥書にあるように「八宗に亘り用いる」ことのできる規範であるが、そこには、法然浄土教の教學理念に基づいた浄土教的立場が多く見いだせる。そして、原本を正しく写しとつていると思われる方の『行者大要鈔』は、三点とも、高野山系統の諸寺院において書写伝承されてきている。さらに、本書に引用される諸文献は、すべて明遍や明禪の生年以前に成立したものである。¹⁶ 以上のことより、四本の奥書における著者に関する二通りの記述を基にして著者について検討し、本書の著者を明遍と推定することは、さほど問題はないと筆者は考える。

(二) 浄土教学理解という観点から

次に本項では、諸文献が伝える明禪の浄土教的立場と『行者大要鈔』に示される浄土教的立場との相違点をあげることに、
『行者大要鈔』の著者が明禪ではないということを論じる。

両者の教学的立場の主な相違点としては、以下の三点をあげる
ことができる。

第一は、念仏理解についてである。『一言芳談』¹⁷には、明禪がしばしば「赤子念仏」を勧めていたということを伝えている。この「赤子念仏」とは、湛澄(二六五〜二七二)の『標註一言芳談抄』(『統浄全』八、三九四頁)や敬首(二六八三〜二七四八)の『即心念仏摘欺説』(『統浄全』十四、一三九頁)における記述を見れば、「難しい理屈はわからないままに、母親に身を任せているのと同様に、阿弥陀仏のことを心から頼りにして、信じ敬いつつ称える念仏」即ち他力的な色彩の強い念仏であることがわかる。これに対し、『行者大要鈔』では、例えば、「七、魔事の事」においては、魔事に対する対処方法を説く中で、自力的な色彩の強い称名念仏が説かれている。また、「十、善知識の事」では、懺悔念仏が説かれ、さらに、香を焼き磬を鳴らしながらの念仏、即ち称名念仏について様々な意味を見出す立場が示されている。このような『行者大要鈔』所説の念仏と、「赤子念仏」を勧める明禪の立場とは明らかに異なっていると見える。

第二には、特に法然教学において、念仏行者がその心に保ち続

けるべきことが強調されている『観無量寿経』の「三心」(至誠心・深心・廻向発願心)についての認識の仕方である。この三心について、諸文献には、明禪が、「菩提心を発することは難しく、三心を発すことは容易い」と説いていたことが伝えられている。¹⁸

『行者大要鈔』において三心についての説示はないが、「十七、行人鬼病の事」において、仏教の行者は、「勇猛強盛の(心を持つた)行人」であるべきであり、「たけくいさむ」心持ちや態度が必要であることが説かれている。これらの心は、三心中の「至誠心」のことを指していると考えられる。従って、「三心を発すことは容易い」と説く明禪の教学的立場と、「勇猛強盛の心」「たけくいさむ心持ちや態度」の必要性を強調する『行者大要鈔』の教学的立場とは、明らかに異なっていると言える。

第三の相違点は、臨終時の奇瑞に価値を見出していたか否かという点である。この点について、明禪の臨終が間近になった時に、紫雲の雲がたなびき、多くの人々が集まっているというのを、側近が伝えたところ、明禪が、奇瑞が起こったことを騒ぐことを戒め、「極重悪人無他方便、唯称弥陀、得生極楽」という文を称え、称名念仏を相続しつつ、浄土往生を遂げたということが伝えられている(『法然上人行状絵図』(以下『行状絵図』)第四十一、『伝全集』二六四頁。『円光大師行状画図翼賛』(以下『翼賛』)卷四十一、

『浄全』十六、五九五頁。『法然上人伝記（九卷伝）』巻九下、『浄全』十七、一三三八頁、『伝全集』四六一〜四六三頁）。これに対し、『行者大要鈔』の「十一、臨終に善悪の相を知る事」では、浄土に往生する行者の臨終時における様々な奇瑞について、積極的に肯定する立場が示されている。従って、この点においても、明禪と、『行者大要鈔』の教学的立場とは明らかに異なっていると云える。

以上のように、諸文献に伝えられる明禪の浄土教学的立場と、『行者大要鈔』の浄土教学的立場に、三つの大きな相違点があるということも、『行者大要鈔』の著者が明禪ではないということの根拠とすることができるであろう。

八、諸文献に伝えられる明遍浄土教と

『行者大要鈔』との一致点

前章において、諸文献に伝えられる明禪の教学的立場と『行者大要鈔』の教学的立場との間に、三つの相違点が認められることが確認できた。これに対し、諸文献に伝えられる明遍の浄土教学的立場及び明遍の人物像と、『行者大要鈔』の上に読み取ることができる浄土教学的立場及び著者の人物像とはほぼ一致する。以下、この点について論じる。

両者の浄土教学的立場の一致点としては、以下の七点を挙げる

ことができる。

第一に、良忠（一一九九〜一二八七）の『浄土宗要集』（以下『東宗要』）における「蓮華谷（明遍）云く、……何れの行も順次に往生す可からず。縦ひ順次に非らずと雖も、多生の往生も亦期せざる可きに非らざれば、所詮は深く第二十願を憑まんとなり」（『浄全』十一、七十七頁）という記述を初めとして、多くの諸文献において明遍が浄土往生を願うという立場に立っていたことが伝えられている。諸文献に伝えられる明遍に関する記述はすべて、浄土往生を願いつつ仏道を歩んでいる明遍について、様々な視点から描写したものと云える。この点、『行者大要鈔』では、「十、善知識の事」、「十一、臨終に善悪の相を知る事」、「十三、追善の事」において、特に浄土往生を願う立場が示されている。

第二に、『明義進行集』の「第二高野僧都明遍」の項（『伝全集』九九八頁）や『行状絵図』第十六（『伝全集』八十頁）には、明遍が浄土往生行の中心に称名念仏を置き、臨終間際まで称名念仏の生活を送っていたことが伝えられている。この点『行者大要鈔』「十、善知識の事」には、『観念法門』や『華嚴経探玄記』の文に抛り、臨終に近い行者とその周囲にいる者に対して、「懺悔の称名念仏」をし、「香を焼き、磬を鳴らして、仏名を唱える」ことを勧めている。¹⁹⁾

第三に、藤原信実（〜一二六六）の『今物語』三十六には、「魔

「事」に悩まされている、蓮華谷で修行中の元鎌倉武士に対し、明遍が、三、四十人ほどの蓮華谷聖と共に、所謂責め念仏（称名念仏）を行ったということが伝えられている（『群書類従』二十七、四六六～四六七頁）²⁰。

この点、『行者大要鈔』「七、魔事の事」では、魔事について諸経論により説明した後、その対処方法について、『往生要集』第五助念方法門の第六対治魔事（『真聖全』一、八四五～八四六頁）における所説を基に、「一心の念仏一門」に依るならば、「仏の護念」があり、「法の威力」がある故に、魔に犯されることはないという立場を示しているといえる²¹。

第四に、『東宗要』には、明遍が臨終正念を強調したことを明示する明遍門弟との問答が伝えられている。（『浄全』十一、八十三～八十四頁）さらに、臨終が近づいてきた時、明遍はなかなか「正念」の状態に達することができないので歎いていたが、その後、臨終正念の状態に達して、無事に浄土往生を遂げたという逸話も伝わっている。（『東宗要』『浄全』十一、八十三～八十四頁。『翼賛』『浄全』十六、三三六～三三七頁）。この点、『行者大要鈔』「九、看病の事」では、病人を看病する時には、病人が（臨終の時に）「正念」を失うことのないように注意を払わねばならないと説いている。さらに、「十、善知識の事」では、善知識とは、死を目前にした病人に対して「正念」を得させることに努める人の

ことであると述べている。

以上、臨終正念の重視という点においても、諸文献が伝える明遍の教学的立場と、『行者大要鈔』に説かれる教学的立場とは一致していると言える。

第五に、『東宗要』には、明遍が、求仏房を善知識として、臨終正念に至り、浄土往生を遂げたということが伝えられている（『浄全』十一、八十三～八十四頁）。この点、『行者大要鈔』「十、善知識の事」では、死を目前にした人にとって、「善知識」がいかに大事な存在であるか、また、善知識は、どのような態度を取るべきかが説示されている。

第六に、『東宗要』に「蓮華谷（明遍）云く、至誠心とは強盛の心也」（『浄全』十一、七十七頁）、『翼賛』に「勇猛強盛はたけくいさみてつよくさかんなるなり。此れは蓮華谷の明遍僧都の義也」（『浄全』十六、三〇一頁）というように、諸文献において、明遍の念仏や信心について語る場合、「強盛」や「勇猛強盛」という言葉が盛んに使われている²²。この点、『行者大要鈔』の「十七、行人鬼病の事」には、「抑も、勇猛強盛の行人に成れば、定業と云へども、転ずべしと見へたり。……決定の心を励まざば、何れの罪か滅せざらん。何の業か転ぜざらん。譬へば、大將の心、武力は、衆兵の勇みを成すが如し。行者の心、武れば、守護神、力を増す也」（傍線筆者）という記述がある。この点においても、諸文

献が伝える明遍についての記述と、『行者大要鈔』の記述とは一致する。

第七に、諸文献には、明遍が浄土往生について語る場合、「順後生」「次々生」「第三生」、即ち「現在の生」の「次の次の生」への因果を度々説いたであろうことが伝えられている。例えば、『東宗要』には、「蓮華谷の云く、……百年の内、自他必ず当に往生すべし。若し順次ならずんば、則ち三生必至の願を憑む可き也」(『浄全』十一、七十七頁)とある。²³⁾この点について、『行者大要鈔』の「十一、臨終に善悪の相を知る事」では、私積において「此の悪人は、先世の善業は、次の生に受けんとする也。今生の悪業をば、第三生に受けんとする也」という記述がある。諸文献では、「次々生での往生」について語られ、『行者大要鈔』では「善悪業の報いが次々生に現れる」ということが説かれている。則ち、自己の教学的立場を説き示す中で、「次々生への因果関係」ということを強調している点において、両者の立場は一致している。

以上、諸文献に伝えられている明遍の教学的立場と、『行者大要鈔』から読み取れる浄土教的立場の一致点を七点示した。²⁴⁾本書が、明遍の浄土教的立場がよく反映されている書物であるということが明確になったのではないかと思われる。

次に、諸文献に伝えられる明遍の人物像と、『行者大要鈔』の

上に読み取ることが出来る著者の人物像において一致する点は、以下の二点である。

第一点目は、『行状絵図』第十六の末には、高野山蓮華谷の蓮華三昧院における明遍の行状として、「長齋持戒にして、草庵を出不すること無し。練行年経りて、薰修日新たなり」(『伝全集』八十頁)ということが伝えられている。この点について、『行者大要鈔』に説示される二十一の規範からは、仏教の教義に基づいて、自身の身を律して生き抜き、またそのような生き方を、弟子を始めとする周囲の人々に手本として示していた蓮華三昧院における明遍の姿が彷彿とさせられる。

第二に、『明義進行集』第二には、「有智の空阿弥陀仏」(仏教古典叢書三十二頁)、また、『行状絵図』第十六には「当時無双の碩学」「有智の道心者」(『伝全集』七十六頁)というように、明遍が大変博学な僧侶であったことが伝えられている。このような明遍像は、第五章で述べたように、『行者大要鈔』における引用文が、極めて広汎に亘る仏教の経論釈群からの引用である事、そしてそれが、極めて的確な引用である事の上に読み取ることができ

る。

以上、諸文献に伝えられている明遍の教学的立場及び人物像と、『行者大要鈔』の上に読み取ることが出来る浄土教学的立場及び著者の人物像の一致点を九点挙げた。これらの一致点は、『行者

大要鈔』の著作者を明遍であると断定する上での、大きな理由とすることができる。

九、結 論

『行者大要鈔』は四点の写本が現存し、それらの奥書によれば、著者は、法然の専修念仏義に自己の救済の道を見出した明遍か明禪のいずれかということになる。

そして、四写本の内容について、書誌学的及び浄土教学的な視点から検討すると、その著者は、明禪ではなく、明遍であることがわかる。

つまり、本書は「有智の道心者」と言われた明遍が、仏道を歩んでいく上で必要な生活規範二十一項目について説示したものであると考えられる。

【付記】『行者大要鈔』四写本の解説にあたり、種々御指導をいただいた諸先生方に、衷心より謝意を表します。

〔略号表〕

「大正蔵」 Ⅱ 『大正新脩大蔵経』、〔統蔵経〕 Ⅱ 『新纂大日本統蔵経』

「日仏全」 Ⅱ 『大日本仏教全書』、〔浄全〕 Ⅱ 『浄土宗全書』

注

〔伝全集〕 Ⅱ 『法然上人伝全集』、〔真聖全〕 Ⅱ 『真宗聖教全書』
〔南伝〕 Ⅱ 『南伝大蔵経』、〔PTS〕 Ⅱ Pali Text Society (パリー)

聖典協会

(※「大正蔵」「浄全」「真聖全」等の頁数の前の数字は巻数を表す。)

(1) 『行者大要鈔』の「鈔」については、写本によっては、「鈔」ではなく、「抄」の字が用いられているもの、あるいは、「抄」と「鈔」の両字が用いられているものもあるが、本論では、原文の記載について示す時以外は、「鈔」の字で統一する。

(2) 『仏書解説大辞典』(大東出版社、一九三五―一九三七年)第二巻、二九九頁第三段。『仏書解説大辞典著者別書名目録』(大東出版社、一九八八年)六三二頁。『増補版国書総目録』(以下『国書総目録』)(岩波書店、一九八九年)第二巻、五一九頁、第一段。

(3) 『国書総目録』第二巻、五一九頁、第一段。

(4) この『婆娑論』では、本論「四、正教蔵文庫本について」の中の「(二)正教蔵文庫本における私積について」で論じるように、殺生の罪を犯した人でも断末魔の苦しみから遁れられることがあるということが説かれている。

(5) 「真清」は、「信西」の「シンゼイ」という音だけが伝承されて、「真清」と誤写されたものであろう。また、次の「十二面の変作」とは「十二面観音の変化身」という意味である。

(6) 『続浄全』十五、二十九頁。

(7) なお『国書総目録』(第二巻五一―九頁)における正教蔵文庫本の解説部分には、「西教寺正教蔵(文明一〇享運写本慶安元転写)(『行者大要鈔抄書』、慶安二舜興写)」とある。だがこの記載は誤りである。別紙の正教蔵文庫本翻刻からも明らかのように、本写本は「文明十年に享運が

書写したものを、慶安元年に舜興が入手して、観音寺の蔵書とした」ものである。そして本写本冒頭から「……奉書写候。権少僧都享運」までの筆跡は同じであるのに対し、「慶（安）元年五月」以下の筆跡はそれとは全く異なる。また舜興は享運書写本を書写したのではなく、入手して観音寺の蔵書にただけである。さらに「行者大要鈔抜書」という記載を本写本において確認することはできない。従って正教蔵文庫本の不完全性を「舜興が抜き書きをしたため」と考えることは全くできない。

(8) 従って、正教蔵文庫本冒頭における章立ての記載においても、「善知識の事」という項目は記されていない。

(9) 写字台文庫本や河野美術館本でも同様の文の構成となっている。

(10) 以上、本章の(一)と(二)において、他の三本と比較した時の、正教蔵文庫本における欠落箇所、及び増広箇所に関して論じたが、その他の主な相違点は、正教蔵文庫本において、以下のような欠落箇所が見られる点である。「看病の事」の末尾(※他の三本では「善知識の事」の末尾)における「或る聖教に云く」以下の文。「臨終善悪相の事」冒頭の「断末魔をば」以下の文。「行人鬼病の事」の末尾の「又いやかきに」以下の文。「師奉仕の事」の末尾の『大論』の引文における「以て下らず」から「云云」までの文。「仏、初心の行人に靈験を隠す事」の第一引文中の「若し仏」の「仏」と、同引文末尾の「宣あり」。同項の私釈中における「経論の中に」。「仏像経巻買ひ取る可しや否耶の事」の私釈中における「所詮は、只だ売るは失か也」。そして、最後の「已上、二十一章」以上のうち、「又いやかきに」以下の文については、同項における文脈の中で、その文の位置が把握しにくく、これは『行者大要鈔』の原本にはなかつたからではないか。そして、その他は、『行者大要鈔』の原本には記されていたものが書写伝承の過程で欠落したのではないかと筆者は考える。

(11) 引用文については、今後、出拠の特定等が必要となるが、本稿では、

各経論釈が記載されている全書名と巻数、そしてその冒頭部分の頁数を示すに留めた。

(12) 龍谷大学図書館蔵。

(13) この話は、『ミリンダ王の問い』の第四章の第一に伝えられている。

P T S本のパーリ語原文の該当箇所(『THE MILINDAPANĪHO WITH MILINDA-TĪKĀ』一八八頁)は以下の通りである。「Bhante Nagesena, bhāsiṃ-p-ean Bhagavā. Ead-aggam bhikkhava mana savakānam bhikkhūnam iddhiṃantānam, yad-idān Mahānoggalīno ti. Puna ca kira so lagethi paripohito bhinnasso saṅcunītiathi maṃsa-dhāmani-majja-parkāto parinibbuṃ」(尊者ナーガセーナよ。また、世尊によつて次のようなことが説かれた。比丘達よ、私の弟子の比丘であつて、神通を有せるものの中の第一人者は、これマハーモツガラーナであると。さらにまた、(以下のようなことを)伝え聞く。彼は、棍棒で打たれ、頭蓋骨が割れ、骨が砕かれ、筋肉、血管、骨髄が切断され、(それにより)般涅槃した(死んだ)。この文章については、中村・早島(一九七三)、南伝共に、シャム本により、目連を襲つたのは「賊」であると補足されているが(中村・早島(一九七三)一八一頁、南伝五十九下、一頁)、『行者大要鈔』では「執杖外道」であるとする。

(14) この話は、P T S本の『Udāna』の第四本の四(南伝二十三、一四七頁)に出ている。その該当箇所(『UDĀNA』四十頁)は、以下の通りである。「aha kho so yakkho tam yakkham anādiyivā aysmato Sriputtarherassa sise pahāram adāsi」(さて、彼の夜叉は、他の夜叉に従わずに、尊者舍利弗長老に対して、頭に一撃を与えた)。舍利弗の頭を叩いたのは、P T S本では、「夜叉」とされているが、『行者大要鈔』では「優婆伽吒鬼」とされている点に違いがある。

(15) 二十一項目の生活規範の詳細については、別稿を期したい。

(16) 例えば、「七、魔事の事」中には、『往生要集』(九八五年成立)が引用されている。これは、本書の成立年時を九八五年以降と見る明確な根拠

となる。そして、明遍没後も仏教の名著は多く著されているので、明遍没後に著された仏教書からの引文がないということを、『行者大要鈔』の著者明遍説の傍証とすることができるとする。

(17) 小西甚一校注『一言芳談』ちくま学芸文庫、三十一頁。

(18) 良忠『徹選抄』上『浄全』七、一一七頁、良忠『観経疏伝通記』(『浄全』二、八十七頁)、聖阿『伝通記釋鈔』(『浄全』三、一一五頁)、了慧『選択大綱抄』(『浄全』八、十四頁)、良栄『東宗要見聞』(『浄全』十一、二三五頁)、義山『観経隨聞講録』(『浄全』十四、六四八頁)、良暁『伝通記見聞』(『統浄全』三、十四頁)、湛澄『帰命本願鈔診註』(『統浄全』八、六十九頁)。

(19) なお、「十八、道人貧報の事」では、「定恵(＝止観)」についても触れているが、ここでは「通仏教では、定恵が中心行として説かれている」ということを言っているだけであり、また、本書の著者が強く勧める「布施行」の対立的な行として、「定恵」を挙げたと見るべきである。則ち、本項目では、定恵を修することを勧めてはいない。

(20) 伊藤茂樹(二〇一六)五十七〜五十八頁、三木(一九九八)二三五〜二四五頁参照。

(21) 明遍は『往生要集』所説の念仏について、称名念仏中心に理解している(那須(二〇〇七)、那須(二〇一六)、那須(二〇一八)参照)。従って、この『行者大要鈔』の「七、魔事の事」で「治方」として示されている「一心の念仏一門」は、称名念仏で解釈していくべきである。

(22) その他、良栄『浄土宗要集見聞』(『浄全』十一、四七二頁)、『行状絵図』第十六(『伝全集』八十頁)等。

(23) その他、聖聡『大経直談要註記』(『浄全』十三、一六〇〜一六一頁)等。

(24) 以上述べた、七つの一致点のうち、明禪の教学的立場とも一致している立場も多い。例えば、明禪が、第一の浄土往生を願う立場、第二の称名念仏行を重視する立場に立っていたことは当然のことであるし、また

第四の臨終正念を重視していたとする立場は、『翼賛』(『浄全』十六、九三九頁)に伝えられている。そして、第五の臨終時に善知識が必要であるとする立場に立っていたことも、『翼賛』(『浄全』十六、六二三頁)、『法然上人伝記(九卷伝)』(『浄全』十七、一三八頁、『伝全集』四六二頁)、『法然上人伝絵詞』(『浄全』十七、二八一頁)に伝えられている。さらに、第七の三世で因果を語る立場に明禪が立っていたことも、聖阿(一三四一〜一四二〇)の『釈浄土二歳義』(『浄全』十二、二七八頁)に伝えられている。これは、明遍も明禪も共に、法然の専修念仏の教えに救済の道を見出した上で、それぞれの教学的立場を構築した僧侶である以上、当然のことである。『行者大要鈔』の著者問題について検討する上で重要なことは、『行者大要鈔』の上に読み取ることができる浄土教学的立場と明禪の浄土教学的立場との間には、前章で述べたような三つの大きな相違点が確認できるのに対し、明遍の浄土教的立場と、『行者大要鈔』所説の浄土教的立場との間に、齟齬は全く見られないということである。

〔参考文献〕

青木淳(一九九二)『空阿弥陀仏明遍の研究——特に仏師快慶との関係をめ

ぐって』『印度学仏教学研究』四十二

青木淳(一九九三)『空阿弥陀仏明遍の研究Ⅱ——『明義進修行集』の記事よ

りみた信仰者の血族的結末についての一考察』『印度学仏教学研究』

四十一—

青木淳(一九九四)『空阿弥陀仏明遍の研究Ⅲ——中世高野山における結末

とその背景』『印度学仏教学研究』四十二—

伊藤茂樹(二〇一五)『法然と明遍の念仏』『印度学仏教学研究』六十四—

伊藤茂樹(二〇一六)『明遍と蓮華谷聖の浄土教』『仏教大学仏教学部論集』

第一〇〇号

伊藤唯真(一九九五)『第五篇、第二章 明遍の行実と伝記』『聖仏教史の研

究・上

大谷旭雄〔一九六一〕「散心問答と明遍——元祖の称名「撰散性」との対比」

『浄土学』第二十八輯

大西磨希子〔一九九七〕「蓮華三昧院所藏阿弥陀三尊像の主題と明遍の思想」

『南都仏教』第七十四・七十五号

梯信暁〔二〇〇八〕『奈良・平安期浄土教展開論』法蔵館

『国史大辞典』〔一九九二〕第十三卷（まぐも）、吉川弘文館

五来重〔一九七五〕「一五、明遍と蓮華谷聖」『高野聖』角川選書七十九

關恒明〔一九九四〕「明遍についての一考察」『大正大学大学院研究論集』第

十八号

高間由香里〔二〇〇八〕「蓮華三昧院所藏阿弥陀三尊像について」『密教図像』

二十七

中村元・早島鏡正〔一九七三〕『ミリンダ王の問い2——インドとギリシア

の対決』東洋文庫十五、平凡社

那須一雄〔二〇〇七〕「蓮華谷明遍の浄土教思想」『印度学仏教学研究』

五十六—

那須一雄〔二〇一〇〕「明遍教学と静遍教学」『宗教研究』八十三—四

那須一雄〔二〇一六〕「明遍浄土教と弁長の浄土教学」『印度学仏教学研究』

六十四—二

那須一雄〔二〇一八〕「明遍浄土教再考」『印度学仏教学研究』六十六—二

那須一雄〔二〇一九A〕「法然とその門下における念仏と諸行——特に弁長・

親鸞を中心として」『真宗研究』第六十三輯

那須一雄〔二〇一九B〕「明遍作『行者大要鈔』について」『宗教研究』第

九十二卷別冊

那須一雄〔予定〕『三部経大意』攷「法然上人研究」第九号、法然上人研

究会

名畑應順〔一九二〇〕「明遍僧都の研究」『仏教研究』第一卷第三号

長谷川浩文〔二〇一六〕「明遍述『弘法大師念仏法語』『深草教学』第

二十七号

濱田隆〔一九六五〕「蓮華三昧院伝来（阿弥陀三尊像）と明遍をめぐる浄土教」

『仏教芸術』第五十七号、毎日新聞社

三木紀人〔一九九八〕『今物語・全訳注』講談社学術文庫

水野弘元〔一九七七〕『南伝大藏経総索引・増補改訂版・第一部』ビタカ

吉岡諒〔二〇一八〕「明遍と明禪の通世思想の構造…通世思想の岐路」『真宗

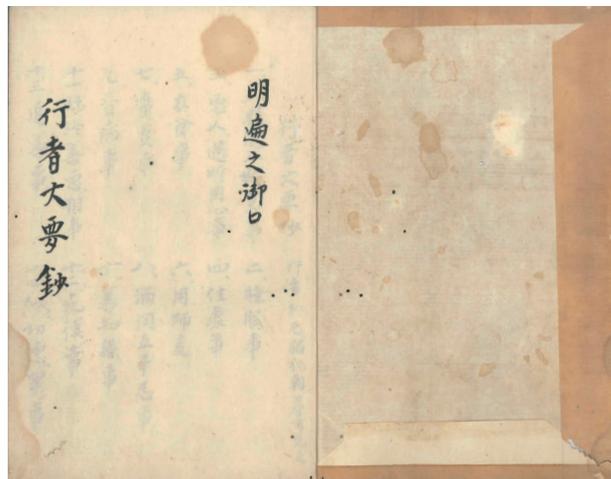
研究』第六十二輯

表紙

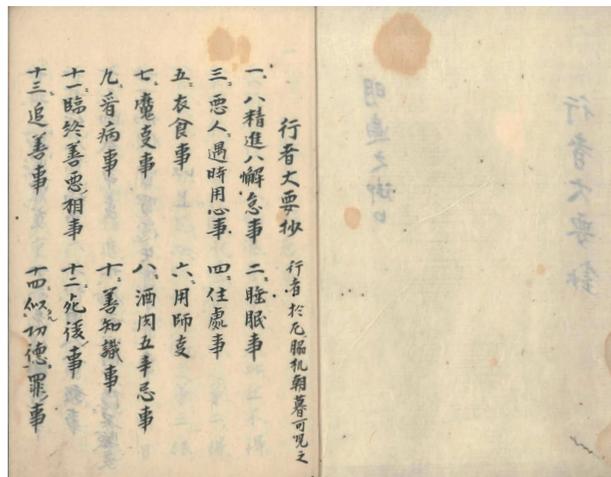


『行者大要鈔』那須所持本 [影印]

一丁目表・表紙裏



二丁目表・一丁目裏



三丁目表・二丁目裏

十五、不知罪罪、十六、老後懈怠事
 十七、行人鬼病事、十八、道人貪報事
 十九、師奉事、二十、佛初心行者隱笑驗事
 二十一、佛像賣買、德失罪不罪事
 以上

一、八精進八懈怠事。
 長阿含經云、八精進者、第一、若比丘不得
 食思、我今身挂眠水、堪、二、得
 食思、此身九具足、三、依
 昨事、退、行、四、明
 更、五、昨日
 行、六、依
 第七、七、依

四丁目表・三丁目裏

第八、病室時思、無常、忽、望、命、終、在、近、念
 心道、無須、思、捨、若、其、以、八、精、進、者、行
 無、八、懈、怠、者、第、一、若、比、丘、不、得、食
 時、思、我、今、疲、憊、不、堪、可、勤、第、二、得、食
 時、思、我、身、心、懶、惰、休、息、第、三、百、以、事
 時、思、我、身、苦、力、盡、第、四、明、日、事、可、有、今
 日、可、安、身、第、五、昨、日、遊、行、此、身、疲
 第、六、明、日、遊、行、今、日、可、急、無、能

第七、挂病成、重、思、無、餘、第、八、病、嗟
 畢、思、病、嗟、未、久、此、身、何、堪、行、具、此、
 懈、怠、者、取、修、未、無、成、
 四、十二、章、經、云、行、道、莫、暴、若、暴、時
 其、身、疲、身、疲、心、出、恨、行、即、退、若、行
 退、罪、倍、之、侵、大、論、云、十五、云、行、騎、乘
 車、馬、者、早、留、之、遲、須、加、打、鞭
 二、睡、眠、事

五丁目表・四丁目裏

中阿含經云、起、眠、時、正、以、冷、水、而、洗、面、又
 可、見、四、方、星、天、為、然、不、能、得、入、室、眠、敷
 右、眠、卧、心、思、佛、光、
 三、會、惡、人、時、用、心、事
 梵、網、經、云、述、云、遇、惡、人、時、可、發、三、念、
 一、彼、人、心、性、不、善、惱、人、依、煩、惱、病、心、
 右、之、辭、付、惡、思、病、人、如、罵、醫、師、
 我、誓、更、愛、衆、生、大、苦、今、此、小、苦、何、不、思

三、彼、惱、我、思、故、可、成、忍、辱、行、彼、我、在、思
 何、惡、之、已、增、一、阿、含、經、富、樓、那、佛、語
 吾、正、可、行、忍、若、人、乘、買、我、時、不、辱、奉
 可、喜、若、蒙、奉、時、不、及、杖、木、可、喜、若、及
 杖、木、時、不、蒙、刀、鋸、可、喜、若、被、刀、鋸、時
 既、厭、五、蘊、毒、身、忽、捨、可、歡、喜、
 私、去、神、道、目、連、執、杖、外、道、奈、命、大、智
 舍、利、弗、優、婆、伽、吃、鬼、打、頭、九、藏、土、修、行、也

六丁目表・五丁目裏

此句行者警。天台止觀云。住處是道。緣須靜。靜。撰之。佛法決疑經云。末世比丘。執著住處。死。世俗若善。比丘見。三月一度住。言。比丘。真心不寬。狂亂。畢移。任成。此言者。得罪。要量。文增。何合經云。佛言。不往。一處。偷。五功德。一。不貪。著。屋舍。二。不取。諸。資具。三。聚。寶。不。思。不著。諸。伴侶。五。與。親。在家。止觀云。得。若。好。處。頗。勿。移。文。五。衣。食。事。止觀云。是。雖。少。緣。能。辦。大事。裸。體。不。安。道。有。何。若。有。少。事。知。足。勿。多。求。未。自。若。天。憊。獨。那。而。割。食。非。時。食。不。然。未。種。飲。食。難。得。一。心。靜。如。下。餉。

七丁目表・六丁目裏

馬。喻。雲。字。來。食。心。文。六。用。師。事。大。論。云。雖。會。好。法。導。教。者。行。誤。多。辟。犯。病。人。得。苦。藥。不。求。良。醫。七。魔。事。表。止觀云。行者能。克。知。或。時。而。僧。惡。口。第。子。瞋。或。時。第。子。惡。口。而。僧。弟。同。行。亦。亦。也。持。化。要。記。云。或。比。丘。居。深。山。靜。動。行。百。空。中。而。語。其。所。得。依。之。發。憍。慢。下。余。道。人。大。般。若。三。百。三。十。三。云。讚。魔。念。慢。者。罪。過。五。逆。可。云。天。上。中。大。益。人。同。經。四。百。五。十。五。云。依。魔。可。好。惡。義。取。致。魔。口。人。學。可。信。用。同。經。五。百。四。十。六。云。修。苦。陸。道。或。時。得。大。財。甚。有。舉。名。正。可。知。是。則。魔。事。也。依。之。淨。淨。心。為。操。自。行。也。速。可。默。捨。起。信。論。云。魔。人。而。或。

八丁目表・七丁目裏

今。得。神。通。或。今。見。佛。菩。薩。身。或。依。精。進。願。速。退。永。不。修。或。捨。不。行。更。修。余。行。不。成。彼。此。文。止觀云。魔。物。勸。行人。欲。令。作。惡。不。隨。巧。今。隨。事。善。一。謂。行人。閑。修。時。思。我。願。立。塔。造。牙。與。陰。佛。法。依。是。來。世。財。或。遇。惡。緣。而。修。永。捨。大。集。經。第。十。二。云。菩。薩。念。憍。慢。是。名。魔。業。群。疑。論。第。四。云。內。百。邪。三。毒。外。惑。神。思。魔。止觀云。思。念。他。人。實。依。許。人。種。之。事。邪。憶。住。生。要。集。云。對。治。魔。事。雖。多。今。明。一。治。方。取。謂。一。心。念。佛。一。門。是。也。護。念。佛。故。法。威。力。故。無。魔。破。文。八。酒。用。五。茅。忌。事。明。眼。論。云。食。酒。因。五。茅。不。經。宿。行。淫。欲。不。沐。淨。水。此。茅。為。不。淨。此。不。淨。身。著。法。衣。入。道。場。背。大。理。四。合。律。比。丘。鉢。去。

九丁目表・八丁目裏

五孝中，蘇為至，喚故也。生過，董、意、過、控。又去諸律中，病者許食，蘇、但、居、一、房、不、穢、僧、座、七、日、後、沐、淨、水、薰、衣、交、僧、中、有、人、引、毘、那、經、云、若、服、蘇、七、日、食、積、三、日、服、葱、可、忘、一、日、已、上、明、眼、論、云、三、心、諸、佛、皆、以、愚、癡、為、大、不、津、然、不、知、一、文、義、理、愚、僧、僅、行、一、食、不、食、酒、因、五、孝、以、嗔、欲、不、犯、食、自、高、心、毀、諸、有、智、人、其、過、五、逆、

凡看病事
行事初云世人感時，服親病時，奇檢甚，甚賤心也。又云看病人不可，透病者心透，愈病人已心，正念，毘尼母論云病人看病者，透過也。僧祇律云，捨自行業，思，勿捨病人。又云為見人伴上佛行，下一人道會，看者留，又一人捨看者，行見佛

十丁目表・九丁目裏

大是，令辱邊，邊，令看。同律云佛與阿難行，一房舍，此在百董穢中，見仁向，河為，食否，汝有同學，師僧否，人言不食，今經七日，我無伴僧，仁向，汝百隣，答百，而董穢甚，故忽移他處，仁哀，自水，拳，阿難，況之，又仙舒，御手，摩，看，頓，看，若，忽，除，仙為，眾，生，說，昔，因，緣，言，過，去，百，像，婆，塞，犯，罪，為，至，被，繫，其，科，當，四，十，杖，董，取，杖，看，食，之，打，地，成，五，逆，下，斯，是，取，彼，杖，看，打，多罪人，故，生，之，愛，重，今，汝，身，即，是，也，意，像，秋，像，婆，塞，我，身，是，也，為，報，昔，恩，故，令，得，除，全，若，苦，仙，若，持，此，丘，沙，等，同，行，人，受，不，見是，正，難，扶，是，之，者，同，出，家，出，若，迦，門，成，同她，一，姓，兄，弟，又，飯，流，海，似，一，味，四，分，律，云，可見，師，第，同，學，若，若，是，可，指，與，僧，人，若，無，是，決，策，指，人，可，令，見，僧，祇，律，云，僧

十一丁目表・十丁目裏

中有好食時，可看，看人。又十善知識事。律知云，大德，行人，與，智人，諸，常，勸，可，誘，又云，百，時，經，卷，令，取，手，或，仙，像，當，服，常，指，善，法，勿，令，闌，世，事，又，大，常，觀，三，衣，可，以，善，又，女，正，隨，人，志，可，觀，之，或，得，戒，或，誦，誦，或，西，方，阿，彌，陀，或，雲，山，秋，迦，芽，也，各，像，慈，行，而，之，舉，其，德，可，令，看，心，歡，喜。

觀念法門云善友可同，若人若惡，若覺見他境界，若諸惡相，共是，懺悔，念，仙，誦，善，相，聞，乾，華，法，量，之，文，酒，因，五，孝，人，智，之，不，可，近，若，惡，鬼，得，候，人，狂，失，正，念，落，惡，趣，故，也，探，云，記，云，依，西，風，法，欲，命，終，燒，香，鳴，磬，可，唱，仙，名，天，台，天，師，云，臨，終，聞，鐘，聲，障，其，人，正，念，也，或，聖，教，出，非，難，性，生，只，值，善，知，識，難，也，十一臨終，善惡相，知，事，斯，末，覺，此，世，下，是，智，也。

十二丁目表・十一丁目裏

瑜伽論云善心。此者安樂終。惡心。此者苦惱。
 死。天論。同是。我是。說多分也。婆羅論云。或可
 學。漢。斷。未。應。若。被。有。我。殺。生。者。過。斷。未
 應。百。是。皆。週。去。業。報。故。也。私。云。此。惡。人。先。世。善
 業。受。以。生。也。今。生。惡。業。第。三。生。受。也。釋。云。記。云
 臨。終。色。黑。落。地。臥。也。色。黃。當。生。生。識。覺。者。
 此。者。生。人。面。帶。色。也。生。天。餘。解。其。升。可。謂
 柳。批。云。臨。終。色。黃。隨。識。也。對。法。論。云。善
 行人。命。終。時。身。冷。下。上。昇。惡。業。人。上。下。下。
 誦。經。要。集。云。善。人。自。足。昏。冷。終。生。類。冷。是。善
 人。上。腰。冷。終。生。臥。鬼。膝。冷。終。落。畜。生。是。冷。終。隨
 地。臥。阿。羅。漢。入。涅槃。項。冷。終。俱。舍。云。生。金。鋪
 脚。冷。滅。私。云。撒。喘。口。子。消。也。生。人。者。喘。消。第。云
 俱。舍。脚。冷。鼻。終。去。誦。經。要。集。項。冷。去。茶。是
 生。天。者。有。二。類。可。意。得。也。例。阿。羅。漢。如。有。二
 類。瑜。伽。論。云。惡。業。重。者。眼。見。種。之。甚。相。故。云

十三丁目表・十二丁目裏

白。流。汗。或。身。毛。豎。主。手。足。亂。豎。漏。大小。便。利。把
 塵。空。翻。目。人。見。守。護。周。界。姓。云。隨。地。臥。者。或
 舉。尤。右。手。把。空。或。不。隨。善。知識。或。啼。咽。或。不
 知。大小。便。利。或。不。聞。目。或。常。隱。面。或。覆。眼。
 如。此。百。一。五。相。識。鬼。落。者。鍾。厚。或。身。是。嬰。或
 頓。飲食。或。預。口。或。不。過。小便。或。右。膝。先。冷。或。右
 手。把。加。此。等。八。相。隨。畜。生。者。深。惡。孝。子。恐。驚。
 手。及。指。或。一。身。汗。生。或。口中。泡。啞。如。此。五。相。行
 入。者。心。生。種。之。善。身。苦。痛。火。心。思。父母。更。妻。子
 眷。懷。心。或。請。三。寶。唱。三。空。名。字。如。此。十。相。畢
 天。者。大。伴。同。心。發。種。之。善。或。仰。念。嘆。或
 眼。是。是。清。私。尚。云。今。取。注。多。是。三。界。六
 道。相。若。余。者。住。生。淨。土。其。相。如。何。若。住。生。淨
 土。審。瑞。經。論。云。不。委。諸。佛。中。或。異。香。或。瑞。雲
 或。音。樂。種。之。出。之。又。住。生。淨。土。相。生。天。相。大
 轉。可。風。彼。入。滅。時。留。喘。氣。如。生。夜。摩。天。者

十四丁目表・十三丁目裏

同。但。仙。去。應。用。顯。應。及。他。人。見。冥。應。不。然
 能。之。可。思。之。
 普。賢。大。論。事。
 一。香。敬。孔。誦。佛。二。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 三。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 四。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 五。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 六。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 七。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 八。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 九。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十一。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十二。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十三。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十四。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十五。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十六。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十七。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十八。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 十九。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮
 二十。香。願。除。書。傳。公。香。年。禮

十五丁目表・十四丁目裏

十三 追善事
 得七分。一限。愚人。事也。善人。全悉。可得之。
 隨順。往生。經云。若。七。有。嚴。身。具。或。屋。宅。等。
 是。供。養。三。寶。令。善。其。福。回。向。切。德。勿。故。惡。
 趣。若。忽。離。得。生。佛。土。梵。網。經。云。若。父。母。兄。
 弟。師。僧。等。死。乃。至。七。日。可。讀。誦。誦。誦。誦。此。
 善。薩。大。乘。戒。人。師。尺。云。依。此。戒。法。故。隨。感。趣。
 善。生。人。天。生。人。天。者。得。見。佛。光。明。真。言。儀。
 軌。云。若。百。孝。子。於。父。母。墓。處。安。置。單。都。婆。其。
 父。母。不。隨。惡。趣。化。生。淨。土。又。云。光明。真。言。福。
 百。遍。加。祥。玉。砂。散。於。墓。上。益。得。
 淨。忍。論。云。音。雖。可。生。善。處。造。福。業。為。余。
 惡。業。被。遮。不。能。感。果。今。存。子。身。依。思。善。除。
 障。宿。善。忽。來。感。可。得。意。
 十四 似切德罪支
 涅槃經第六云

十六丁目表・十五丁目裏

似善。而。隨。惡。道。二。為。勝。人。學。經。
 論。二。為。伴。供。難。持。禁。戒。三。為。隨。人。施。物。
 等。也。持。犯。要。記。云。若。人。為。普。世。毀。自。身。
 顯。他。人。或。讚。人。久。天。可。讚。我。知。誰。他。毀。
 自。身。罪。甚。深。可。望。中。堂。
 十五 不知罪。支
 弘。決。第四。去。人。思。著。若。若。科。今。謂。不。余。著。
 香。人。開。頓。惱。門。察。仙。法。路。百。年。間。待。
 禁。戒。切。德。破。一。時。貪。利。而。問。經。云。若。比。丘。一。日。
 乘。馬。車。失。五。百。日。持。齋。切。德。但。无。比。
 丘。無。功。許。
 十六 尤後懈怠事
 涅槃經第十一云。蘇。耳。鹿。比。丘。三。其。稱。也。
 無。味。人。為。无。被。化。失。仙。道。三。味。二。不。願。
 出家。三。誦。誦。懶。三。座。禪。無。味。
 增。一。問。舍。經。第一。云。大。迦。葉。舍。向。難。三。我。年。

十七丁目表・十六丁目裏

无。朽。間。必。勿。忘。善。導。云。各。乃。首。時。
 願。來。索。住。遺。教。經。云。要。成。信。生。死。
 後。必。悔。論。教。此。文。後。悔。三。重。一。臨。終。悔。
 老。後。悔。感。時。不。勤。悔。也。二。臨。終。悔。
 平生。時。不。修。悔。三。克。悔。關。王。蒙。
 責。時。悔。也。二。重。悔。次第。後。增。前。
 悲。徹。骨。題。文。
 十七 行人思病事
 此。觀。第八。云。維。防。道。墮。神。悉。決定。業。報。留。之。
 不。能。對。面。復。物。竟。王。如。不。得。身。護。人。防。
 懈。樂。出。守。護。神。防。去。三。只。橫。防。懼。也。又。
 和。五。世。人。思。思。疾。皆。是。種。打。也。非。業。是。則。
 愚。癡。事。也。必。不。余。抑。成。曾。猛。猛。行。人。
 定。業。云。正。可。釋。見。了。
 止。觀。云。余。滅。道。場。云。願。決定。心。不。誠。何。罪。
 不。辨。何。業。壁。也。大。將。心。成。成。眾。兵。勇。行。者。

十八丁目表・十七丁目裏

心。武。辛。護。神。增。分。也。
 增。一。河。念。經。五。十。三。卷。惡。惡。拳。打。舍。利。弗。頭。尊。
 音。雖。痛。之。不。及。大。苦。此。鬼。乃。老。打。音。聞。峯。山。以。
 一。秦。波。山。柳。可。如。他。私。云。此。文。一。得。道。聖。
 女。三。依。定。業。蒙。恩。思。惱。誇。據。也。二。雖。獲。
 定。業。將。控。受。誇。據。也。又。イ。カ。ヲ。契。乞。食。
 六。日。得。食。舍。既。飽。同。學。乞。食。鳥。糞。取。去。
 雖。自。比。丘。賣。了。

十八道人會報帶
 批。批。云。此。家。人。定。惠。是。正。可。修。法。也。傍。久。福。
 業。可。修。若。不。修。福。生。乞。食。乃。至。得。惜。乞。食。不。得。
 舍。利。弗。第。子。羅。旬。比。丘。三。持。戒。精。進。也。然。乞。食。
 六。日。食。不。得。舍。既。為。飽。同。學。乞。食。鳥。糞。取。去。
 目。連。又。願。神。力。抱。食。正。欲。入。口。中。時。變。泥。狀。
 又。終。以。仙。乃。舍。得。之。乃。至。後。食。砂。人。涅。槃。
 像。法。決。疑。云。未。乘。恩。比。丘。家。人。見。行。而。施。

十九丁目表・十八丁目裏

數。可。云。天。宗。家。法。用。可。修。定。惠。何。成。在。益。
 能。成。此。言。者。可。知。惡。魔。眷。屬。也。隨。地。撒。飯。思。
 後。會。窮。安。福。一。事。不。可。有。計。心。是。則。見。他。施。
 念。惡。心。故。也。大。論。三。十。二。云。舍。利。弗。以。一。鉢。飯。
 供。仙。受。是。抱。飯。狗。佛。問。舍。利。弗。汝。供。我。
 我。施。狗。其。功。德。便。多。舍。利。弗。曰。仙。以。悲。心。
 施。故。施。狗。功。德。可。多。同。論。第。七。六。云。仙。以。
 食。入。御。口。中。天。人。語。取。是。十。方。餓。施。衆。生。
 私。云。故。供。不。尊。物。乞。食。以。是。可。施。齋。數。事。
 十九秦任師長事

大。論。四。十。九。云。依。師。可。得。無。上。道。但。不。奉。
 敬。供。親。善。師。不。奉。任。吉。并。如。每。親。不。可。得。
 功。德。水。又。去。師。教。益。不。可。見。師。拜。大。皮。
 嚙。袋。入。金。人。亦。是。不。取。人。手。又。暗。時。行。偷。路。
 惡。人。若。捧。火。來。不。用。是。武。增。一。河。念。經。云。
 舍。利。弗。受。病。甚。苦。痛。有。最。後。天。帝。報。末。

二十丁目表・十九丁目裏

摩。尊。尊。是。自。彼。修。靈。識。是。又。敬。師。故。也。
 增。祇。律。云。百。鵬。比。丘。也。智。在。任。十。願。此。丘。
 可。如。第。子。涅。槃。經。云。知。法。人。若。老。若。若。
 是。供。養。恭。敬。如。利。天。眾。可。如。任。帝。報。
 大。論。三。十。二。云。以。智。惠。不。下。天。我。是。與。智。人。也。
 七。仙。初。心。行。者。隱。其。靈。驗。支。
 淨。名。經。云。首。智。出。嚴。經。靈。驗。記。者。若。仙。
 對。初。心。善。履。沙。週。樂。知。可。成。佛。其。名。真。
 如。來。云。云。云。此。并。我。既。得。授。記。云。覺。悟。心。
 又。可。故。速。依。之。仙。彼。主。不。聞。向。傳。人。此。并。
 作。仙。朝。近。各。結。緣。宜。文。句。第。八。云。若。深。山。
 諸。誦。法。華。親。迎。如。來。還。天。龍。身。令。轉。聞。文。
 但是。初。心。行。者。不。可。違。天。龍。身。彼。人。我。既。見。
 天。龍。身。去。奈。悔。心。故。私。云。此。事。文。初。心。行。
 者。隱。靈。驗。誇。據。也。但。若。初。心。也。本。心。悟。心。少。
 不。可。登。自。高。心。可。見。輕。奇。瑞。依。之。經。論。

裏表紙



『行者大要抄』那須所持本の翻刻

【表紙】

六ノ九

行者大要抄

明遍之御口

【本文】

〈一丁目表〉

明遍之御口

行者大要抄

〈二丁目表〉

01 行者大要抄

行者於左脇机朝暮可見之

02 一八精進八懈怠事 二睡眠事

03 三惡人遇時用心事 四住處事

04 五衣食事 六用師事

05 七魔事 八酒肉五辛忌事

06 九看病事 十善知識事

07 十一臨終善惡相事 十二死後事

08 十三追善事 十四似功德罪事

〈二丁目裏〉

01 十五不知罪罪事 十六老後懈怠事

02 十七行人鬼病事 十八道人貧報事

03 十九師奉事 廿佛初心行者隱靈驗事

04 廿一佛像賣買德失罪不罪事

05 以上

〈三丁目表〉

01 一八精進八懈怠事

02 長阿含經云八精進者第一若比丘不得

03 食思我今身輕眠少堪宜勤行第一得

04 食思此身力具足此時何不勵第三依

05 昨事退行業今修之為償 第四明日

- 06 可有^レ事^ル須^ク今日^ニ精進^{シテ}非^シ懈怠^ニ第五^ニ昨日^ニ遊^ハ
- 07 行^{シテ}勤^メ歎^ク不^レ行^セ第六^ニ依^テ明日^ノ遊行^ニ愁^レ怠^ル
- 08 第七^ニ病^ハ輕^キ時^ハ思^ハ不^レ重^シ時^ハ身^ヲ勵^シ可^ク精進^ス

〈三丁目裏〉

- 01 第八^ニ病^ハ重^キ時^ハ思^ハ無^ク常^ニ忽^ク望^ミ命^ヲ終^ル在^リ近^ニ念^ニ
- 02 心道^ニ無^ク須^ク與^テ捨^テ若^シ具^ニ此^ハ八^ノ精進^ノ者^ハ行^フ
- 03 無^レ不^レ成^ル八^ノ懈怠^者第一^ニ若^シ比丘^ノ不^レ得^レ食^ヲ
- 04 時思^ハ我^レ今^ハ疲^レ極^ニ不^レ堪^レ可^ク勤^ム第二^ニ得^レ食^ヲ
- 05 時思^ハ身^ヲ重^キ心^ヲ懈^ル暫^ク休^ム息^ス第三^ニ有^ニ少^シ事^一
- 06 時思^ハ我^レ身^ヲ苦^ク力^ヲ盡^ス第四^ニ明日^ノ事^ヲ可^ク有^ル今^ニ
- 07 日^ハ可^ク安^シ身^ヲ第五^ニ昨日^ノ遊行^ニ此^ノ身^ヲ疲^レ
- 08 第六^ニ可^ク明日^ノ遊行^ニ今日^ハ可^ク怠^ル無^ク修^ル

〈四丁目表〉

- 01 第七^ニ輕^キ病^ニ成^テ重^キ思^ハ無^ク修^ル第八^ニ病^ニ嗟^ル
- 02 畢^ツ思^ハ病^ヲ嗟^ル未^ダ久^ク此^ノ身^ヲ何^ノ堪^レ行^フ具^ニ此^ノ
- 03 懈怠^者所^レ修^ル永^ク無^ク成^ル
- 04 四十二^ニ章^ニ經^ニ云^ク行^レ道^ノ莫^ク暴^ク々^一若^シ暴^ク々^一時^ハ
- 05 其^ノ身^ヲ疲^ル身^ヲ疲^ル心^ヲ生^ル惱^ム々^一行^即退^ス若^シ行^フ
- 06 退^リ罪^ヲ倍^ス々^一文^ヲ論^ヲ卅^ニ十五^ニ云^ク行^即退^ス若^シ行^フ
- 07 車馬^者早^ク留^ム之^ヲ遲^ク須^ク如^ク打^カ鞭^一

08 二睡眠事

〈四丁目裏〉

- 01 中阿含^ニ經^ニ云^ク起^リ眠^リ時^ハ正^ニ以^テ冷水^ニ可^ク洗^フ面^ヲ又^シ
- 02 可^ク見^ル四方^ノ星^ヲ又^シ爲^レ然^レ不^レ能^レ停^ム入^リ室^ニ眠^敷
- 03 右脇^ニ臥^シ心^ヲ思^フ三^ノ仏^ノ光^ニ文^一
- 04 三會^ニ惡^人一^ニ時^ハ用^心事^一
- 05 梵網^ニ經^ニ古^ニ述^ニ云^ク遇^シ惡^人一^ニ時^ハ可^ク發^ス三^ノ念^一
- 06 一^ニ彼^ノ人^ノ性^ハ本^ハ無^ク惱^ル人^ニ依^テ煩^悩病^ニ此^ノ心^一
- 07 在^リ之^レ譬^ハ付^テ惡^鬼病^人一^ニ如^ク罵^ル醫^師一^ニ
- 08 我^レ誓^ス可^ク受^ク衆^生大^ノ苦^一今^ニ此^ノ小^ノ苦^ヲ何^ノ不^レ忍^ハ

〈五丁目表〉

- 01 三^ニ彼^ノ惱^ヲ我^レ忍^テ故^ニ可^ク成^ス忍^辱行^一彼^ノ我^レ在^リ恩^一
- 02 何^ノ惡^レ之^ヲ已^ニ上^ニ增^ス一^ニ阿^ノ含^ノ經^ニ富^ノ樓^ノ那^ノ佛^ノ言^一
- 03 吾^レ正^ニ可^ク行^フ忍^テ若^シ人^ノ來^テ罵^ル我^レ時^ハ不^レ與^テ拳^一
- 04 可^ク喜^ブ若^シ蒙^テ拳^一時^ハ不^レ及^テ杖^一可^ク喜^ブ若^シ及^テ
- 05 杖^一木^一時^ハ不^レ蒙^テ刀^一可^ク喜^ブ若^シ被^テ刀^一可^ク喜^ブ若^シ及^テ
- 06 所^レ厭^ム五^ノ蘊^ヲ毒^ヲ身^ヲ忽^ク捨^テ可^ク歡^喜一^ニ文^一
- 07 私^ニ云^ク神^通目^ヲ連^テ執^テ杖^ヲ外^ニ道^ヲ奪^テ命^ヲ大^ノ智^一
- 08 舍^テ利^ヲ弗^レ優^テ婆^ヲ伽^ヲ吒^ヲ鬼^ヲ打^テ頭^ヲ凡^ノ穢^ノ土^ヲ修^テ行^ヲ如^ク

〈五丁目裏〉

- 01 此^ノ勿^レ三^ノ行^者驚^ク

02 四住処事

03 天台止観云住處是道縁須静撰レ之

04 像法決疑經云末世比丘執着住處可レ如

05 世俗若善比丘見三月一度住言此比丘

06 其心不定狂乱婁移住成此言者得レ罪

07 可無量文增一阿含經云佛言不住一

08 處備五功德一不貧着屋舍一

〈六丁目表〉

01 不レ求諸資具三聚レ實不レ思四

02 不レ着諸伴侶五無親在家一文

03 止観云得若好處頻勿移一文

04 五衣食事

05 止観云是雖少縁能辦大事裸餒不

06 安道有レ何若少事知レ足勿多求

07 多求自苦又悩檀那可レ制食非時食

08 不レ然求種々飲食難得一心譬如下飼

〈六丁目裏〉

01 馬嘖レ轡無中求食心一文

02 六用レ師事

03 大論云雖レ會二好法無教者一行誤多譬

04 如下病人得吉藥不中求良醫一文

05 七魔事

06 止観云行者能可レ知或時師僧惡口弟子

07 瞋或時弟子惡口師僧爭同行亦爾也

08 持犯要記云或比丘居深山静勤行有二

〈七丁目表〉

01 空中声讚其所得依レ之發二憍慢下二余

02 道人二大般若三百三十三云讚レ魔發レ慢

03 者罪過三五逆二可レ云天上中大盜人二同経

04 四百五十五云依レ魔可レ好二惡義二所レ致二魔力

05 人拳可二信用二同経五百四十六云修二菩薩

06 道或時得二大財二甚可有二拳二名二正可レ知

07 是則魔事也依レ之汗二清淨心二為レ損二自

08 行二也速可二厭捨二起信論云魔人 而或

〈七丁目裏〉

01 令レ得二神通二或令レ見二佛菩薩身二或俄

02 精進励速退永不レ修或捨二本行二更修

03 余行不レ成二彼此二文止観云魔始 勸二行人

04 欲レ令作惡不レ随巧令レ隨二事善二所謂行人

05 閑修時思我願立塔造レ寺興二隆 佛法二依

06 是二求二世財二或遇二惡縁二所レ修永捨

07 大集經第十二云菩薩發二橋慢一是名二魔業一
08 群疑論第四云內有二邪三毒一外感二神鬼魔一

〈八丁目表〉

01 止觀云鬼妄一惱レ人一実依二行人種々事邪憶一
02 往生要集云対二治一 魔事一雖レ多今明二一治
03 方二所謂一 一心念仏一門是也護二念一 佛一故
04 法威力故無二魔破一 文

05 八酒肉五辛忌事

06 明眼論云食二酒肉五辛一不レ経宿行二姪欲一
07 不レ沐二淨水一此等為二不淨一 此不淨身着
08 法衣一入二道場一背二大理一 四分律比丘鈔云

〈八丁目裏〉

01 五辛中 蒜 為レ重至嗅故也生 過重糞
02 過輕又云諸律中 病者 許レ食レ 蒜一但居二
03 一少房一不レ穢僧座一七日後沐二淨水一薰二衣
04 交二僧中有人引二毘那經一云若服レ 蒜七日食
05 薤 三日服レ 葱可レ忌二一日一已上

06 明眼論云三世諸仏皆以愚癡 為二大不淨一
07 然 不レ知二一文義理一愚僧僅 行二一食一不レ食二
08 酒肉五辛一以テ姪欲不犯二発一自高心一毀諸
〈九丁目表〉

01 有智人 其過過二五逆一

02 九看病事

03 行事抄云世人盛時睦 親病時奇捨是
04 甚賤心也又云看病人不レ可レ違二病者心一
05 違発二病人己心一失二正念一 毘尼母論云病
06 人看病者 違 過也僧祇律云捨二自行業一
07 思 勿レ捨 病人一又云為レ見二一人伴上佛行一 下
08 一人道会二病者一留又一人捨病者一行見 佛

〈九丁目裏〉

01 大是令レ辱遂追返令二看病一 同律云佛与二
02 阿難一行二 一房舍一病比丘有二糞穢中一見 佛問
03 汝為レ食否汝有二同学師僧一否病人言不レ食
04 今経二七日一我無二伴僧一佛問 汝有レ隣答レ有而
05 糞穢甚故忽移二他処一佛哀 自水拳 阿難洗
06 之又佛舒二御手一摩二病者額一病者苦忽除佛
07 為衆生二說昔因縁一言過去有二優婆塞二犯罪一
08 為レ王被レ禁一其科當二四十杖一愛取レ杖者哀

〈十丁目表〉

01 之打レ地成レ声一実不レ打レ是 取二彼杖一者打二多
02 罪人一故生々受二重病一今汝身即是也通 彼
03 杖一優婆塞我身是也為レ報 昔恩一故令レ得レ除二

04 今病苦^ヲ佛告^ク諸比丘^ニ汝等^ヲ同行人^ノ受^ル病^ハ不見^レ
05 是^レ正^ニ誰^カ扶^ケ是^レ扶^レ是^者同^ク出家^シ出^テ苦^ク沙門^ト成^リ同^ク
06 如^ク一^ニ姓^ノ兄弟^ノ又^ニ婦^ノ衆^ニ流^シ海^ニ似^{タリ}一^ニ味^ナ四分^ニ律^ニ云^ク
07 可^シ見^ル師^弟同^ク学^ブ病^ニ若^ク無^レ是^レ可^シ指^ス衆^僧人^ノ若^ク
08 無^レ是^レ次^ニ第^ニ指^シ人^ノ可^シ令^ム見^ル僧^祇律^ニ云^ク

〈十丁目裏〉

01 中^ニ有^ル好^ク食^ニ時^ニ可^シ与^フ看^ル病^人ノ文

02 十善^ニ知^ル識^ス事

03 律^鈔云^ク大^徳行^人与^テ智^人請^シ常^勸可^シ誘^フ

04 又^ニ云^ク有^ル時^ニ經^卷令^テ取^ル手^ニ或^ハ佛^像當^レ眼^常語^ニ

05 善^法勿^レ令^ム聞^ル世^事又^ニ云^ク常^勸三^衣可^シ着^ク

06 又^ニ云^ク正^ニ隨^テ病^人志^ニ可^シ勸^ム之^ヲ或^ハ持^戒或^ハ説^誦

07 或^ハ西^方阿^弥陀^或靈^山釋^迦等^也各^各褒^其

08 行^一面^々拳^ニ其^徳可^シ令^ム下^病者^心歡^喜上^上

〈十一丁目表〉

01 觀^念法^門云^ク善^友可^シ同^ク病^人若^ク夢^若覺^ル見^ル何^ナ

02 境^界若^ク語^ニ惡^相共^ニ是^ニ懺^悔念^仏語^ニ善^相聞^訖可^シ三^三

03 注^置之^ニ又^ニ酒^肉五^辛人^努々^不可^シ近^ク來^ル惡^鬼

04 得^レ便^リ病^人狂^失正^念落^ス惡^趣故^也探^玄記^云

05 依^テ西^國法^ニ欲^シ命^終燒^キ香^鳴磬^可唱^フ仏^名

06 天^台大^師云^ク臨^終聞^ク鐘^聲得^ル其^人正^念也

07 或^ハ聖^教云^ク非^ニ難^キ往^生只^{コト}值^フ善^知識^ニ難^シ文^文
08 十一^ニ臨^終善^惡相^知事^事斷^末魔^ノ死^苦反^此段^一大^事習^也

〈十一丁目裏〉

01 瑜^伽論^云善^心死^者安^樂終^惡心^死者^苦惱

02 死^大論^同是^私是^説多^分也^婆娑^論云^或阿^阿

03 羅^漢斷^末魔^苦被^レ責^有或^ハ殺^生者^遁斷^末

04 魔^ニ有^レ是^皆過^去業^報故^也私^云此^惡人^先世^善

05 業^受次^生也^今生^惡業^ヲ第^三生^受也^探玄^記云^ク

06 臨^終色^黑落^二地^獄也^色青^畜生^生餓^鬼者^者

07 出^ス舌^生人^面常^色也^生天^彌鮮^其形^可愛^シ

08 抄^批云^臨終^色黃^墮餓^鬼也^對法^論等^云善

〈十二丁目表〉

01 行^人命^終時^身冷^下上^昇惡^業人^上下^下

02 諸^經要^集云^善人^自足^臍冷^終生^レ人^頭冷^生天^惡

03 人^上腰^冷終^生餓^鬼膝^冷終^落畜^生足^冷終^墮

04 地^獄阿^羅漢^入涅^槃頂^冷終^俱舍^云生^レ天^者識^識

05 胸^冷滅^私云^識燻^ツレテ^消云^墮地^獄也^生人^者燻^消事^云

06 俱^舍胸^冷昇^終云^諸經^要集^頂冷^云案^レ是^是

07 生^レ天^者有^二類^ニ可^シ意^得也^例阿^羅漢^如有^二一^一

08 類^ニ瑜^伽論^云惡^業重^者眼^見三^種々^苦相^故或^或

〈十二丁目裏〉

- 01 白流^{キシ}汗^ヲ或^ハ身^ノ毛^ヲ弥^{ヨチ}立^チ手足^ノ乱^{ワク}騷^シ漏^ニ大小^ノ便利^ヲ把^ニ
- 02 虚空^ヲ翻^ス目^ノ人^ノ見^ミ守^ミ護^ミ国^ノ界^ノ經^ニ云^ク墮^ル地^ノ獄^ノ者^ハ或^ハ
- 03 拳^ヲ左右^ノ手^ヲ把^リ空^ヲ或^ハ不^レ隨^ハ善^ノ知^識或^ハ啼^ク咽^ク或^ハ不^レ
- 04 知^ラ大小^ノ便利^ヲ或^ハ不^レ開^カ目^ヲ或^ハ常^ニ隱^レ面^ヲ或^ハ覆^フ臥^ス
- 05 如^レ此^ノ有^リ十五^ノ相^ニ餓^ニ鬼^ニ落^ル者^ハ舐^ル唇^ヲ或^ハ身^ヲ甚^ク熟^ク或^ハ
- 06 願^フ餓^ク食^ク或^ハ張^リ口^ヲ或^ハ不^レ漏^レ小便^ニ或^ハ右^ノ膝^ヲ先^ニ冷^{マツ}或^ハ右^ノ
- 07 手^ヲ把^ル如^レ此^ノ等^ノ八^ノ相^ヲ隨^フ畜^ニ生^ニ者^ハ深^ク戀^ム妻^ヲ子^ヲ悲^ム或^ハ鑿^ニ
- 08 手^ヲ足^ヲ指^ク或^ハ一^ニ身^ヲ汗^ヲ生^ク或^ハ口^ヲ中^ニ泡^ヲ噴^ク如^レ此^ノ五^ノ相^ヲ行^ク

〈十三丁目表〉

- 01 人^ノ者^ハ心^ニ生^ス種^々善^ヲ身^ニ苦^ク痛^{コト}少^シ心^ニ思^フ父^ノ母^ノ事^ヲ妻^ノ子^ノ
 - 02 發^ス哀^ノ心^ヲ或^ハ請^フ三^ノ寶^ヲ唱^フ三^ノ寶^ノ名^ヲ字^ヲ如^レ此^ノ十^ノ相^ヲ生^ル
 - 03 天^ノ者^ハ大^ニ体^ト同^シ人^ノ心^ニ發^ス種^々善^ヲ或^ハ仰^テ含^ム咲^ク或^ハ
 - 04 眼^ノ色^ヲ甚^ク清^ク私^ニ問^フ云^ク今^マ所^ニ注^ス多^ク是^レ三^ノ界^ニ六^ノ
 - 05 道^ノ相^ヲ若^シ爾^ラ者^ハ往^シ生^ク淨^ク土^ニ其^ノ相^ヲ如^ク若^シ往^シ生^ク淨^ク
 - 06 土^ノ寄^ル瑞^ニ經^ニ論^ニ云^ク不^レ委^シ諸^ノ伝^ニ中^ニ或^ハ異^ク香^ヲ或^ハ瑞^ニ雲^ヲ
 - 07 或^ハ音^ヲ樂^ヲ種^々出^ス之^ヲ又^ハ往^シ生^ク淨^ク土^ニ相^シ生^ル天^ノ相^ト大^ニ
 - 08 鉢^ヲ可^ク同^シ彼^ノ入^ル滅^ス時^ニ留^ル燼^ノ氣^ヲ如^ク下^ニ生^ル夜^ノ摩^ル天^ノ者^ハ
- 〈十三丁目裏〉
- 01 同^カ上^ノ但^シ佛^ヲ垂^テ應^ツ用^フ頭^ニ應^ツ及^ツ他^ノ人^ノ見^ミ冥^ニ底^ニ不^レ然^ラ
 - 02 能^ク能^ク可^ク思^フ之^ヲ

普賢大願事

- 03 十二^ニ死^ニ後^ニ事^ニ
 - 一 二者敬^ル禮^ス諸^ノ佛
 - 二 二者稱^ス讚^ス如^ク來
 - 三 三者廣^ク修^ス供^ス養
 - 四 二者憐^ミ悔^ス業^ノ障
 - 五 二者隨^フ喜^ス功^ノ德
 - 六 二者請^フ轉^ス法^ノ輪
 - 七 二者請^フ住^ス住^ス世
 - 八 二者常^ク隨^フ
 - 九 二者恒^ク順^フ
 - 十 二者普^ク皆^ク回^ク向^ス
- 04 律^ニ鈔^ニ云^ク持^テ衣^ヲ覆^テ亡^ニ人^ニ送^ル但^シ衣^ヲ徒^レ勿^レ埋^ル又^ハ云^ク送^ニ
- 05 亡^ニ僧^ヲ輿^ヲ輕^ク作^レ之^ヲ上^ニ置^ク白^ニ天^ノ蓋^ヲ下^ニ可^クレ^レ廻^ル裳^ヲ四^ノ人^ヲ
- 06 可^ク持^ツ之^ヲ亡^ニ者^ハ若^シ或^ハ師^ヲ匠^ヲ或^ハ父^ヲ母^ヲ有^ル恩^ヲ類^ヲ其^ノ子^ヲ

〈十四丁目表〉

- 01 弟^ノ子^ノ等^ハ可^ク持^ツ之^ヲ私^ニ云^ク積^ニ尊^ニ搔^ニ大^ノ王^ノ棺^ヲ
 - 02 增^ス阿^ノ含^ノ經^ヲ出^ス荷^ノ姨^ノ母^ノ輿^ヲ見^テ大^ノ愛^ノ道^ノ經^ヲ遊^ス聖^ノ
 - 03 猶^シ爾^ラ凡^ノ類^ハ不^レ足^ク云^ク律^ニ鈔^ニ云^ク一^ノ人^ノ燒^ク香^ヲ一^ノ人^ノ導^ク
 - 04 一^ノ寺^ヲ奉^テ送^ル是^レ無^常經^ニ云^ク殞^ニ所^ニ至^ル燒^ク香^ヲ散^ク花^ヲ
 - 05 可^ク誦^ム經^ヲ然^レ後^ニ殞^ル是^レ律^ニ鈔^ニ云^ク天^ニ竺^ニ四^ノ葬^ヲ一^ノ
 - 06 水^ノ葬^ニ火^ノ葬^ニ土^ノ葬^ニ野^ノ葬^ニ律^ニ多^ク
 - 07 明^ニ火^ノ葬^ヲ野^ノ葬^ヲ若^シ火^ノ葬^ヲ時^ニ石^ヲ敷^ク勿^レ為^ル草^ノ
 - 08 上
- 〈十四丁目裏〉
- 01 十^ニ三^ニ追^フ善^ノ事^ヲ
 - 02 得^ル七^ノ分^ノ一^ノ限^ノ惡^ノ人^ノ事^ヲ也^ハ善^ノ人^ノ全^ク悉^ク可^ク得^ル之^ヲ
 - 03 隨^フ順^フ往^シ生^ク經^ニ云^ク若^シ亡^ニ者^ハ嚴^ク身^ヲ具^ヲ或^ハ屋^ヲ宅^ヲ等^ヲ

04 是供養三寶令喜其福回向功德力故惡
05 趣苦忍離得生佛土梵網經云若父母兄

06 弟師僧等死乃至七日七日可誦誦講讚此

07 菩薩大乘戒人師釋云依此戒法故墮惡趣

08 者生人天人者得見佛光明真言儀

〈十五丁目表〉

01 軌云若有孝子於父母墓處安置卒塔婆其

02 父母不墮惡趣化生淨土又云光明真言滿

03 百遍加持土砂散死骸如上益得

04 婆娑論云昔雖下可生善處造福業爲余

05 惡業被遮不能感果今孝子等依追善除

06 障宿善忽來感可得意

07 十四似功德罪事

08 涅槃經第廿六云

〈十五丁目裏〉

01 似善事而墮惡道一爲勝人學經

02 論二爲得供養持禁戒三爲隨人施物

03 等也持犯要記云若人爲貴世後自身

04 讚他人或讚人人又可讚我知讚他毀

05 自此罪甚深可重中重

06 十五不知罪罪事

07 弘決第四云人思着香無科今謂不爾着
08 香人開煩惱門塞佛法路百年間持

〈十六丁目表〉

01 禁戒功德破一時舍利弗問經云若比丘一日

02 乘馬車失五百日持齋功德但老比

03 丘無力許

04 十六老後懈怠事

05 涅槃經第十一云譬甘蔗シホラテ其糟如

06 無味一人爲老被犯失仏道三昧一不願

07 出家一誦誦懶三坐禪無味

08 增一阿含經第一云大迦葉答阿難云我年

〈十六丁目裏〉

01 老朽聞處多忘善導云各力有時

02 勵勵求常住遺教經云無成空死

03 後必悔論釋此文後悔三重一

04 老後悔盛時不勤悔也二臨終悔

05 平生時不修悔三死悔閻王蒙

06 責時悔悔也三重悔次第後增前

07 悲徹骨髓一文

08 十七行人鬼病事

〈十七丁目表〉

- 01 止觀第八云雖レ防ニ道場神怨ニ決定業報ニ留レ之
- 02 不能レ譬所レ負物責レ主如レ不レ得ニ守護人防ニ
- 03 妙樂云守護神防云ヘトモ只横防レ惱也文
- 04 私云世人思鬼病皆是横病也非業是則
- 05 愚癡事也必不レ爾抑成ニ勇猛強盛行人ニ
- 06 定業云ヘトモ可レ転見
- 07 止觀云命滅ニ道場ニ云勵ニ決定心不レ滅ニ何罪ニ
- 08 不レ轉ニ何業ニ譬如ニ大將心武ニ成ニ衆兵勇行者
- 〔十七丁目裏〕
- 01 心武ニ守護神増レ力也
- 02 増一阿含經五十二云拳ニ惡鬼拳ニ打ニ舍利弗頭ニ尊
- 03 者雖レ痛之ニ不レ及ニ大苦ニ此鬼力若打ニ耆闍崛山ニ以ニ
- 04 一拳彼山折ニ可レ如レ砂ニ私云此文ニ得道聖
- 05 云ヘトモ依ニ定業ニ蒙ニ惡鬼惱証拠也ニ雖レ受ニ
- 06 定業ニ轉レ輕受証拠也又イヤカキ然ニ乞食
- 07 六日得レ食命既絶ニ同学与レ食鳥来取去
- 08 羅旬比丘事
- 〔十八丁目表〕
- 01 十八道人貧報事
- 02 抄批云出家人定惠是正可レ修法也傍又福
- 03 業可レ修若不レ修福ニ生々貧乃至得レ悟乞食不レ得

- 04 舍利弗弟子羅旬比丘云持戒精進也然乞食
- 05 六日食不得命既為レ絶ニ同学与レ食鳥来取去
- 06 目連又勵ニ神力ニ施レ食正欲レ入ニ口中一時變ニ泥成
- 07 又終以ニ佛力ニ令レ得之ニ乃至後食レ砂入ニ涅槃ニ文
- 08 像法決疑云未來惡比丘出家人見レ行ニ布施
- 〔十八丁目裏〕
- 01 毀可レ云夫出家法閑可レ修ニ定惠ニ何成ニ無益
- 02 能レ成ニ此言ニ者可レ知ニ惡魔眷屬也ニ墮ニ地獄餓鬼
- 03 後貧窮無福ニ一事不レ可有レ叶レ心是則見ニ他施
- 04 發ニ惡心ニ故也大論三十二云舍利弗以ニ鉢飯
- 05 供レ佛佛受レ是施ニ餓狗佛問ニ舍利弗汝供レ我
- 06 我施レ狗其功德何多舍利弗曰佛以悲心
- 07 施ニ故施レ狗ニ功德可レ多同論第廿六云佛以
- 08 食入ニ御口中ニ天人請ニ取是ニ十方餓施ニ衆生
- 〔十九丁目表〕
- 01 私云故供ニ本尊ニ物乞幻人若可レ施ニ禽獸等
- 02 十九奉仕師長事
- 03 大論四十九云依レ師可レ得ニ無上道ニ何不ニ恭
- 04 敬供養ニ若師不ニ奉仕ニ吉井如レ無レ綆ニ不レ可得
- 05 功德水ニ又云師教直不レ可見ニ師科ニ犬皮
- 06 嗅袋入レ金人與レ是不レ取人ニ乎又暗時行ニ嶮路

07 惡人若捧^テ火^ヲ來^ニ 不^レ用^イ是^ヲ 哉^増一阿含十九云
08 舍利弗受^レ痛甚苦痛有^下最後^ニ天帝釈^テ

〈十九丁目裏〉

01 摩^テ尊者足^ノ自^レ彼除^ニ 糞穢^ヲ是又敬^レ師故也
02 僧祇律云若百^ノ臈比丘也 智無^ハ仕^テ二十^ノ臈比丘^ニ
03 可^レ如^ニ弟子^ノ 涅槃經云知^レ法人若^レ老 若^レ若^レ
04 是供養恭敬^セ 切^テ利^ト天衆^ノ可^レ如^レ仕^テ帝釈^ニ
05 大論云佛法^ニ以^テ智^ヲ惠^ヲ不^レ下^ラ文 我^{ヨリ}モ少^ク智^ク人ナラハ
06 廿^ニ仏^ハ初^ニ心行者^ニ隱^ニ靈^ヲ驗^ニ事

07 淨名經疏云首楞嚴經密授記者若佛

08 對^ニ初^ニ心菩薩^ニ 汝^チ過^テ幾^コ劫^ヲ可^レ成^ル佛^ニ 其名^ヲ某^ノ

〈二十丁目表〉

01 如^ク來^ト云^ヘシ^ナントノ^タマハハ此菩薩我^レ既^テ得^テ授^テ記^ニ云^テ發^シ慢^心
02 又^ク可^レ放^ル逸^ニ依^ニ之^ニ佛^ノ彼^ノ主^ニ 不^レ聞^向二^ノ傍^ノ人^ニ此菩薩^ハ
03 作^サ佛^ノ期^ノ近^ク各^ノ結^キ緣^ヲ 宣^ハ文^ノ句^ノ第^ニ八^ニ云^テ若^シ深^シ山^ニ
04 誦^シ法^ヲ華^ヲ 釈^シ迦^ヲ如^ヲ來^ヲ遣^シ天^ノ龍^等 令^ト聽^セ聞^ク文^ヲ
05 但是^モ初^ニ心行者^ニ 不^レ可^レ遣^ニ天^ノ龍^等 彼^ノ人^ノ我^レ既^テ見^ニ
06 天龍等^ヲ云^テ發^シ慢^心 故^ニ私^ニ云^テ此^ノ等^ノ文^ノ初^ニ心^ノ行^ヲ
07 者^ニ隱^ニ靈^ヲ 驗^ヲ証^ト抛^シ也^ト但^モ若^シ初^ニ心^ノ也^ト本^ニ心^ノ慢^心少^ク
08 不^レ可^レ發^シ自^ノ高^心 可^レ見^ル種^々奇^ヲ瑞^ヲ 依^テ之^ニ經^ノ論^ヲ

〈二十丁目裏〉

01 中^ニ見^ル種^々好^キ相^ヲ 說^ク

02 廿^ニ一^ニ 仏^ノ像^ヲ 賣^ル罪^ノ 不^レ罪^ナ事

03 梵網經云佛菩薩^ノ形^ノ像^ヲ 乍^ラ見^レ賣^ル 不^レ買^ル 犯^ス輕

04 垢^ノ罪^ヲ 像^ノ法^ノ決^ノ疑^ノ經^ニ云^テ未^ク來^ニ惡^ノ人^ノ可^レ賣^ル 犯^ス像^ノ

05 若^シ此^ノ買^テ取^テ供^セ養^セ者^ニ 共^ニ可^レ得^レ罪^ニ 五^百中^ニ常^ニ

06 可^レ得^ニ賣^ル報^ニ 又^ク云^テ賣^ル佛^ノ像^ノ經^ノ卷^ノ者^ノ 國^ノ王^ノ大^ノ臣^ノ取^テ

07 此^ノ人^ノ重^ク可^レ禁^ム 又^ク可^レ追^ニ出^ク國^中 一^ニ文^ヲ

08 私^ニ云^テ二^ノ經^ノ文^ノ其^ノ意^ヲ相^違但^シ此^ノ得^ル意^ヲ彼^ノ賣^ル云^テ

〈二十一丁目表〉

01 我^レ若^シ不^レ買^ル 此^ノ彼^ノ人^ノ不^レ可^レ得^テ賣^ル 知^ハ是^ハ不^レ可^レ買^テ 令^ナ

02 得^ニ彼^ノ人^ノ罪^ヲ 像^ノ法^ノ決^ノ疑^ノ經^ニ是^レ也^ト若^シ又^ク我^カ

03 不^レ買^ル必^ズ他^ノ所^ニ 可^レ賣^ル 知^ラハ 可^レ買^テ之^ニ 我^カ為^レ得^テ功^ノ德^也

04 梵網經意^ニ是^レ也^ト所^ノ詮^ヲ只^カ賣^ル失^カ也^ト買^ル德^也 像^ノ法^ノ

05 制^シ失^ル梵^ノ網^ノ勸^レ德^也

06 已^上廿^一章

07 右^ノ此^ノ書^者毘^沙門^ノ堂^ノ法^ノ印^ノ明^ノ遍^ノ僧^ノ都^ノ御^ノ作^也 八^ノ宗^ノ巨

08 用^之 少^ノ納^言入^道真^清御^息十^一面^變作^云々

〈二十一丁目裏〉

01 努^々不^レ可^レ外^聞少^智 是^ハ菩^提

02 妨^ナ 故^ト但^シ慳^吝機^感熟^ニ 不^レ自^知而^已

〈二十二丁目表〉

01 于時安永三甲午秋八月廿一日南峯於起
02 雲楼書写了勢南松坂産勲息
03 秀榮山人

『行者大要鈔』 那須所持本と写字台文庫本との校異表

二丁目表裏		一丁目表		表紙		丁数										
2	1					行数										
15	1					字数										
<p>不_{ルトキハエ}得_レ食_ヲ ↓ 不_{ルトキハエ}得_レ食_ヲ</p> <p>一 八精進八懈怠事 ↓ 一八精進</p>		<p>那須所持本で付されている返り点、送り仮名、振り仮名のうち、写字台文庫本で同様に付されているのは、二丁目表七行目の「死後事」の「ノ」のみ。その他は全く付されていない。漢字の相違点は、二丁目表の六行目の「善知識」の「智」、二丁目裏の一行目の「不知罪」の「知」が、写字台文庫本では「智」となっている点のみ。その他は同じ。</p>		<p>「明遍之御口 行者大要鈔」</p> <p>↓ 「明遍僧都之御口 寶光院 入寺信譽」</p> <p>(表紙見返し)</p>		<p>那須所持本 ↓ 写字台文庫本</p>										
						丁数										
三丁目表			三丁目表			行数										
8	8	7	7	6	6	5	5	4	4	4	3	3	3	3	3	3
6	1	13	3	12	9	11	9	13	8	2	13	9	8	5		
思 _ク 不 _レ 重 _ニ 時 _ニ 身 _ヲ 励 _テ ↓ 思 _{ハク} 不 _レ 重 _ニ 時 _ニ 身 _ヲ 励 _テ	第七 _ニ 病 _ヒ ↓ 第七 _ニ 病 _ヒ	愁 _レ 念 _ヲ ↓ 愁 _レ 念 _ヲ	欺 _ク 不 _レ 行 _セ ↓ 欺 _ク 不 _レ 行 _セ	第五 _ニ 昨日 _ニ ↓ 第五 _ニ 昨日 _ニ	非 _シ 懈 _シ 怠 _シ ↓ 非 _シ 懈 _シ 怠 _シ	第四 _ニ 明日 _ニ 可 _レ 有 _ル 事 _ト ↓ 第四 _ニ 明日 _ニ 可 _レ 有 _ル 事 _ト	為 _レ 償 _ヲ ↓ 為 _レ 償 _ヲ	第三 _ニ 依 _テ 昨 _ノ 事 _ニ ↓ 第三 _ニ 依 _テ 昨 _ノ 事 _ニ	此 _ノ 時 _ノ 何 _ノ 不 _レ 勵 _マ ↓ 此 _ノ 時 _ノ 何 _ノ 不 _レ 勵 _マ	思 _ク ↓ 思 _{ハク}	第二 _ニ ↓ 第二 _ニ	堪 _レ 宜 _{シク} 勤 _{シテ} 行 _ス ↓ 堪 _レ 宜 _{シク} 勤 _{シテ} 行 _ス	少 _シ ↓ 少 _{ナシ}	身 _ノ ↓ 身 _ミ		

三丁目裏															丁数			
8	8	7	7	7	6	6	5	5	4	4	3	2	1	1	1	1	8	行数
10	1	11	5	2	13	5	13	6	10	4	1	4	18	14	9	1	13	字数
可 _レ 怠 _レ 無 _レ 修 _ル コト ↓ 可 _レ 怠 _レ 無 _レ 修 _ル コト	第六 _ニ 可 _ニ ↓ 第六 _ニ 可 _ニ	此 _ノ 身 ↓ 此 _ノ 身	第五 _ニ ↓ 第五	可 _シ 安 _レ 身 _一 ↓ 可 _シ 安 _レ 身 _一	可 _シ 有 _レ ↓ 可 _シ 有 _レ	身 _ミ 苦 _ク 力 ↓ 身 _ミ 苦 _ク 力	第三 _ニ 有 _ニ 少 _シ 事 _一 時 ↓ 第三 _ニ 有 _ニ 少 _シ 事 _一 時	嬾 _モ 暫 _ク ↓ 嬾 _モ 暫 _ク	第一 _ニ 得 _レ 食 _一 時 _ハ 思 ↓ 第二 _ニ 得 _レ 食 _一 時 _ハ 思	疲 _ヒ 極 _ク ↓ 疲 _ヒ 極 _ク	無 _レ ↓ 無 _レ	具 _ル ↓ 具 _ル	無 _ニ 須 _レ 與 _捨 ↓ 無 _ニ 須 _レ 與 _捨	近 _ニ ↓ 近 _ニ	忽 _ク ↓ 忽 _ク	第八 _ニ 病 _一 ↓ 第八 _ニ 病 _一	精 _ス 進 _ス ↓ 精 _ス 進 _ス	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

四丁目表															丁数			
8	7	7	6	6	6	5	5	5	4	3	3	2	2	2	1	1	1	行数
1	7	4	15	9	2	12	6	1	13	9	5	7	3	1	10	5	1	字数
二 _ニ ↓ 二 _ニ	遲 _レ 須 _レ 如 _レ 打 _レ 鞭 _一 ↓ 遲 _レ 須 _レ 如 _レ 打 _レ 鞭 _一	早 _レ 留 _レ 之 ↓ 早 _レ 留 _レ 之	乘 _ル 車 _一 馬 _一 者 ↓ 乘 _ル 車 _一 者	卅 ↓ 三	罪 _ミ 倍 _マ 々 _マ 侵 ↓ 罪 _ミ 倍 _マ 々 _マ 侵	退 _ス 若 _シ 行 _レ 退 ↓ 退 _ス 若 _シ 行 _レ 退	生 _レ 惱 ↓ 生 _レ 惱	其 _ノ 身 _レ 疲 _レ 身 _レ 疲 ↓ 其 _ノ 身 _レ 疲 _レ 身 _レ 疲	暴 _ク 々 ↓ 暴 _ク 々	莫 _シ 暴 _ク 々 ↓ 莫 _シ 暴 _ク 々	修 _ス ↓ 修 _ス	此 _ノ 身 _レ 何 _レ 堪 _レ 行 _一 ↓ 此 _ノ 身 _レ 何 _レ 堪 _レ 行 _一	病 _ヒ 嗟 _レ 未 _レ 久 ↓ 病 _ヒ 嗟 _レ 未 _レ 久	畢 _ッ ↓ 畢 _ッ	第八 _ニ ↓ 第八	成 _テ ↓ 成 _テ	第七 _ニ ↓ 第七	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

四丁目裏															丁数				
8	8	7	7	7	6	6	6	5	5	4	3	2	2	2	2	1	1	1	行数
3	2	13	7	1	10	6	1	12	6	1	6	12	9	7	1	14	10	6	字数
可 _レ 受 _二 衆生ノ大 _一 苦 _ヲ ↓ 可 _レ 受 _二 衆生ノ大 _一 苦 _ヲ	誓 _{チカクテ} ↓ 誓	二 _ニ ↓ 二	病 _ノ ↓ 病	在 _レ 之 _レ 譬 _{ヘハ} ↓ 在 _レ 之 _レ 喩 _{ヘハ}	依 _ニ ↓ 依 _ニ	本 _ト 無 _シ 惱 _レ 人 _ヲ ↓ 本 _{モト} 無 _シ 惱 _レ 人 _ヲ	一 _ニ 彼 _ノ 人 _ノ ↓ 彼 _ノ 人 _ノ	発 _コ ス ↓ 発 _コ ス	云 _ク ↓ 云 _ク	三 _ニ 會 _ニ ↓ 三 _ニ 會 _ニ	仏 _ノ 光 _一 文 _ヲ ↓ 仏 _ノ 光 _一	入 _レ 室 _ニ ↓ 入 _レ 室 _ニ	不 _レ 能 _レ 停 _{ヤムコト} ↓ 不 _レ 能 _レ 停 _{ヤムコト}	又 _レ 爲 _レ 然 _カ ↓ 又 _レ 爲 _レ 然 _カ	可 _レ 見 _ニ ↓ 可 _レ 見 _ニ	洗 _{アラフ} ↓ 洗	以 _テ 冷 _レ 水 _ニ ↓ 以 _テ 冷 _レ 水 _ニ	起 _レ 眠 _リ ↓ 起 _レ 眠 _リ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

五丁目表															丁数			
8	8	7	7	6	6	5	4	4	3	3	3	2	2	2	1	1	8	行数
9	1	11	1	8	1	8	11	4	13	7	1	14	10	1	7	1	9	字数
打 _レ 頭 _{トヘ} ↓ 打 _レ 頭 _ト	優 _ウ 婆 _ハ 伽 _カ 吒 _タ 鬼 _{キニ} ↓ 優 _ウ 婆 _ハ 伽 _カ 吒 _タ 鬼 _{キニ}	奪 _ワ レ命 _ヲ ↓ 奪 _ワ レ命 _ヲ	私 _ニ 云 _フ ↓ 私 _ニ 云 _フ	捨 _テ 可 _ニ 歡 _喜 ス ↓ 捨 _テ 可 _ニ 歡 _喜 ス	所 _レ 厭 _{イトフ} ↓ 所 _レ 厭 _{イトフ}	可 _レ 喜 _フ ↓ 可 _レ 喜 _フ	可 _レ 喜 _フ ↓ 可 _レ 喜 _フ	蒙 _ル 拳 _ニ ↓ 蒙 _ル 拳 _ニ	与 _レ 拳 _ニ ↓ 与 _レ 拳 _ニ	人 _ト ↓ 人	吾 _レ 正 _ク 可 _レ 行 _レ 忍 _ヲ ↓ 吾 _レ 正 _ク 可 _レ 行 _レ 忍 _ヲ	佛 _ノ ↓ 佛 _ニ	經 _ニ ↓ 經 _ニ	何 _レ 惡 _レ 之 _ニ ↓ 何 _レ 惡 _レ 之 _ニ	可 _レ 成 _ス ↓ 可 _レ 成 _ス	三 _ニ 彼 _ノ 惱 _ヲ ↓ 三 _ニ 彼 _ノ 惱 _ヲ	今 _マ ↓ 今	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

六丁目表										五丁目裏					丁数				
2	2	1	1	8	8	6	6	6	5	5	5	5	4	4	3	3	2	1	行数
6	1	6	1	7	2	13	10	2	13	7	3	15	6	12	3	2	5	字数	
五無 _ニ 親 _シ 在家 _ニ 文 _ヲ ↓ 五無 _ニ 親 _シ 在家 _ニ 文 _ヲ	不 _レ 着 _セ 諸 _ノ 伴 _ハ 侶 _ヨ ↓ 四不 _レ 着 _セ 諸 _ノ 伴 _ハ 侶 _ヨ	三聚 _ニ 寶 _ヲ ↓ 三聚 _ニ 寶 _ヲ	不 _レ 求 _メ 諸 _ノ 資 _ヲ 具 _ヲ ↓ 不 _レ 求 _メ 諸 _ノ 資 _ヲ 具 _ヲ	不 _レ 貧 _シ 着 _セ 屋 _ノ 舍 _ニ ↓ 不 _レ 貧 _シ 着 _セ 屋 _ノ 舍 _ニ	備 _ニ ↓ 備 _ニ	者 _ノ 得 _レ 罪 _ヲ ↓ 者 _ノ 得 _レ 罪 _ヲ	成 _ニ ↓ 成 _ニ	心不 _レ 定 _ラ ↓ 心不 _レ 定 _ラ	言 _ヘ ↓ 言 _ヘ	見 _ニ 三月 _ニ 一度 _ニ 住 _ル ↓ 見 _ニ 王 _ノ 月 _ニ 一度 _ニ 住 _ル	若 _シ ↓ 若 _シ	可 _レ 如 _ク ↓ 可 _レ 如 _ク	云 _フ ↓ 云 _フ	静 _ニ 撰 _レ 之 _ヲ ↓ 静 _ニ 撰 _レ 之 _ヲ	止 _ニ 観 _ニ ↓ 止 _ニ 観 _ニ	住 _ル 処 _ヲ ↓ 住 _ル 処 _ヲ	驚 _ニ ↓ 驚 _ニ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本	

六丁目裏										六丁目表						丁数		
6	6	4	4	3	3	3	1	1	8	7	7	6	6	4	3	3	3	行数
13	1	7	4	12	4	1	4	2	9	12	3	7	4	5	8	6	1	字数
惡 _シ 口 _ヲ 弟 _ヲ 子 _ヲ ↓ 惡 _シ 口 _ヲ 弟 _ヲ 子 _ヲ	止 _ニ 観 _ニ 云 _ク ↓ 止 _ニ 観 _ニ 云 _ク	不 _レ 求 _メ 良 _ノ 醫 _ヲ ↓ 不 _レ 求 _メ 良 _ノ 醫 _ヲ	得 _レ 吉 _ノ 藥 _ヲ ↓ 得 _レ 吉 _ノ 藥 _ヲ	誤 _リ 多 _シ 譬 _ヲ ↓ 誤 _リ 多 _シ 譬 _ヲ	會 _ニ 好 _キ 法 _ニ ↓ 會 _ニ 好 _キ 法 _ニ	大 _ニ 論 _ニ 云 _ク ↓ 大 _ニ 論 _ニ 云 _ク	無 _レ 中 _ノ 求 _ム 食 _ノ 心 _ヲ ↓ 無 _レ 中 _ノ 求 _ム 食 _ノ 心 _ヲ	嘖 _レ 轡 _ヲ ↓ 嘖 _レ 轡 _ヲ	得 _レ ↓ 得 _レ	非 _ビ 時 _ニ ↓ 非 _ビ 時 _ニ	苦 _シ ↓ 苦 _シ	少 _シ ↓ 少 _シ	何 _ニ ↓ 何 _ニ	雖 _ニ ↓ 雖 _ニ	頻 _ニ 勿 _レ 移 _ル ↓ 頻 _ニ 勿 _レ 移 _ル	好 _キ ↓ 好 _キ	止 _ニ 観 _ニ 云 _ク ↓ 止 _ニ 観 _ニ 云 _ク	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

七丁目表													六丁目裏			丁数			
6	6	5	5	5	4	4	4	3	3	3	2	1	1	1	1	8	7	7	行数
7	3	13	6	2	14	10	6	8	7	2	14	13	8	4	3	15	10	1	字数
甚シ可レ有 _ル _{コト} _ヲ 挙 _レ 名 _一 ↓ 甚シ可 _シ 有 _ル 挙 _レ 名 _一													時 _ニ 得 _ニ ↓ 時 _ハ 得 _ニ 云 _ク 修 _ル ↓ 云 _ク 修 _ル 同 _ノ 經 _ノ ↓ 同 _ノ 經 _ノ 挙 _テ ↓ 挙 _テ 致 _ス 魔 _力 ↓ 致 _ス 魔 _力 好 _ム 惡 _義 ↓ 好 _ム 惡 _義 云 _ク ↓ 云 _ク 天 _上 中 _大 盜 _人 ↓ 天 _上 人 _中 大 _盜 人 _一			瞋 _イ 瞋 _シ ↓ 瞋 _シ 争 _ハ ↓ 争 _ハ 有 _テ 空 _中 声 _一 ↓ 有 _テ 空 _中 声 _一			那須所持本 ↓ 写字台文庫本

七丁目裏													七丁目表			丁数		
6	5	5	5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	8	8	7	7	7	行数
6	15	11	6	1	8	1	8	4	5	3	7	1	10	5	12	6	3	字数
遇 _ニ ↓ 遇 _ニ 依 _レ 是 _ニ ↓ 依 _レ 是 _ニ 興 _隆 ↓ 興 _隆 願 _立 塔 _造 寺 _ヲ ↓ 願 _立 塔 _造 寺 _ヲ 閑 _ニ ↓ 閑 _ニ 令 _レ ↓ 令 _レ 欲 _ス 令 _レ 作 _レ 惡 _一 ↓ 欲 _ス 令 _レ 作 _レ 惡 _一 止 _観 云 _魔 ↓ 止 _観 云 _魔 成 _レ 彼 _此 ↓ 成 _レ 彼 _此 退 _永 不 _レ 修 _レ 或 _捨 ↓ 退 _永 不 _レ 修 _レ 或 _捨 励 _シ ↓ 励 _シ 見 _ニ ↓ 見 _ニ 得 _エ ↓ 得 _エ 云 _魔 人 _而 ↓ 云 _魔 人 _而 厭 _捨 ↓ 厭 _捨 為 _レ 損 _ニ ↓ 為 _レ 損 _ニ 依 _レ 之 _汗 ↓ 依 _レ 之 _汗 魔 _事 ↓ 魔 _事													魔 _事 ↓ 魔 _事 依 _レ 之 _汗 ↓ 依 _レ 之 _汗 為 _レ 損 _ニ ↓ 為 _レ 損 _ニ 厭 _捨 ↓ 厭 _捨 云 _魔 人 _而 ↓ 云 _魔 人 _而 厭 _捨 ↓ 厭 _捨 為 _レ 損 _ニ ↓ 為 _レ 損 _ニ 依 _レ 之 _汗 ↓ 依 _レ 之 _汗 魔 _事 ↓ 魔 _事			那須所持本 ↓ 写字台文庫本		

八丁目表														七丁目裏				丁数
8	7	7	6	6	6	5	4	3	3	2	2	1	1	8	8	7	7	6
7	11	2	14	10	4	1	4	14	10	10	5	15	3	13	6	13	7	9
大理 ^ニ コトハリ	身 ^ニ ミテ	沐 ^{アミ} ニ	姪 ^シ	不 ^{シテ} 経 ^レ 宿 ^ヲ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	八 ^ニ 酒 ^ノ 肉 ^ノ 五 ^ノ 辛 ^ノ 忌 ^ム 事 ^ト	故 ^シ 無 ^シ 魔 ^ノ 破 ^ル 文 ^ヲ	佛 ^ノ ↓ 佛 ^ヲ	是 ^レ 也 ^ト ↓ 是 ^レ 也 ^ト	雖 ^モ 多 ^ト 今 ^マ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	邪 ^ノ 憶 ^ス	云 ^ク 鬼 ^ノ 妄 ^ス 惱 ^ス 人 ^ヲ	感 ^ス ↓ 感 ^ス	云 ^ク 内 ^ニ 有 ^リ	是 ^レ 名 ^ニ 魔 ^ノ 業 ^ト	云 ^ク ↓ 云 ^ク	所 ^レ 修 ^ル 永 ^ク 捨 ^ル
↓ 大理 ^ニ	↓ 身 ^ニ		↓ 姪	↓ 不 ^{シテ} 経 ^レ 宿 ^ヲ		↓ 八 ^ニ 酒 ^ノ 肉 ^ノ 五 ^ノ 辛 ^ノ 忌 ^ム 事 ^ト	↓ 故 ^シ 無 ^シ 魔 ^ノ 破 ^ル 文 ^ヲ			↓ 雖 ^モ 多 ^ト 今 ^マ		↓ 邪 ^ノ 憶 ^ス	↓ 云 ^ク 鬼 ^ノ 妄 ^ス 惱 ^ス 人 ^ヲ		↓ 云 ^ク 内 ^ニ 有 ^リ	↓ 是 ^レ 名 ^ニ 魔 ^ノ 業 ^ト		↓ 所 ^レ 修 ^ル 永 ^ク 捨 ^ル
																		那須所持本 ↓ 写字台文庫本

八丁目裏														丁数				
		8	7	7	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	3	2	1	1
		10	14	10	11	4	8	4	16	12	10	4	14	11	1	12	4	8
		発 ^テ 自 ^ラ 高 ^ク 心 ^ヲ 毀 ^ル	不 ^レ 食 ^セ	僅 ^{カニ} ↓ 僅 ^ク	愚 ^ク 癡 ^ヲ	云 ^ク 三 ^ノ 世 ^ノ	一 ^ノ 日 ^ノ 已 ^ニ 上 ^ニ	服 ^レ 葱 ^ヲ	食 ^レ 薤 ^ヲ	服 ^レ 蒜 ^ヲ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	有 ^ル 人 ^ノ ↓ 或 ^ル 人 ^ノ	薰 ^シ 衣 ^ヲ	沐 ^ミ ↓ 沐 ^ヒ	一 ^ノ 少 ^ノ 房 ^ノ 不 ^レ 穢 ^サ	蒜 ^ヲ 但 ^シ 居 ^ニ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	嗅 ^ヒ 故 ^ト 也 ^ト 生 ^{ケル}
		↓ 发 ^テ 自 ^ラ 高 ^ク 心 ^ヲ 毀 ^ル	↓ 不 ^レ 食 ^セ		↓ 愚 ^ク 癡 ^ヲ	↓ 云 ^ク 三 ^ノ 世 ^ノ	↓ 一 ^ノ 日 ^ノ 已 ^ニ 上 ^ニ	↓ 服 ^レ 葱 ^ヲ	↓ 食 ^レ 薤 ^ヲ	↓ 服 ^レ 蒜 ^ヲ			↓ 薰 ^シ 衣 ^ヲ		↓ 一 ^ノ 少 ^ノ 房 ^ノ 不 ^レ 穢 ^サ	↓ 蒜 ^ヲ 但 ^シ 居 ^ニ		↓ 嗅 ^ヒ 故 ^ト 也 ^ト 生 ^{ケル}
																		那須所持本 ↓ 写字台文庫本

九丁目表														丁数				
8	8	7	7	7	6	6	6	5	5	4	4	4	3	3	3	3	2	行数
8	3	8	6	3	15	11	2	14	1	10	6	1	11	10	5	1	2	字数
又 ↓ 又	道会ニ ↓ 道会ニ	為レ見ニ人伴上佛行下一人ハ	又云 ↓ 又云	捨ルコト ↓ 捨ルコト	業一 ↓ 業一	云 ↓ 云	看病者違 ↓ 看病者違	云 ↓ 云	違発ニ ↓ 発ニ	不レ可レ違ニ ↓ 不レ可レ違ニ	云 ↓ 云	賤 ↓ 賤	奇 ↓ 奇	親 ↓ 親	世人盛 ↓ 世人盛	行事抄云 ↓ 行事抄云	看病 ↓ 看病	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

九丁目裏														丁数				
8	8	8	7	7	7	6	5	5	4	4	3	3	2	1	1	1	8	行数
14	10	1	11	8	1	13	13	6	12	7	14	2	13	13	6	1	11	字数
者哀 ↓ 者哀	杖一 ↓ 杖一	為レ王被禁一其科 ↓ 為レ王被禁一其科	有レ優婆塞ニ犯レ罪 ↓ 有レ優婆塞ニ犯レ罪	言 ↓ 言	為 ↓ 為	苦忽除 ↓ 苦忽除	挙 ↓ 挙	移ニ ↓ 移ニ	有レ隣答レ有而 ↓ 有レ隣答レ有而	無 ↓ 無	言 ↓ 言	為レ食否汝有ニ ↓ 為レ食否汝有ニ	中一見佛問 ↓ 中一見佛問	云 ↓ 云	追返 ↓ 追返	大是 ↓ 大是	捨病者一行見 ↓ 捨病者一行見	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十丁目裏														十丁目表			丁数		
3	3	3	1	8	8	7	7	6	6	6	5	5	4	4	3	2	1	1	行数
13	6	1	3	6	1	16	9	11	8	1	12	1	17	5	7	6	7	1	字数
勸可レ誘 _ウ	行人 _ト 与 _ト	律鈔 _ニ 云 _ク	好 _{ウマキ} ↓ 好 _{ウマキ}	人可 _レ	無 _レ ↓ 無 _レ	若 _シ ↓ 若	無 _レ ↓ 無 _レ	似 _ニ 一味 _{ナルニ}	衆流 _海	如 _ヨ 二姓 _ノ	出 _レ ↓ 出 _レ	是 _レ 正誰扶 _レ 是 _レ	見 _ミ ↓ 見	告 _ク ↓ 告 _ク	是也為 _レ 報 _ニ	受 _テ ↓ 受 _テ	不 _レ 打 _レ 是 _レ	レ之打 _レ 地成 _レ 声 _ヲ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本
勸可 _レ 誘 _ウ	行人 _ト 与 _ト	律鈔 _ニ 云 _ク		人可 _レ				似 _リ 二味 _{ナルニ}	衆生 _海	如 _ク 二性 _ノ		是 _レ 正護扶 _レ 是 _レ			是也為 _レ 報 _ニ		不 _レ 打 _レ 之 _ヲ	レ之打 _レ 地成 _レ 声 _ヲ	

十一丁目表														十丁目裏			丁数		
4	3	3	2	2	2	1	1	8	7	6	6	6	5	5	5	4	4	4	行数
1	13	4	16	11	1	15	5	7	14	12	8	2	14	9	4	13	9	1	字数
得 _レ ↓ 得 _レ	可 _レ	又 _タ ↓ 又	聞訖 _可 ↓ 善友聞訖 _可	念仏 _ニ 語 _ニ 善相 _ヲ	境界 _一 ↓ 境界 _一	若夢若覺 _ハ	云善友 _ニ 可 _レ	可 _レ 令 _メ 病者 _ノ 心 _ニ 歡喜 _上	各 _ヲ ↓ 各	持戒或 _レ ↓ 持 _レ 戒 _ヲ 或 _ハ	可 _レ 勸 _ム 之 _ヲ	云 _ク ↓ 云 _ク	可 _レ 着 _ク ↓ 可 _レ 着 _ク	云 _ク ↓ 云 _ク	令 _レ 聞 _ニ 世 _ノ 事 _ヲ	當 _レ 眼 _ニ ↓ 當 _レ 眼 _ニ	手 _ニ ↓ 手 _ニ	又云 _ル 有時 _ニ ↓ 又云 _ル 有時 _ニ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本
	可 _レ		善友聞訖 _可	念仏 _ニ 語 _ニ 善相 _ヲ	境界 _一	若夢若覺 _ハ	云善友 _ノ 可 _レ	可 _レ 令 _メ 病者 _ノ 心 _ニ 歡喜 _上	各	持 _レ 戒 _ヲ 或 _ハ	可 _レ 勸 _ム 之 _ヲ	云 _ク	可 _レ 着 _ク	云 _ク	令 _レ 聞 _ニ 世 _ノ 事 _ヲ	當 _レ 眼 _ニ	手 _ニ	又云 _ル 有時 _ニ	

十一丁目裏											十一丁目表					丁数			
5	5	4	4	4	3	3	2	2	1	1	8	7	7	6	5	5	4	4	行数
13	2	11	4	2	13	6	15	5	5	1	21	14	5	8	12	5	16	5	字数
受 _{トスル} ↓ 受 _{トスル}	受 _{トスル} ↓ 受 _{トスル}	私 _ニ ↓ 私 _ニ	皆過去業報故 ↓ 皆過去業報故	有 _リ ↓ 有 _リ	者 _ノ ↓ 者 _モ	苦被 _ル 責 _モ ↓ 苦被 _ル 責 _モ	云 _ク ↓ 云 _ク	是 _ニ ↓ 是 _レ	死 _ル 者 _ハ ↓ 死 _{スル} 者 _ノ ハ	瑜伽論云 ↓ 瑜伽論云	習 _ヒ ↓ 習 _ヒ	難 _シ 文 _ニ ↓ 難 _シ 文 _ニ	非 _ニ ↓ 非 _ス	聞 _ケ 鐘 _ノ 聲 _ヲ ↓ 聞 _ケ 鐘 _ノ 聲 _ヲ	可 _シ ↓ 可 _レ	欲 _シ 命 _ト 終 _ト ↓ 欲 _シ 命 _ト 終 _ト	記 _ニ 云 _ク ↓ 記 _ニ 云 _ク	狂 _テ ↓ 狂 _{モノク} ル _ハ シ _ク ナ _リ テ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十二丁目表											十一丁目裏					丁数			
4	3	3	3	2	2	1	1	1	8	8	7	7	7	6	6	6	5	行数	
9	17	11	3	11	5	15	7	1	16	6	13	9	5	1	13	10	3	15	字数
頂 _{マテ} 冷 _{テル} 終 _{ナリ} ↓ 頂 _{キマテ} 冷 _{テル} 終 _也	終 _リ ↓ 終 _ハ	終 _リ ↓ 終 _ハ	腰 _{コシマテ} ↓ 腰 _{マテ}	冷 _テ 終 _ハ 生 _レ 人 _ニ ↓ 冷 _ヘ 終 _ル 生 _レ 人 _ニ	云 _ク 善 _ノ 人 _ノ 自 _レ ↓ 云 _ク 善 _ノ 人 _ノ 自 _レ	下 _ヘ 下 _{タル} ↓ 下 _モ 下 _{タル}	冷 _ル 下 _上 ↓ 冷 _ヒ 下 _上	行 _ク ↓ 行 _ク	云 _ク ↓ 云 _ク	色 _ロ 黄 _{ナル} 堕 _ニ ↓ 色 _キ 黄 _{ナル} 堕 _ニ	其 _ノ 形 _シ 可 _レ 愛 _ツ ↓ 其 _ノ 形 _シ 可 _レ 愛 _ツ	生 _ル 天 _ニ 弥 _ニ 鮮 _ニ ↓ 生 _ル 天 _ニ 弥 _ニ 鮮 _ニ	面 _オ 常 _色 也 _ニ ↓ 面 _オ 常 _色 也 _ニ	出 _ス 舌 _ヲ 生 _レ 人 _ニ ↓ 出 _ス 舌 _ヲ 生 _レ 人 _ニ	生 _ス 餓 _鬼 者 _ノ ハ ↓ 生 _ス 餓 _鬼 者 _ノ ハ	青 _ハ ↓ 青 _{キハ}	色 _{イロ} 黑 _キ 落 _ニ ↓ 色 _{イロ} 黑 _キ 落 _ニ	探 _ニ 玄 _ニ 記 _ニ 云 _ク ↓ 探 _ニ 玄 _ニ 記 _ニ 云 _ク	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十二丁目裏											十二丁目表						丁数		
5	5	4	4	3	3	2	2	1	1	1	8	7	7	6	5	5	5	4	行数
10	2	15	8	15	6	12	5	17	7	1	5	11	3	4	15	7	5	14	字数
者 ^{ハネ} 舐 ^ル レ	如 ^ク レ此 ^ノ	覆 ^フ シニ ↓ 覆 ^フ シニ	開 ^カ レ目 ^メ	啼 ^ヒ 咽 ^ノ	空 ^ク 一 ^ニ 或 ^ハ 不 ^レ 隨 ^ニ	云 ^ク 墮 ^ル ニ地 ^ニ 獄 ^ニ	人 ^ヒ 見 ^ミ ニ ↓ 人 ^ヒ 見 ^ミ ニ	利 ^リ 一 ^ニ ↓ 利 ^リ 一 ^ニ	弥 ^ヨ 立 ^チ 手 ^テ 足 ^{ソク} 乱 ^{ラン} 騷 ^{ソウ}	白 ^キ 流 ^レ 汗 ^ヲ ↓ 流 ^シ 汗 ^ヲ	云 ^ク 惡 ^ク 業 ^ノ 重 ^キ 者 ^ハ	例 ^レ ハ ↓ 例 ^レ ハ	者 ^ニ 有 ^リ ニ ↓ 者 ^ニ 有 ^リ ニ	冷 ^ヘ 昇 ^テ	者 ^ノ 熨 ^ノ	熨 ^ナ ツレテ消 ^ル	云 ^ク 一 ^ニ ↓ 云 ^ク 一 ^ニ	云 ^ル 生 ^ル 天 ^ノ 者 ^ハ ↓ 云 ^ク 生 ^ル 天 ^ノ 者 ^ハ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本
者 ^ノ 舐 ^ル レ	如 ^ク レ此 ^ノ		開 ^カ レ目 ^メ	啼 ^ヒ 咽 ^ノ	空 ^ク 一 ^ニ 或 ^ハ 不 ^レ 隨 ^ニ	云 ^ク 墮 ^ル ニ地 ^ニ 獄 ^ニ		弥 ^ヨ 立 ^チ 手 ^テ 足 ^{ソク} 乱 ^{ラン} 騷 ^{ソウ}			云 ^ク 要 ^ク 業 ^ノ 重 ^キ 者 ^ハ			冷 ^ヘ 昇 ^テ	者 ^ノ 熨 ^ノ	熨 ^ナ ツレテ消 ^ル			

十三丁目表											十二丁目裏						丁数		
6	5	5	4	3	2	2	1	1	8	8	8	8	7	7	6	6	6	5	行数
6	12	2	6	5	13	2	8	2	18	12	5	1	13	3	14	8	5	16	字数
云 ^ク 不 ^レ 委 ^マ	如 ^ク レ何 ^ノ	相 ^ヘ 若 ^シ 爾 ^ヲ 者 ^ハ	問 ^ク 云 ^ク 今 ^マ 所 ^ノ 注 ^ス	同 ^シ レ人 ^ノ 心 ^ニ	如 ^ク レ此 ^ノ	哀 ^ノ 心 ^ハ 或 ^ハ 請 ^ム	身 ^ニ 苦 ^ク 痛 ^ト	レ人 ^ノ 者 ^ハ ↓ レ人 ^ノ 者 ^ハ	行 ^ク 一 ^ニ ↓ 行 ^ク 一 ^ニ	泡 ^ア 嘴 ^カ 如 ^ク レ此 ^ノ	一 ^ヒ 身 ^ニ 汗 ^ニ 生 ^ル	手 ^テ 足 ^{ソク}	戀 ^コ ニ ↓ 戀 ^ヒ	如 ^ク レ此 ^ノ	膝 ^ヒ 先 ^ツ	不 ^レ 漏 ^ル ニ小 ^ニ 便 ^ニ	張 ^リ レ口 ^ヲ	熟 ^シ 一 ^ニ ↓ 熟 ^シ 一 ^ニ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本
		相 ^ヘ 若 ^シ 爾 ^ヲ 者 ^ハ	問 ^ク 云 ^ク 今 ^マ 所 ^ノ 注 ^ス	同 ^シ レ人 ^ノ 心 ^ニ	如 ^ク レ此 ^ノ	哀 ^ノ 心 ^ハ 或 ^ハ 請 ^ム	身 ^ニ 苦 ^ク 痛 ^ト			泡 ^ア 嘴 ^カ 如 ^ク レ此 ^ノ	一 ^ヒ 身 ^ニ 汗 ^ニ 流 ^ル	手 ^テ 足 ^{ソク}			膝 ^ヒ 先 ^ツ	不 ^レ 漏 ^ル ニ小 ^ニ 便 ^ニ	張 ^リ レ口 ^ヲ		

十三丁目裏													十三丁目表			丁数			
6	6	5	5	5	4	4	4	3	2	1	1	8	8	8	7	7	6	行数	
17	3	14	7	3	12	9	3		5	12	1	12	8	2	13	6	12	字数	
子 ↓ 子	之 ↓ 之	廻 レ 装 ↓ 廻 レ 装	上 置 二 白 ↓ 上 置 二 白	興 レ 軽 作 レ 之 ↓ 興 レ 軽 作 レ 之	徒 勿 レ 埋 又 云 ↓ 徒 勿 レ 埋 又 云	送 レ ↓ 送	云 持 レ 衣 ↓ 云 持 レ 衣	↓ 無し	「普賢大願事」以下「十者普皆回向」までの語句	思 フ 之 ↓ 思 レ 之	見 レ 冥 心 不 レ 然 ↓ 見 レ 真 心 不 レ 然	同 上 但 ↓ 同 上 但	生 二 夜 摩 天 者 ↓ 生 二 夜 摩 天 者	留 二 煥 氣 ↓ 留 二 煥 氣	可 レ 同 ↓ 可 レ 同	相 生 レ 天 ↓ 相 生 レ 天	出 之 ↓ 出 レ 之	或 異 香 或 瑞 雲 ↓ 或 異 香 或 瑞 雲	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十四丁目裏													十四丁目表				丁数	
4	3	3	2	7	5	5	4	4	3	3	3	2	2	2	1	1	1	行数
5	13	5	2	8	5	1	9	3	17	9	5	11	6	1	11	5	2	字数
實 ↓ 實	或 屋 宅 等 ↓ 或 屋 宅 等	經 云 若 ↓ 經 云 若	悉 可 レ 得 之 ↓ 悉 可 レ 得 之	葬 時 石 敷 ↓ 葬 時 敷 石	後 殯 レ 是 律 鈔 云 ↓ 後 殯 レ 是 律 鈔 云	可 レ 誦 經 ↓ 可 レ 誦 經	云 殯 所 至 ↓ 云 殯 所 至	舉 ↓ 舉	導 ↓ 導	鈔 云 ↓ 鈔 云	猶 爾 凡 類 不 レ ↓ 猶 爾 也 凡 類 不 レ	大 愛 道 經 遊 聖 ↓ 大 愛 道 經 遊 聖	荷 二 姨 母 擧 ↓ 荷 二 姨 母 擧	增 阿 含 經 出 ↓ 出 二 增 阿 含 經	搔 二 大 王 棺 ↓ 搔 二 大 王 棺	持 レ 之 私 云 ↓ 持 レ 之 私 云	弟 子 ↓ 弟	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十五丁目表														十四丁目裏				丁数	
3	2	2	2	2	1	1	1	8	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4	行数
7	17	11	7	3	12	7	2	10	5	1	15	9	17	12	11	4	10	6	字数
散 ^ハ 死 ^{カイ} 骸 ^ニ ↓ 散 ^{スレハ} 死 ^{カイ} 骸 ^ニ	滿 ^テ ↓ 滿 ^テ	又 ^ク ↓ 又 ^ク	化 ^{シテ} ↓ 化 ^ス	不 ^ス ↓ 不 ^ス	安 ^ニ 置 ^{スレハ} 卒 ^タ 塔 ^婆 其 ^ニ ↓ 安 ^{スレハ} 置 ^{スレハ} 卒 ^タ 塔 ^婆 其 ^ニ	於 ^テ 父 ^ノ 母 ^ノ 墓 ^{カニ} 処 ^ニ ↓ 於 ^テ 父 ^ノ 母 ^ノ 墓 ^{カニ} 処 ^ニ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	見 ^{コト} ↓ 見 ^{コト}	生 ^ル 人 ^ニ 天 ^ノ 者 ^ハ ↓ 生 ^{セル} 人 ^ニ 天 ^ノ 者 ^ハ	者 ^ハ 生 ^シ ↓ 者 ^ハ 生 ^シ	墮 ^ル ↓ 墮 ^ル	云 ^ク ↓ 云 ^ク	此 ^レ ↓ 此 ^レ	可 ^シ ↓ 可 ^シ	經 ^ニ 云 ^ク ↓ 經 ^ニ 云 ^ク	離 ^レ 得 ^ル ↓ 離 ^レ 得 ^ル	回 ^レ 向 ^レ 功 ^ノ 德 ^ノ 力 ^ノ 故 ^ニ ↓ 廻 ^レ 向 ^レ 功 ^ノ 德 ^ノ 力 ^ノ 故 ^ニ	令 ^テ 喜 ^ニ 其 ^ノ 福 ^ヲ ↓ 令 ^ム 喜 ^ニ 其 ^ノ 福 ^ヲ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十五丁目裏														十五丁目表				丁数	
4	4	3	3	2	2	1	1	1	8	7	6	5	5	5	4	4	4	3	行数
9	5	10	7	11	3	10	7	4	3	2	6	12	8	3	11	6	3	10	字数
可 ^シ ↓ 可 ^{シト}	讚 ^メ 人 ^ヲ ↓ 讚 ^{シテハ} 人 ^ヲ	爲 ^ニ 貴 ^{カニ} 世 ^ニ ↓ 爲 ^{メニ} 貴 ^{レンカヨニ} 世 ^ニ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	爲 ^ニ 隨 ^レ 人 ^ノ 施 ^レ ↓ 爲 ^ニ 隨 ^レ 人 ^ノ 施 ^レ	爲 ^ニ 得 ^ニ ↓ 爲 ^ニ 得 ^ニ	勝 ^{レンカニ} 人 ^ニ 学 ^ニ ↓ 勝 ^{レンカニ} 人 ^ニ 学 ^ニ	道 ^ニ ↓ 道 ^ニ	而 ^モ ↓ 而 ^モ	經 ^ニ 第 ^ニ 廿 ^ニ 六 ^ニ 云 ^ク ↓ 經 ^ニ 第 ^ニ 廿 ^ニ 六 ^ニ 云 ^ク	四 ^ニ 似 ^ニ ↓ 四 ^ニ 似 ^ニ	感 ^{リシ} 可 ^シ 得 ^ル 意 ^ニ ↓ 感 ^{スト} 可 ^シ 意 ^得	等 ^{カテ} 依 ^ニ 追 ^ニ 善 ^ニ 除 ^キ ↓ 等 ^{カテ} 依 ^ニ 追 ^ニ 善 ^ニ 除 ^キ	果 ^ヲ ↓ 果 ^ヲ	被 ^レ 遮 ^レ 不 ^レ ↓ 遮 ^{ササヘテ} 不 ^レ	造 ^ル 福 ^業 上 ^ニ 爲 ^ニ ↓ 造 ^{ルト} 福 ^業 上 ^ニ 爲 ^ニ	雖 ^モ 可 ^レ ↓ 雖 ^モ 可 ^レ	論 ^ニ 云 ^ク ↓ 論 ^ニ 云 ^ク	如 ^ク 上 ^ノ 益 ^ヲ 得 ^{ヘシ} ↓ 如 ^ク 上 ^ノ 得 ^レ 益 ^ヲ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十六丁目表										十五丁目裏				丁数				
5	5	4	3	2	2	2	1	1	8	8	8	7	7	6	5	5	4	行数
9	7	4	1	13	8	4	12	5	12	7	1	12	7	2	6	3	14	字数
甘蔗 カシノ エヒカツラ ↓ 甘蔗 アマツラ	云 ↓ 云	後 ↓ 後	丘無 ノ ラシヤハ ↓ 丘無 レ	老 ↓ 老	持齋 チサイ ↓ 持齋	失 ニ ↓ 失 ニ	經 ↓ 經	破 ニ 時 ↓ 破 一 時	年間持 ノ タテ ↓ 年間持	塞 ニ 佛 法 路 ↓ 塞 佛 法 路	レ 香 ↓ レ 香 カニ	今 ↓ 今	思 着 レ 香 ↓ 思 着 レ 香	五 不 知 レ 罪 罪 ↓ 五 不 知 レ 罪 罪	可 ニ 重 中 重 ↓ 可 ニ 重 中 重	罪 ↓ 罪	他 ↓ 他	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十六丁目裏										十六丁目表					丁数				
6	6	5	4	4	4	3	3	2	2	1	1	8	8	7	7	6	6	5	行数
8	1	3	13	6	3	5	3	10	1	10	2	15	8	9	4	4	1	17	字数
悔 ↓ 悔	責 時 悔 悔 ↓ 責 時 悔 悔	時 不 レ 修 ↓ 時 不 レ 修	悔 ↓ 悔	不 レ 勤 悔 ↓ 不 レ 勤 悔	悔 盛 時 ↓ 悔 盛 時	釋 ↓ 釋	悔 ↓ 悔	無 レ 成 ↓ 無 レ 成	勵 求 ニ 常 住 ↓ 勵 求 ニ 常 住	各 力 有 時 ↓ 各 力 有 時	朽 ↓ 朽	云 ↓ 云	云 ↓ 云	禪 無 レ ↓ 禪 無 レ	読 誦 懶 ↓ 読 誦 懶	為 レ 老 ↓ 為 レ 老	糟 ↓ 糟	那須所持本 ↓ 写字台文庫本	

十七丁目表															丁数			
8	8	7	7	7	7	6	5	5	4	3	3	2	2	1	1	1	7	6
5	1	14	8	5	3	7	8	5	1	12	3	15	5	15	6	1	2	12
譬 ^ハ ↓ 譬 ^ハ	不 ^レ 轉 ^セ ↓ 不 ^レ 轉 ^セ	滅 ^セ 何 ^レ 罪 ^カ ↓ 滅 ^セ 何 ^レ 罪 ^カ	云 ^ニ 勵 ^ニ ↓ 云 ^フ 勵 ^ニ	滅 ^サ ↓ 滅 ^ホ	云 ^マ 命 ^ヲ ↓ 云 ^マ 命 ^ヲ	可 ^レ 転 ^ス 見 ^{タリ} ↓ 可 ^レ 転 ^ス 見 ^{タリ}	抑 ^レ 成 ^ニ ↓ 柳 ^ソ 成 ^ニ	必 ^シ ↓ 必 ^シ	私 ^ニ 云 ^ク 世 ^ノ 人 ^ノ ↓ 私 ^ニ 云 ^ク 世 ^ノ 人 ^ノ	只 ^タ 横 ^ニ 防 ^レ 惱 ^ヲ ↓ 横 ^ニ 防 ^レ 惱 ^ヲ	云 ^ク ↓ 云 ^ク	防 ^コ ↓ 防 ^コ	主 ^シ 如 ^シ 不 ^レ 得 ^ニ ↓ 主 ^ノ 如 ^シ 不 ^レ 得 ^ニ	報 ^ハ 留 ^レ 之 ^ス 不 ^レ 能 ^ス ↓ 報 ^ハ 留 ^レ 之 ^ス 不 ^レ 能 ^ス	雖 ^ト 防 ^ト 道 ^ノ 場 ^ノ 神 ^ノ 怨 ^ヲ ↓ 雖 ^ク 防 ^ク 道 ^ノ 場 ^ノ 神 ^ノ 怨 ^ヲ	止 ^ノ 觀 ^ノ 第 ^ハ 八 ^ニ ↓ 正 ^ノ 觀 ^ノ 第 ^ハ 八 ^ニ	徹 ^ト ↓ 徹 ^ト	增 ^サ 前 ^ヘ ↓ 增 ^サ 前 ^ヘ
															那須所持本 ↓ 写字台文庫本			

十八丁目表										十七丁目裏						丁数	
3	2	2	8	7	7	6	5	5	4	4	4	3	3	2	2	2	8
4	11	1	5	5	1	16	16	11	9	5	1	17	3	17	8	1	10
若 ^シ 不 ^レ 修 ^レ 福 ^ヲ ↓ 若 ^シ 不 ^レ 修 ^レ 福 ^ヲ	可 ^レ ↓ 可 ^レ	抄 ^ニ 枇 ^ニ 云 ^ク 出 ^ノ 家 ^ノ 人 ^ノ ↓ 抄 ^ニ 枇 ^ニ 云 ^ク 出 ^ノ 家 ^ノ 人 ^ノ	事 ^ナ ↓ 事 ^ナ	命 ^チ 既 ^ニ 絶 ^ナ ↓ 命 ^チ 既 ^ニ 為 ^レ 絶 ^ナ	六 ^マ 日 ^デ 得 ^レ 食 ^ヲ ↓ 六 ^マ 日 ^デ 不 ^レ 得 ^レ 食 ^ヲ	食 ^ル ↓ 食 ^ル	雖 ^ト ↓ 雖 ^ト	惱 ^ヲ ↓ 惱 ^ヲ	私 ^ニ 云 ^ク ↓ 私 ^ニ 云 ^ク	折 ^ク 可 ^レ 如 ^レ 砂 ^ノ ↓ 折 ^ク 可 ^レ 如 ^レ 砂 ^ノ	一 ^ト 举 ^ヲ ↓ 一 ^ト 举 ^ヲ	山 ^ヲ 以 ^テ ↓ 山 ^ヲ 以 ^テ	痛 ^ム 之 ^ヲ ↓ 痛 ^ム 之 ^ヲ	頭 ^ヲ ↓ 頭 ^ヲ	拳 ^ケ 惡 ^ク 鬼 ^ヲ 拳 ^ヲ ↓ 拳 ^ケ 惡 ^ク 鬼 ^ヲ 拳 ^ヲ	增 ^ニ ↓ 雑 ^ニ	武 ^タ 成 ^ニ 衆 ^ノ 兵 ^ノ 勇 ^ヲ ↓ 武 ^タ 成 ^ニ 丘 ^ノ 衆 ^ノ 勇 ^ヲ
										那須所持本 ↓ 写字台文庫本							

十八丁目裏														十八丁目表			丁数		
2	2	2	1	8	7	7	7	6	6	6	5	5	5	4	4	4	3	3	行数
12	5	1	9	15	12	6	1	10	7	4	12	9	3	16	10	4	15	13	字数
也 _ト 墮 _テ 地獄餓鬼 _ニ ↓ 也 _ト 墮 _テ 地獄餓鬼 _ニ	者 _ハ 可 _レ 知 _ル ↓ 者 _ハ 可 _レ 知 _ル	能 _ハ 成 _ス ↓ 熊 _ノ 成 _ス	可 _レ 修 _ス 定 _意 ↓ 可 _レ 修 _ス 定 _意	行 _ル ↓ 行 _ル	食 _フ ↓ 食 _フ	令 _レ 得 _ル ↓ 令 _レ 得 _ル	又 _タ 終 _ニ 以 _テ ↓ 又 _タ 終 _ニ 以 _テ	欲 _レ 入 _ル 二口中 _ニ ↓ 欲 _レ 入 _ル 二口中 _ニ	施 _レ ↓ 施 _レ	励 _ニ ↓ 励 _ニ	与 _レ 食 _ヲ 鳥 _ヲ 来 _テ 取 _リ ↓ 与 _レ 食 _ヲ 鳥 _ヲ 来 _テ 取 _リ	絶 _ニ ↓ 絶 _ニ	食 _フ 不 _レ 得 _ル ↓ 食 _フ 不 _レ 得 _ル	然 _ル 乞 _フ 食 _ヲ ↓ 然 _ル 乞 _フ 食 _ヲ	云 _フ ↓ 云 _フ	弟 _{アリ} 子 _ニ ↓ 有 _リ 弟 _子	乞 _フ 食 _ヲ 不 _レ 得 _ル ↓ 乞 _フ 食 _ヲ 不 _レ 得 _ル	得 _レ 悟 _ル ↓ 得 _レ 悟 _ル	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十九丁目表														十八丁目裏			丁数		
2	1	1	1	8	8	7	7	6	6	6	5	5	5	4	4	3	3	3	行数
1	12	8	2	13	2	12	4	12	7	2	16	7	4	15	4	14	8	6	字数
十九 _ニ 奉 _ジ 仕 _ト ↓ 十九 _ニ 奉 _ジ 仕 _ト	可 _レ 施 _ス ↓ 可 _レ 施 _ス	乞 _フ ↓ 乞 _フ	云 _フ 故 _ニ 供 _ニ ↓ 云 _フ 故 _ニ 供 _ニ	餓 _{タル} ↓ 餓 _{タル}	入 _ル ↓ 入 _ル	廿六 _ニ 云 _フ 佛 _ヲ 以 _テ ↓ 二十 _ニ 六 _ニ 云 _フ 佛 _ヲ 以 _テ	狗 _ノ 功 _徳 可 _レ 多 _ク ↓ 狗 _ノ 功 _徳 可 _レ 多 _ク	曰 _ク ↓ 曰 _ク	何 _カ 多 _ク ↓ 何 _カ 多 _ク	施 _レ 狗 _ニ ↓ 施 _レ 狗 _ニ	我 _ニ ↓ 我 _ニ	餓 _{タル} 狗 _ニ ↓ 餓 _{タル} 狗 _ニ	受 _レ ↓ 受 _レ	以 _テ 二鉢 _ヲ 飯 _ヲ ↓ 以 _テ 二鉢 _ヲ 飯 _ヲ	故 _ト 也 _ノ 大 _ニ 論 _ヲ ↓ 故 _ト 也 _ノ 大 _ニ 論 _ヲ	則 _チ 見 _ル ↓ 則 _チ 見 _ル	不 _レ 可 _レ 有 _ル 二叶 _ヲ 心 _ニ ↓ 不 _レ 可 _レ 有 _ル 二叶 _ヲ 心 _ニ	一 _モ 事 _ト ↓ 一 _モ 事 _ト	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

十九丁目裏													十九丁目表			丁数			
3	3	2	2	1	1	8	8	7	7	7	6	6	6	5	5	4	4	3	行数
7	1	6	1	14	7	9	4	17	6	1	12	8	3	13	4	15	11	6	字数
經云 ↓ 經云	可レ如 _ス 弟子 _ノ ↓ 可レ如 _ス 弟子 _ノ	百 _ノ 藤 _ノ ↓ 百 _ノ 藤 _ノ	僧 _祇 律云 ↓ 僧 _祇 律云	故 ↓ 故	除 _ニ ↓ 除 _ニ	有 _リ 最 _上 後 _上 ↓ 有 _リ 最 _上 後 _上	受 _テ ↓ 受 _テ	云 ↓ 云	来 _ラ 不 _レ 用 _レ 是 _一 ↓ 来 _ラ 不 _レ 用 _レ 之 _一	惡 _キ ↓ 惡 _キ	又 _キ 暗 _キ 時 _ニ 行 _ニ 嶮 _キ ↓ 又 _キ 暗 _キ 時 _ニ 行 _ニ 嶮 _キ	不 _レ 取 _ラ 人 _ニ 乎 _ヤ ↓ 不 _レ 取 _ラ 人 _ニ 乎 _ヤ	入 _レ 金 _人 與 _レ ↓ 入 _レ 金 _人 與 _レ	科 _一 ↓ 科 _一	又 ↓ 又	可 _レ 得 _ニ ↓ 可 _レ 得 _ニ	如 _シ 無 _レ 綆 _一 ↓ 如 _シ 無 _レ 綆 _一	云 _レ 依 _レ 師 _可 ↓ 云 _レ 依 _レ 師 _可	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

二十丁目表													十九丁目裏			丁数			
2	2	1	1	1	8	8	7	7	7	6	6	5	5	5	5	4	4	3	行数
7	4	22	18	9	15	9	15	9	5	6	1	26	16	9	1	10	5	13	字数
佛 _ノ 彼 _主 ↓ 佛 _ケ 彼 _主	逸 _レ 依 _レ 之 _一 ↓ 逸 _{ナル} 依 _レ 之 _一	云 _テ ↓ 云	既 _テ 得 _ニ ↓ 既 _テ 得 _ニ	ノ _タ マ _ハ ハ ↓ 云 _ハ ハ	某 _シ ↓ 某 _ナ ソ _レ	劫 _ヲ 可 _レ 成 _ル 佛 _ニ ↓ 劫 _ヲ 可 _レ 成 _ル 佛 _ニ	佛 _ケ ↓ 佛 _ケ	經 _ノ ↓ 經 _ノ	云 _レ ↓ 云	者 _ニ 隱 _ニ ↓ 者 _ニ 隱 _ニ	廿 _ニ ↓ 二十 _ニ	ミ _ヘ タ _リ ↓ 見 _タ リ _ト	少 _モ ↓ 少 _シ モ	不 _レ 下 _ラ ↓ 不 _レ 下 _ラ	大 _論 云 ↓ 大 _論 云	可 _レ 如 _レ 仕 _ル 帝 _釈 ↓ 可 _レ 如 _レ 仕 _ル 帝 _釈	敬 _ニ ↓ 敬 _ニ	老 _タ 若 _シ ハ ↓ 老 _タ 若 _シ ハ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

二十丁目裏														二十丁目表			丁数		
2	2	1	8	8	7	7	6	6	5	5	5	5	4	4	3	3	3	2	行数
5	1	5	13	7	17	1	10	5	17	13	7	2	9	1	13	7	1	13	字数
売買罪不レ罪 ↓ 売買罪不レ罪	廿一 ↓ 二十一	好相一説 ↓ 好相一説	依之 ↓ 依之	可見種々寄瑞 ↓ 可見種々寄瑞	少 ↓ 少	隠 ↓ 隠	云此等文 ↓ 云此等文	発 ↓ 発	見 ↓ 見	彼 ↓ 彼	不可レ遣 ↓ 不可レ遣	是 ↓ 是	遣 ↓ 遣	誦 ↓ 誦	云若深 ↓ 云若深	縁宣 ↓ 縁宣	作佛期近 ↓ 作佛期近	傍 ↓ 傍	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

二十一丁目表														二十丁目裏			丁数		
1	1	1	1	8	8	8	7	7	6	6	6	6	5	5	4	4	3	3	行数
14	12	7	4	15	9	2	7	1	17	12	5	1	12	9	13	7	12	4	字数
不可レ買令 ↓ 不可レ買令	知 ↓ 知	人不レ可得賣 ↓ 人不レ可得賣	買此 ↓ 買此	意彼賣 ↓ 意彼賣	違 ↓ 違	云 ↓ 云	可レ追出國中 ↓ 可レ追出國中	此人一重可レ禁 ↓ 此人一重可レ禁	取 ↓ 取	者 ↓ 者	又云 ↓ 又云	可レ得賣報 ↓ 可レ得賣報	罪五百 ↓ 罪五百世	共 ↓ 共	可レ ↓ 可レ	経云 ↓ 経云	賣不レ買 ↓ 賣不レ買	云 ↓ 云	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

二十一丁目裏											二十一丁目表						丁数		
2	2	2	2	1	1	8	8	8	7	7	5	5	4	3	3	3	3	2	行数
8	5	3	1	11	8	14	9	1	14	2	6	2	13	14	9	6	3	10	字数
熟 _ル コト ↓ 熟	悋 _リ ↓ 悋	但 _シ ↓ 但	妨 _{ナル} ↓ 妨	提 _ル ↓ 提	智 _ハ ↓ 智	面 _ル ↓ 面	清 _ル ↓ 清	用 _レ 之 _ニ ↓ 用 _レ 之	都 _ル ↓ 都	此書 ↓ 此書 _ハ	徳 _ヲ ↓ 徳 _ヲ	失 _ヲ ↓ 失 _カ ラ	買 _ハ ↓ 買 _ハ	得 _ニ 功徳 _ヲ ↓ 得 _ニ 功徳 _ヲ	可 _レ 買 _フ 之 _ヲ ↓ 可 _レ 買 _フ 之 _ヲ	可 _レ 賣 _ル 之 _ヲ ↓ 可 _レ 賣 _ル	必他所 _{マデモ} ↓ 必他所 _{ニテモ}	心 _ノ ↓ 心 _ノ	那須所持本 ↓ 写字台文庫本

二十二丁目表																		丁数		
																		1	行数	
																		1	字数	
																		<p>那須所持本には、末尾に「于時安永三甲午秋八月廿一日於南峯起雲樓書写了勢南松坂産歎息秀榮山人」という記載あり。</p> <p>写字台文庫本の「毎月地藏参記之日記」以下の記述、那須所持本には無し。</p>		那須所持本 ↓ 写字台文庫本

『行者大要鈔』那須所持本と河野美術館本との校異表（漢字部分のみ）

三丁目表		二丁目裏		二丁目表		一丁目表		表紙		丁数			
6	2	1	1							行数			
10	5	1	1							字数			
懈怠 ↓ 懈分 云 ↓ 曰		一 八精進 八懈怠事 ↓ △ 一 八精進 八懈怠（項目番号の上に△が記されている。以下、廿一まで同じ）		十五 不知罪罪事 十六 老後懈怠事 ↓ 十五 老後懈怠事 十六 不知罪罪事		※那須所持本では、一から二十までの項目は上下二段に書かれているが、河野本では一段に書かれている。 左脇机 ↓ 左脇軌		明遍之御口 ↓ 無し 明遍之御口 ↓ 無し 無し ↓ 浄厳 行者大要鈔 ↓ 行者大要抄		那須所持本 ↓ 河野本			
九丁目表		七丁目裏		七丁目表		六丁目表		五丁目裏		四丁目表		丁数	
6	3	6	7	3	1	2	8	6	6	6	6	行数	
13	1	11	7	8	9	1	8	9	3	3	3	字数	
自行業 ↓ 行業 行事抄 ↓ 行事鈔		永捨 ↓ 永捨文		之 ↓ 是 天井 ↓ 天上		不着諸伴侶 ↓ 四不着諸伴侶		貧着 ↓ 貪着		卅 ↓ 三十 倍々 ↓ 憎々		那須所持本 ↓ 河野本	

十三丁目表		十二丁目裏		十二丁目表		十一丁目表		十丁目表		九丁目裏		丁数			
6	1		8		7	8	2		3		4	行数			
2	12		6		1	15	14		5		16	字数			
寄瑞 ↓ 奇瑞		心思父母 ↓ 心心思父母		身汗生 ↓ 身汗流		生天者 ↓ 生天		反 ↓ 翻		善相 ↓ 善友		我身是也 ↓ 我是也		而 ↓ 然而 那須所持本 ↓ 河野本	

十八丁目表		十七丁目裏		十七丁目表		十五丁目表		十四丁目表		十三丁目裏		丁数			
2	8	7	2		5		3		1		1	行数			
1	5	1	1		8		10		11		1	字数			
抄枇 ↓ 鈔枇		事 ↓ 事也		六目 ↓ 六日		增一阿含經 ↓ 雜阿含經		抑 ↓ 柳		如上 ↓ 上如		搔大王棺 ↓ 搔父大王棺		但仏垂 ↓ 但垂 那須所持本 ↓ 河野本	

丁数	十九丁目表	十九丁目裏	二十丁目裏	二十二丁目表
行数	7	4	5	3 2 1
字数	1	6	13	1 1 1
那須所持本 ↓ 河野本	悪人 ↓ 要人 切利天衆 ↓ 法切利衆	五百中 ↓ 五百世中	于時安永三甲午秋八月廿一日南峯於起 ↓ 無し 雲楼書写了勢南松坂産懃息 ↓ 無し 秀榮山人 ↓ 無し	※「河野本」には、「右此書者毘沙門堂法印 明遍僧 都御作也……努々不可外聞少智是菩提妨故但慳 悋機感熟不自知而已」という奥書の後に、「写 字台文庫本」に書き記されている「毎月地藏参記 之日記」から「同碑文於南海中有一淨土名金剛山 法起菩薩常在説法文」までの書き付けが記載され ている。さらに「河野本」では、「発心祈誠表白」
丁数				
行数				
字数				
那須所持本 ↓ 河野本	という長文の表白文が記され、その後に、以下の ような記載がある。 「私頌曰 三寶威力自他和合互為助縁善願成就順次決定値 遇大聖二利行願速至不退南無法相擁權慈悲万行 菩薩今生必得發菩提心生々世々親近奉仕文 上人御道心祈誠壯 元龜三年壬申極月九日書写畢 于時寛永拾九曆陽復三日書写畢 河州錦部郡鬼住村 道雲 已上墨付三十 願以此功德 普及於一切 我等与衆生 皆共成仏道 鐘之頌文 願諸賢聖 同入道場 願諸惡趣 俱時離苦」			

写字台文庫本の「毎月地藏参記之日記」以降の翻刻

【16 / 21】

05 毎日地藏参記之日記

06 正月十六日死出山苦患遁

07 三月十五日三途大河苦遁

08 五月廿四日畜生道苦遁

09 七月十四日餓鬼道苦遁

10 九月十一日業秤苦遁

11 十一月十九日無間地獄苦遁

12

13 南岳大師云朝普賢願海懸心懺悔船流泪夕弥陀本願

14 寄憑菩提岸結縁空暮虚明終何有利益呼々宿業由重

15 聞佛法無信樂心今生不学無宿因故現生空過當来

16 亦悲如何文又云一心三觀窓前開円融無尋花坐禪入

17 定床上結色香中道果文又云三諦相統挑惠光照三生死

18 苦海迷暗以三因仏性利劔一切衆生邪見荆典文又云月

【17 / 21】

01 出東岱思生始日傾西岱思死終文又云雲上立見雲

02 下莫不目開一花天下皆春文伝教大師云一日学道

03 勝二千佛供養云々金剛經云日三時以恒沙身布施

04 不如此受持一句一文釋云月徹湛底水無路竹影拂橋

05 塵不動文恵心云剃髮染衣不聞佛法從畜生劣

06 豈假沙門名誑惑世間人適雖剃髮不切煩惱業苦

07 根雖不染染衣心不染真如法性水綾羅錦繡衣色更不隱

08 三途耻忍辱懺悔衣隱三身佛果處美酒肉食深味不

09 養三途飢坐禪觀法味養妙覺朗然飢文又云昨日

10 乘名聞車度榮樂大道今日載火車趣阿鼻大城文

11 又云一乘染肝不成就佛鷄鳥入海魚虫悉死文

12 釋云発心春花荷修行風菩提秋月隱涅槃山文

13 又云紅粉翠黛春夜夢芳談低語似谷響文

14 覺大師云橋慢名聞墮天狗道貪欲利養墮地獄

15 道交衆飲酒為犯戒基止觀慈悲為往生業文

16 止觀第二云若唱弥陀即是唱十方佛功德但專以弥

17 陀為法門主一挙要言之歩聲々念々唯有阿弥陀佛文

18 大論云無道心頭剃者犬尾如剃無道心込山林如猿狐

【18 / 21】

01 狼無道心念誦者伏牛如腐爛無道心行道練犬如廻柱

02 無道心坐禪如木石無道心着衣株如着衣文神主上云

- 03 財施七弥リ法施一味猶是重寶ナリト 又云滿海財寶不モ
- 04 如カ二一句法ニ恒沙身命不レ比ハ 四句偈ニ又云雖レ有二梅荷ニ不レ
- 05 折ラ不レ薰雖レ滿ト功德法界ニ不レ言レ不レ顯レ文二千兩金助ニ一世身ニ
- 06 一句法養ニ億劫魂ニ文ニ
- 07 金剛山禮文 從是東方金剛山法起菩薩作佛事
- 08 彼處々化常勇猛極樂變相自顯然文
- 09 同碑文 於南海中 有一淨土名金剛山 法起菩薩常在說法文
- 10 道範
- 11 南無大師 遍照金剛 普賢行願 皆令滿足 我今一心
- 12 發願廻向 生々世々 隨遂奉事 在々處々 值遇密教
- 13 今生薰修 三密妙業 所生之處 憶持不忘 開發衆生
- 14 本有善根 發心修行 菩提涅槃 淨佛国土 成就衆生
- 15 隕シ娼キ霜キ余キ皁キ且キ相キ袖キ玄キ陽キ事キ除キ
- 16 雖ハ二惡筆憚多ニ稱レ為二上求菩提下化衆生ニ別ニ
- 17 現當二世所願圓滿祈處而已
- 18 天正六年卯月吉日 書写畢 頼圓
- 19 / 21
- 10 今此一巻ノ右書城州大山崎寶寺塔頭極樂房
- 11 彦譽庫藏秘本也予懇勸ニ所望ニ年淹然ニ而元文
- 12 第五庚申初秋於ニ京師木屋町房屋旅亭ニ彦譽

- 13 有レ養レ病予看ニ病之ニ與ニ其福田ニ得レ求レ之矣率爾雖ニ
- 14 欲レ書ニ写ニ之ニ衰老懶レ把筆也幸ニ三請ニ同寺仙涼坊
- 15 住侶宜純ニ写ニ求ニ焉ニ隨喜有レ余云爾
- 16 唱曰
- 17 貪瞋痴三毒諸煩惱骨髓一切障礙神ナリ常恒能忍持スレハ

- 20 / 21
- 01 表ニ富樂慈悲智恵ト之三德ヲ忽レ為ニ如意寶ト諸希願悉滿ク
- 02 大師釋云 一尊一契證道徑路一字一句入佛之父
- 03 母ナル者也ト文
- 04
- 05
- 06 南紀沙門釋秀雄老翁謹記焉

※【】内の数字は、龍谷大学図書館ホームページ内の「貴重資料画像データベース」の「写字台文庫」の項に公開されている『行者大要抄』写字台文庫本の21の画像の中の第何番目の画像であるかを表す。また、01、02等の数字は、それぞれの画像における行数を表す。

『行者大要抄』正教藏文庫本の翻刻

【表紙】

- 08 八 魔事
- 09 九 酒肉五辛忌事
- 10 十 看病事
- 11 十一 仏像経巻買可取否耶事
- 18 道人貧報事
- 19 師奉仕事
- 20 仏初心行人隠靈験事
- 21 已上

【本文】

〈二丁目表〉

(表紙見返し)

〈二丁目裏〉

観音寺

舜奥蔵

〈二丁目裏〉

〈三丁目表〉

01 行者大要鈔 亦名取意鈔

02 八精進者

03 長阿含経云 八精進者、才一若比丘食不得時、

04 思我今身軽眠少宜可勤行足才二食得思、

05 此身力具足此時何不勵才三依昨日事退

06 行業今是修才四明日事可

07 有須今日精進才五昨日遊行不

08 行一事可歎才六明日依遊行才七懈事憂

09 才七病輕時思不重時身ハケマシテ可

10 精進才八病重時思無常忽望命終近

〈三丁目裏〉

- 01 一 八精進事
- 02 二 八懈怠事
- 03 三 睡眠事
- 04 四 悪人值時用心事
- 05 五 住処事
- 06 六 衣食事
- 07 七 用師事
- 11 十一 臨終善悪相事
- 12 十二 死後事
- 13 十三 追善事
- 14 十四 功德似罪事
- 15 十五 罪不知罪事
- 16 十六 老後懈怠事
- 17 十七 行人鬼病事

01 有心道念^ニ須臾^{モル}棄事^{ケル}無^ク若^シ此時具精進^ヲ者行^{トシテ}
02 不成^ト云事^ニ无^シ

03 八懈怠者

04 第一若比丘食不得^ニ時思^{ハク}我今疲極^{セリ}勤可^レ行不^ク
05 堪才^ニ食得^ヲ時思^{ハク}身重心^ク嬾^シ暫^ク休息^シ才^ニ三^ニ
06 少事^{キアル}時思^{ハク}我今身苦力付^{キセリ}才^ニ四^ニ明日事可有^ハ
07 今日身可易^ク才^ニ五^ニ昨日遊行^{シテ}此身ツカレリ
08 才^ニ六^ニ明日遊行^シ今日可怠^ル才^ニ七^ニ病付^ニ輕病^ヲ
09 重病^{キニ}思成^テ無^{コト}修^ト才^ニ八^ニ病卷^リ畢^リヌレハ思病^ク卷未^テ
10 久^シ此身何行^ニ堪^シ此八懈怠具者^ハ修所永無^ク

〈四丁目表〉

01 成^{コト} 四十二章經云道行無暴々シクスル
02 事若暴々シキ時其身ツカル身疲ヌレハ心惱^ヲ
03 生惱^ス行即退^ス行若退^{スレハ} 倍々チカス大論
04 廿五云行事譬馬乘者速^{ハヤケレハ} 是留遲^ハ 鞭打^ハ
05 可^レ如^{クニ}
06 睡眠事
07 中阿含經云眠起^リ時正冷水持^テ面可洗^テ又四
08 方星可見^レ如^レ 此止事不能^ニ室入^ニ眠^テ右脇敷^テ臥^テ
09 心仏光思^ハ

10 惡人值時用心事

〈四丁目裏〉

01 梵網古迹云惡人值時三念可發^ニ一^ニ彼人心
02 性本人惱事无^シ依煩惱^ノ病^ニ此心有譬惡鬼
03 入^ニ其心^ニ醫^ヲノカルカ如^シ二^ニ我誓^ニ衆生^ニ大苦スラ
04 可^ト受^ト今此少苦何不^シ忍^ズ三^ニ彼惱我忍^レ故我
05 忍辱行可成^ニ彼我忍^ニ有何是^ニクマム
06 增一阿含經富樓那佛言吾正忍可行若人
07 来我罵^テ時拳不^レ與^テ事可喜若拳蒙^テ時杖木
08 不及^シ一事可喜若杖木及^ハ時刀劍不蒙^テ一事可
09 喜^ニ若刀劍蒙^テ時厭^ハ處^ニ五蘊毒身忽捨^テ事可
10 喜^ニ私云神通目連尚竹杖杖外道命被奪^テ

〈五丁目表〉

01 大智舍利弗優婆伽吒鬼頭被^レ打^レ凡穢
02 土修行如此行者、勿驚^ク事
03 住處事
04 止觀云住處是道緣^ノ須靜^ニ是可簡^ク云云
05 像法決疑經云末世比丘住處執着^{スル} 事世俗可
06 如^シ若善比丘三月一度移住^リ 見^テ可^レ言^テ此比丘其

- 07 心不定狂乱シテ移住スト此失成者罪得事可無量ニ
- 08 增一阿含經云佛言一處不レ住五功德備一屋
- 09 舍不貪着ニ諸不資具求ニ三寶集ト不思四諸
- 10 伴侶五在家シタシム事ナカレナシカ

〈五丁目裏〉

- 01 止觀云若好處得頻勿移事文
- 02 私云好處者佛法修行有便處事也云々

03 衣食事

- 04 止觀云雖是少緣也能大事弃程ト餓ト不易道
- 05 法何クニ有若少事有足知ト多勿求事ト多求ト自苦ト
- 06 又檀那ヲ惱食非時食事可レ制スレ然種々飲食ヲ
- 07 求テ一心明ヲ事難得譬馬カウニクツハミヲハケツレハ
- 08 食求心无如カシ

09 用師事

- 10 大論云好法雖值リト無レ教者ノ行スルニ多レ誤譬病人苦キ

〈六丁目表〉

- 01 藥得ヲ如下良醫ヲ不中求上
- 02 魔事事

- 03 止觀云行者能可知或時師僧惡口弟子瞋シ或シ

- 04 時弟子惡口シテ師僧諍ト同行亦可然也
- 05 持犯要記云或比丘深山居ニ靜勤行ルニ空中声有テ
- 06 讚其所行ヲ是依發シテ憍慢ス下余道人ニ是魔事也
- 07 大般若三百三十三云魔被讚メ發慢ヲ者罪過ハ五
- 08 逆ニ人中ノ大盜人ト可云也
- 09 同經四百五十五云魔依ニ可好惡義ヲ致ス所魔力ノ
- 10 拳人ニ可信用ト

〈六丁目裏〉

- 01 同經五百四十六云菩薩道修ルニ或時大得財ヲ甚
- 02 名拳事可有ニ正可知ト是則魔事也依之清淨
- 03 心汗損自行ヲ也速ニ可厭捨也。
- 04 起信論云令魔人令神通得ト或令佛菩薩身見
- 05 或俄精進ハケシクシテ速退シテ不修ト或捨本行更
- 06 余行令修ニ彼令不成ト
- 07 止觀云魔始ニ勸行人ヲ惡令ト作スルニ不レ隨ク巧事善令ニ
- 08 隨ニ所謂行人閑修時思ク我願立塔造寺ニ弘法ヲ
- 09 興隆セ依ニ一世財求メ或遇惡緣ニ修處永廢ス
- 10 大集經十二云菩薩若憍慢發シ是名魔業ト

〈七丁目表〉

- 01 群疑論四云内有邪毒^ニ外感神鬼魔^一
 - 02 止觀云鬼妄^リ惱人^ニ実行人種々事依^ニ邪憶^一
 - 03 往生要集云雖魔對治事多^ト明治方^ニ所謂^一
 - 04 心念^ハ一門是也^ハ弘護念^シ故法威力^故
 - 05 魔破事无^シ
 - 06 酒肉五辛忌^マ事^ン
 - 07 明眼論云酒肉五辛食^テ宿不經^テ行^テ搖欲^テ淨水^ア
 - 08 ミサル此等不淨也此不淨身^ニ着法衣^テ入道^ニ
 - 09 場^ニ背大理^ニ四分律比丘鈔云五辛中^ニヒルヲ重^{トス}
 - 10 至クサキ故也ナマシキハ失重煎^ハ失輕^シ
- 〈七丁目裏〉
- 01 又云諸律中病者^ニヒルヲ食^{スル}事許但^一一小坊居僧^一
 - 02 座不汚^カ七日後淨水^アミ衣薰^テ僧中可交^ル
 - 03 有人引毗那耶律^ニ云若蒜服^ハ七日薤食^ハ三日葱^ヲ
 - 04 服^ハ一日是可忌^シ
 - 05 明眼論云三諸仏皆愚癡^ヲ以為大不淨矣然^一
 - 06 文義理^ヲ不知愚癡僧纒^ニ一食行^ヲ酒肉五辛^ヲ不^レ
 - 07 食^ニ不犯姪欲^ニ以^テ發^シ自高心^ニ諸有智人^ノソシル其過^ヲ
 - 08 五逆過^ヲ
 - 09 私云此文付^ニ能々可分別事也^ハ是深位菩薩何^{レト}慈^シ

- 10 悲專^ヲ偏他本^ニ不顧自^ヲ制戒法式^ニカカハラス逆即^ト
- 〈八丁目表〉
- 01 是順利益施^ヲ或末代學者也^ト定惠門^ノ行躰^ト
 - 02 深^シ衆罪如霜露^ノ觀解有人縱戒門^ノ行儀^ハ不^レ
 - 03 足^{ナリトモ}無智愚鈍身^ニ僅^ニ一食行肉食等^ヲ禁名^ヲ
 - 04 隨分思智者不可令輕^ム云々而末代學者^ト
 - 05 誤見此等文^ノ愚癡^{コソ}不淨肉食妻帶^ハ非^ニ不淨^一
 - 06 思極其身無智不善遣觀法住^ニ犯戒者^{ナル}
 - 07 無間多出來^{レリ}文學者依狐見^ニ云事也可悲^シ
 - 08 可悲墮獄因也墮獄因也
 - 09 看病事
 - 10 行事鈔云世人盛^{ナル}時ムツヒシタシミ病時棄捨^ツ是
- 〈八丁目裏〉
- 01 甚賤心也 又云看病人病者心違^ヘカラス
 - 02 違^ヘ病人發^シ妄心^ニ失正念^一也
 - 03 毗尼母論云病人看病者心違過也看病人病^ト
 - 04 者心違^ト過也僧祇律云自行業スタレン事惜^テ
 - 05 勿捨^ル又云人伴行佛見奉^テ三人道病者值^テ
 - 06 留^{リス}又捨^テ病者一行佛奉見^テ佛大是ハチシメテ終^ニ

- 07 返追^テ令看病^ニ給同性^ニ云佛阿難^ノ一坊舍行給^ニ
- 08 病比丘糞穢^ニ中有見佛問汝^ハ不食^ニ否耶^ヤ
- 09 汝同学師僧^リ有耶病人言^{シテ}不食^ニ今日^ニ七日^ヲ經^リ
- 10 我伴侶无佛問汝隣^ク有耶答^リ有而糞穢^ニ太^{シキ}

〈九丁目裏〉

- 01 故忽他所移^ニ佛哀自水カケタマフ阿難^ハ是洗佛^ヲ
- 02 又御手舒病者額摩^テ病者苦^ク忽除佛^レ
- 03 爲昔因縁説^テ言過去^ニ優婆塞^キ有罪^{シテ}犯^ス
- 04 王爲被誠^ニ其科四十^シモトニ當^{レリ}此杖取者^ハ是^レ
- 05 哀地^ヲ打作音^ヲ実^ニ是不打^レ彼杖取者^ハ多^ク罪^シ
- 06 人打^シ故生々^ニ受重病^ヲ汝身^ハ即是也^レ彼打^シ通^ス
- 07 優婆塞我身^ハ是也昔^ノ恩報^ニ故^レ令得^ニ今^ノ
- 08 病苦除事^ヲ佛諸比丘^ニ告汝等^ト同行^シ人病^ヲ受^ケ
- 09 是不見者^ハ正誰^カ是助^ケ其同家^ト出共沙門^ト成^リ
- 10 同仏^ク爲傍^ニ同法^ヲ所學^ト譬^ハ同一姓^ノ兄弟^ノ如^シ又衆^ト

〈九丁目裏〉

- 01 流海^ニ歸^シ一味^ニ似^リ四分律^ト云師弟^ノ同学^ノ病^ヲ可^ク見^ル
- 02 若^シ是无^ク衆僧^ト人^ハ可^ク指^シ若^シ是无^ク次^ノ第^ノ人^ハ指^シ可^ク令^ル
- 03 見^ル觀念^ノ法門^ト云善友^ノ病人^ト可^ク同^シ若^シ夢^ハ若^シ覺^ス

- 04 何^{ナル}境界^カ見^ル若^シ惡^ク相語^ラ善友^ト聞^キ終^ニ是^レ除^ク可^ク置^ク
- 05 又酒肉^ハ五辛^ノ人^ハ努力^シ不可^ク近^ク惡^ク鬼^ト便^テ得^ル病人^ト
- 06 物^ククルハ^シク失^テ正念^ニ惡^ク趣^ス墮^ル故^レ也探^ル玄記^ト云
- 07 西国^ノ法依^ニ命^ト終^ニ時^ニ香^ヲ燒^キ磬^ヲ鳴^テ佛^ノ名^ヲ可^ク唱^テ天台^ト
- 08 大師^ト云臨^ニ終^ニ聞^ク鐘^ノ聲^ヲ其人^ハ得^ル正念^{ナリ}
- 09 臨^ニ終^ニ善^ク惡^ク相^ト事^ト
- 10 瑜伽論^ト云善^ク心^ニ死^者安^樂終^ニ惡^ク心^ニ死^者苦^惱死^ル

〈十丁目表〉

- 01 大論^ハ是同^シ私^ニ云^ハ是多^ク分^ニ説^ク也婆娑論^ト云
- 02 或^ハ阿羅漢^ト斷^ル末^ニ魔^ノ苦^ヲ被^テ責^ム有^リ或^ハ殺^ス生^者斷^ル抹^ス
- 03 魔^ニ被^テ遁^テア^リ是^レ皆^ハ過^ク去^リ業^ヲ報^カ故^レ也私^ニ云^ハ此^レ
- 04 惡^ク人^ハ先^ニ世^ノ惡^ク業^ヲ次^ニ生^ス受^ケ也今^ノ生^ノ惡^ク業^ヲ才^ハ三^ニ
- 05 生^ル驚^ク受^ケ也今^ノ生^ノ業^ヲ今^ノ生^ノ報^ヲ順^ニ現^ニ業^ヲ也今^ノ
- 06 生^ル業^ヲ次^ニ生^ス報^ヲ順^ニ生^ス業^ヲ也今^ノ生^ノ業^ヲ第^ニ三^ニ生^ス已^ハ後^ニ
- 07 報^ヲ順^ニ後^ニ業^ヲ也何^ノ時^ニ時^ニ分^ニ久^ク報^ヲ不^レ定^ニ業^ヲ也
- 08 是^レ四^ノ業^ト云^ハ也業^ト者^ハ善^ク業^ト惡^ク業^ト世^ト間^ト出^ル世^ト因^ト果^ト
- 09 道^ノ理^ト同^シ事^ト也斷^ル抹^ス魔^ノ者^ハ梵^ノ語^ト此^レ云^ハ枝^ノ節^ト探^ル
- 10 玄記^ト云臨^ニ終^ニ色^ハ黑^ク地^ノ獄^ト隨^テ也青^ク畜^ノ生^ト也餓^シ

〈十丁目裏〉

- 01 鬼生者古出人生者面常色也天生色弥鮮
 02 其形可愛檳榔云色麤墮餓鬼也対法
 03 論云善行人命終時身冷下上登惡業人
 04 上下下也
 05 諸経要集云善人足ホソマテ冷終人生頭冷終
 06 天生惡人腰冷終生餓鬼膝冷墮畜生
 07 足冷終墮地獄阿羅漢涅槃入頂冷終或ム
 08 子マテ冷涅槃スルモアリ俱舎云生天者識ム
 09 子マテ滅ス文私云識燭ツレテキュル也生天者燭
 10 キユル事云俱舎ムネマテ冷ノホルト文
- 〈十一丁目表〉
- 01 諸経要集頂冷終見是案天生者有二類可心
 02 得也例如阿羅漢二類有瑜伽論云惡業者
 03 眼種々苦相見故或自汗流或身毛ヨタチ
 04 手乱サワキ大小便利モラシ虚空ミ目ヒト
 05 ミヲヒルカヘス守護国界経云墮地獄者或左
 06 右手アケテ空ニキリ或善知識不随或ナキ
 07 ムセシ或大小便モルヲ不知或目ヲヒラカズ或
 08 常面カクス或覆臥如此十五相相有餓鬼
 09 隨者常唇子フル或身甚アツシ或餓食暴或

- 10 口ハル或小便モレ或左ヒサ先冷或右手ニキル
- 〈十一丁目裏〉
- 01 如此等八相畜生隨者深妻子戀悲或手足
 02 指カカム或身汗流或口中泡カム如此五
 03 相人道生者心種々善生身苦痛
 04 スクナシ心父母事思妻子哀心発或三宝
 05 請三宝名字唱如十ノ相天生者大躰
 06 人同心種々善発或仰咲含或眼色是清也
 07 私云問云今所注多是三界六道可相若爾淨
 08 土往生其相如何答往生淨土奇瑞経論不
 09 委諸伝中或異香或瑞雲或音樂種々具出
 10 又往生淨土相天生相大躰可同彼御仏入
- 〈十二丁目表〉
- 01 滅時熖氣留有望天生者同如但仏応用垂
 02 玉フニ頭応冥応頭応他人見聞及冥応不
 03 然能能可思之可思之一
 04 死後事
 05 律鈔云衣持云妄人覆ヲクル但衣徒埋事勿
 06 亡僧送輿輕是作上白天蓋置下裳可

- 07 廻ラス四人シテ是可持テ亡者ハ若ハ或ハ師長ハ或ハ父母恩ハ
- 08 類ナラハ其子ハ弟子等ハ是可持テ私云ニ积尊ハ父王ハ棺カキ
- 09 玉事フハ増ハ阿含ニ出タリ姨母ノ與ノ荷ヒ玉ヲ事大
- 10 愛道ニ見タリ遊聖ニ尚爾リ凡類ハ不足ニ云律

〈十二丁目裏〉

- 01 鈔云ニ一人ハ燒香シ一人ハ道引シ一寺ハ一寺ハ拳送テ之ヲ
- 02 又云ニ天竺ニ四葬アリ一水葬ニ一火葬ニ一土葬ニ一
- 03 野葬也ハ無常ニ云殯所ニ至ラハ燒香シ散花シ可誦
- 04 經ス然ル後ニ是ハフレ律ニ多ク火葬ト野葬ト明若
- 05 火葬セン時ハ石上ニ可置ク草ノ上ニスル事ナカレ
- 06 追善事
- 07 七分ノ一得ハ惡人ナル事也ハ善人ハ全得ク是也
- 08 隨順ニ往生シ經云ニ若亡者ノ身ヲ嚴シ具ハ或屋宅等ニ是
- 09 供養シテ三寶ヲ其福ヲ廻向スレハ功德力ノ有故ニ惡趣ニ苦
- 10 忽ニ被テ遁佛ニ土生事ヲ得事

〈十三丁目表〉

- 01 梵網ニ經云ニ若父母兄弟ノ師僧等ノ死シ日乃至七七
- 02 日ニ是菩薩ハ大乘戒ヲ可誦誦ス講讚ス一人ハ師釋云此戒
- 03 法依カ故ニ惡趣ニ落者ハ生人ニ生人ハ天者ハ得見ル佛

- 04 矣ハ光明ハ真言ハ儀軌云若孝子ハ有父母ノ於墓處ニ
- 05 安置シ卒塔婆ヲツレハ其父母ハ不墮ニ惡趣ニ化生ニ淨
- 06 土ニ矣ハ光明ハ真言ハ一百遍ニ滿テ土砂ヲ加持シテ死骸ニ散
- 07 如上ニ可得益ヲ事
- 08 婆娑論云昔善處ニ可生ニ雖造ト福業ニ余惡業ノ
- 09 爲ニ被障ニ果感ス事不能ニ今孝子等ハ依テ追善ニ除障ニ
- 10 宿善ハ忽ニ來感ニ可得意ニ事

〈十三丁目裏〉

- 01 功德ニ似罪ナル事
- 02 涅槃ニ經卅六云ニ善事ニ似而モ墮ル惡道ニ事一爲勝ニ学
- 03 經論ニ一爲得テ供養ヲ持ル禁戒ニ一人ハ隨爲物施等
- 04 也ハ持犯要記云若人ハ世爲被貴ニ自身ノソシリ
- 05 他人ノ讚ム或人ノ讚ム又我ハ可讚ム知讚ム他ノ自ノソシル
- 06 此罪ハ甚深ニ重中ニ可重ナル事
- 07 罪ト不知罪事
- 08 弘決ノ四云ニ人思ク香ニ着ス過カ无ク今謂ク不爾ニ香著ル人
- 09 煩惱ノ門ヲ開キ佛法ノ跡ヲ閉メ百年間持テ禁戒ヲ功德一
- 10 時破レ又舍利弗問云若比丘ハ一日馬車乘レハ

〈十四丁目表〉

01 五百日持齋功德失但老比丘無力ナラン 可許事
02 老後懈怠事

03 炎經才十一云甘蔗シホラレテ其カスニ味ミセナキカ

04 如人老爲ヲカサレテ佛道ノ三昧失出離ヲ不欣

05 二誦誦モノウシ三ニハ坐禪无味事

06 增一阿含才一 大迦葉阿難答言我年老朽聞テ

07 處多忘事ニク

08 善導云各聞力有時勵常住可求事ラン

09 遺教經云徒成事无 空死 後必クヤシカラニン事

10 論此文釋云彼悔三重一 老後悔盛 時不 勤一悔ニ

〈十四丁目裏〉

01 也二臨終悔平生不レ修悔三 死悔閻王責蒙ニハ

02 時悔也三重悔次第後 前増 悲骨髓トホル文ニハ

03 行人鬼病事

04 止觀八云道場神怨フセクト云 決定業報是ヘトモ

05 留 不能一喻所負主物責 守護人フセク事不ルコト

06 得一如妙樂云守護神フセクト云ヘルハ但是横ニ

07 悩フセク也 私云世人思鬼病皆是横病スヲ

08 也非業也云是則愚人云事也必不爾 抑勇ト

09 猛強盛行人成タレハ定業云ヘトモ尚転見ニ

10 況余哉云々

〈十五丁目表〉

01 止觀云命道場 身ホロホサント云決定心ハケシクヲ

02 スレハ何罪不滅一何業 不転譬大將心カ

03 タケケレハ兵衆イサミヲ成スカ如行者心タケシ

04 ケレハ守護神力増也ヲ

05 雜阿含經第五十云惡鬼拳拳 舍利弗ヲ

06 頭打尊者是痛云 大苦 不及一此鬼ト

07 力若耆闍崛山打事一挙持 彼山クセハ

08 タケン事可如砂一 私云此文一 得道聖也ニハ

09 云ヘトモ定業依惡鬼悩蒙証拠也二ニハ

10 定業受云ヘトモ転 輕受受証拠也ト

〈十五丁目裏〉

01 道人貧報事

02 檳榔云出家人定惠是正可修法也傍又福ニ

03 業 可修一若不修福一 生々貧乃至悟得ヲ

04 乞食 不得一舍利弗弟子 羅旬比丘云持スルニ

05 戒精進也而乞食 六日 不得命既絶 同学ニ

06 食与鳥来取去目連又神力勵 食施 正口入ト

- 07 スル時変シテトリス泥成ニ終ニ以佛力ヲ令得ニ玉ヲ乃至最
- 08 後ニ沙食ハ涅槃テ入ニ云可 私云彼比丘過去ニ
- 09 母ノ餓食テ乞ケルニヒタルクハ沙ヲ食水イ飲カシト
- 10 云不テ与亦之コロシケルムクヒ也ムクヒ也

〈十六丁目表〉

- 01 像法決疑經云未來惡比丘出家人布施行ヲ
 - 02 見テソシリ可云ニ夫出家法閑定恵ト可修
 - 03 何無益態成ト此言成者心知惡魔眷屬
 - 04 也地獄餓鬼ト隨後ニ狗果報受若人ニ中生シテモ
 - 05 貧窮無福ニ一事心叶事无是則他施見惡
 - 06 心発故也事
 - 07 大論卅二云舍利弗一鉢飯以供佛ヲ佛是受餓タル
 - 08 狗施佛舍利弗問ニ汝我供カニ我狗施ニ其功德
 - 09 何多舍利弗曰悲心施ヲ故狗施ニ功德可多ル
 - 10 同論才廿六云佛食以御口中入ニ天人是請取テ
- 〈十六丁目裏〉
- 01 十方餓タル衆生施ス
 - 02 私云故本尊供ニ物乞ハ若禽獸等ニ可施ス可施
 - 03 師奉仕事

- 04 大論四十九云依師可得無上道ニ何恭敬供養セラレシ
- 05 若師不奉仕吉井ニ如無ニ功德水不可得
- 06 又云師教直ニ師罪不可見ニ狗皮クサキ袋ニ金
- 07 入是ニ与不取耶又暗時嶮路行ニ惡人火
- 08 捧来ニ是不用耶。
- 09 増一阿含第十九云舍利弗病受大苦痛アリキ
- 10 天帝釈来尊者足撫自彼糞穢除キタマフ

〈十七丁目表〉

- 01 是又師敬故也
 - 02 僧祇律云若百臈比丘也トモ無智ナラハ十臈比丘ニ
 - 03 仕事弟子如スヘシスヘシ
 - 04 涅槃經云知法人ヲ若老ハ若少ハ供養恭敬セン事
 - 05 切利天衆帝釈ニ可如ニ奉仕スルカ
 - 06 大論云佛法ニ智恵先ヲ苦行先ヲアラスニ
 - 07 仏初心行人ニ隱靈驗ニ事
 - 08 浄名經疏云首楞嚴經之密授記云若初心ト
 - 09 菩薩ニ對シテ汝幾過レ劫キテ可成レ仏ト其名ヲナニカシ如来ト
 - 10 可云ナントトノ玉ハハ此菩薩我既授記得ニ云ト
- 〈十七丁目裏〉

- 01 慢心^{マツ}發^{ハツ}又可^{マタ}放逸^{ホウイツ}依^ヨ之佛^ノ彼^ノ主^ニ不聞^{キコ}傍^ニ人^ニ
- 02 向^{ムカヒ}此^ノ菩薩^ノ作^シ佛^ノ期^ニ近^シ各^ノ可^ク結緣^ス一^ノ玉^ク
- 03 文^{モン}句^ク第^ニ八^ノ云^フ若^シ深^シ山^ニ法^{ハフ}花^ハ誑^ヲ誦^ス 釈^{シヤク}迦^カ如^ニ來^リ
- 04 化^ケ天^{テン}龍^{リウ}等^{トウ}遣^ツ令^シ聽^ク聞^ク云^フへ^リ但^{シテ}是^レ初^ノ心^ノ行^フ
- 05 者^ニ天^ノ龍^ト等^ト不^レ可^ク遣^フ彼^ノ人^ニ我^ニ既^ニ天^ノ龍^ト等^ト見^ル
- 06 云^フ慢^{マン}心^{シン}可^ク發^ス故^ニ云^フ々
- 07 私^シ云^フ此^ノ抄^ノ文^ノ初^ノ心^ノ行^フ者^ト隱^ニ靈^ニ驗^ヲ証^シ拠^ト也^{ナリ}但^{シテ}若^シ
- 08 初^ノ心^ノ也^{ナリ}本^ノ性^ノ慢^{マン}心^{シン}少^ク自^ラ高^ク心^{シン}不^レ可^ク發^ス
- 09 種^{シユ}々^々奇^キ瑞^{ズイ}可^ク見^ル可^ク聞^ク依^レ之^ノ種^{シユ}々^々相^ム好^ク見^ル說^ス
- 10 仏^{ブツ}像^{ゾウ}經^{キヤウ}卷^{クワン}買^{カヒ}可^ク取^ル否^{シヤ}耶^ニ事^ト

〈十八丁目表〉

- 01 梵^{ハン}網^{マウ}經^{キヤウ}云^フ佛^ノ菩^ポ薩^ノ形^ノ像^ノ賣^ハ乍^ハ見^ル買^ハ 輕^{キヤウ}垢^{コウ}罪^{ズイ}犯^ス
- 02 像^{ゾウ}法^{ハフ}決^{ケツ}疑^ギ經^{キヤウ}云^フ未^ミ來^{ライ}世^セ惡^{アク}人^ニ仏^{ブツ}像^{ゾウ}可^ク賣^ハ若^シ
- 03 此^ノ買^{カヒ}取^リ供^{キヤウ}養^{ヤウ}者^ト二^ニ人^ニ共^ニ罪^{ズイ}可^ク得^ル一^ノ百^ニ五^ニ百^ニ世^ト
- 04 中^{チュウ}常^{ジョウ}人^ニ賣^ハ可^ク得^ル報^{ホウ}云^フ々
- 05 又^{マタ}云^フ佛^ノ像^{ゾウ}經^{キヤウ}卷^{クワン}賣^ハ者^ト 国^{クニ}王^ヲ大^{ダイ}臣^シ此^ノ人^ニ取^ル可^ク誠^{マコト}
- 06 又^{マタ}国^{クニ}中^ニ可^ク追^ツ出^ス
- 07 私^シ云^フ二^ノ經^ノ文^ノ其^レ意^ヲ相^ム違^フ但^{シテ}此^ノ合^ハ得^ル意^ヲ彼^ノ人^ニ賣^ハ
- 08 云^フ我^ガ若^シ買^ハ彼^ノ人^ニ賣^ハ事^ト不^レ可^ク得^ル一^ノ知^チ是^レ不^レ可^ク
- 09 買^ハ彼^ノ人^ニ罪^{ズイ}不^レ令^ズ得^ル一^ノ也^{ナリ}

〈十八丁目裏〉

- 10 像^{ゾウ}法^{ハフ}決^{ケツ}疑^ギ經^{キヤウ}意^ヲ是^レ若^シ又^{マタ}我^ガ不^レ買^ハ必^ズ他^ノ所^ニ可^ク賣^ハ
- 知^チ是^レ可^ク買^ハ我^ガ功^{コウ}德^{トク}為^ル得^ル也^{ナリ}梵^{ハン}網^{マウ}經^{キヤウ}意^ヲ是^レ也^{ナリ}買^ハ德^{トク}也^{ナリ}像^{ゾウ}法^{ハフ}失^ス制^シ梵^{ハン}網^{マウ}德^{トク}勸^{ケン}也^{ナリ}
- 右^{ミダリ}此^ノ抄^ノ者^ト毘^ヒ沙^{シャ}門^{モン}堂^{ドウ}明^{メイ}禪^{ゼン}撰^{ゼン}也^{ナリ}跋^{ハツ}台^{タイ}嶺^{リウ}御^ニ門^ト
- 享^{キヤウ}運^{ウン}幸^{キヤウ}者^ト也^{ナリ}且^ツ為^ル二^ノ僧^ニ徒^ト威^イ儀^イ用^{ヨウ}心^{シン}且^ツ為^ル二^ノ
- 得^ル三^ノ并^ニ指^シ南^ニ謹^{キン}令^レ憶^{オク}持^チ者^ト也^{ナリ}
- 文^{モン}明^{メイ}十^{シユ}年^ニ戊^{ブツ}戌^{シユ}正^{テイ}月^{ゲツ}日^{ニチ} 奉^{ホウ}書^{ショ}寫^{シャ}候^{コウ}
- 權^{ケン}少^{ショ}僧^{ソウ}都^ト享^{キヤウ}運^{ウン}

〈十九丁目表〉

- 慶^{ケイ}(安^{アン}) 元^{ゲン}年^ニ五^ゴ月^{ゲツ}上^{ジョウ}旬^ニ
- 江^{カウ}州^{シュウ}栗^リ太^{タイ}郡^{クワン}芦^ロ浦^ポ觀^{カン}音^{イン}寺^ジ 法^{ハフ}印^{イン}舜^{ジュン}興^{キヤウ}藏^{ゾウ}
- 戒^{ケイ}日^{ニチ}十^{シユ}五^ゴ
- 歲^{サイ}五^ゴ十^{シユ}六^{ロク}